

第3部

災害応急・復旧対策計画

第1章 初動態勢

- 近年、科学技術の進歩と防災・安全思想の普及に伴って、危険物施設や交通機関等の安全性は向上して、多数の死傷者を出す事故は減少している。しかし、これらの施設等は大型化、過密化しており、万一事故等が発生した場合、その被害は大きくなるおそれがある。
- 本章では、不測の事故等が発生した場合、都、区市町村及び防災機関がとるべき活動体制について定める。

第1節 東京都災害対策本部の組織・運営

1 都本部の活動体制

- 知事は、都の地域に大きな火災又は不測の事故が発生した場合、法令及び本計画の定めるところにより、関係防災機関の協力を得て、災害応急対策を実施するとともに、区市町村及び他の防災機関が処理する災害応急対策の実施を援助し、かつ、総合調整を行う責務を有する。
- 上記の責務を遂行するため、必要がある場合は応急対策本部又は災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。
 - (1) 都本部の設置
 - 知事は、都の地域において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めたときは、災害対策活動の推進を図るため東京都災害対策本部（以下「都本部」という。）を設置する。
 - 都本部を構成する局の局長(以下「局長」という。)又は地方隊長の職にある者は、都本部を設置する必要があると認めたときは、危機管理監に都本部の設置を要請する。
 - 危機管理監は、都本部設置の要請があった場合、その他都本部を設置する必要があると認めた場合は、都本部の設置を知事に申請する。
 - (2) 都本部設置の通知等
 - 本部長(知事)は、都本部が設置されたときは、ただちにその旨を各局長及び地方隊長並びに国(総務省消防庁)に通知する。

また、必要があると認めたときは、次に掲げる者に対して都本部の設置を通知する。

 - ア 区市町村長
 - イ 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の長又は代表者
 - ウ 陸上自衛隊第一師団長、海上自衛隊横須賀地方総監、航空自衛隊航空総隊司令官
 - エ 厚生労働大臣、国土交通大臣

第1章 初動態勢

第1節 東京都災害対策本部の組織・運営

オ 隣接県知事

- 都本部が設置されたときは、直ちにその旨を報道機関に発表する。
- 各局長及び地方隊長は、本部長から都本部の設置の通知を受けた場合、その旨を所属職員に周知徹底する。
- 都本部が設置された場合は、東京都防災センター又は適当な場所に「東京都災害対策本部」の標示を掲出する。

(3) 都本部の廃止

- 本部長は、都の地域において災害の発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、都本部を廃止する。
- 都本部の廃止の通知等は、都本部の設置の通知等に準じて処理する。

2 都本部の組織

- 都本部は、本部長室、局及び地方隊をもって構成する。
- 本部長室は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- 本部長は、災害応急対策のため必要があると認めたときは、現地災害対策本部及び島しょに現地派遣所を置く。

3 本部長等の職務

- 本部長は、都本部の事務を総括し、都本部の職員を指揮監督する。
- 副本部長は、副知事、警視總監及び消防總監をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 本部員は、局長、危機管理監及び本部長が都の職員の中から指名した者をもって充て、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。
- 局長は、本部長の命を受け、局の事務を掌理する。
- 危機管理監は、本部長の命を受け、各防災機関を総合調整するほか、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 被害情報等の収集及び通信連絡の総括に関すること。
 - (2) 本部の職員の動員に関すること。
 - (3) 本部における通信施設の保全に関すること。
 - (4) 自衛隊及び関係防災機関との連絡に関すること。
 - (5) 都本部の運営及び本部長室の庶務に関すること。
 - (6) 各局にまたがる事務や各局では調整が困難な事項についての総合調整に関すること。
- 地方隊長は、支庁長をもって充て、本部長の命を受け、地方隊の事務を掌理する。

4 本部長室の所掌事務

- 本部長室は、次の各号について本部の基本方針を審議策定する。
 - (1) 都本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。

- (2) 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (3) 避難の指示に関すること。
- (4) 災害救助法の適用に関すること。
- (5) 区市町村の相互応援に関すること。
- (6) 局長、地方隊長及び区市町村長に対する事務の委任に関すること。
- (7) 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
- (8) 政府機関、他府県、公共機関、駐留軍及び海外政府機関等に対する応援の要請に関すること。
- (9) 公用令書による公用負担に関すること。
- (10) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

5 本部派遣員

- 本部長は、特に必要があると認めるときは、次に掲げる機関の長等に対し、当該機関の職員が本部長室の事務に協力することを求める。
 - (1) 指定地方行政機関
 - (2) 東京都を警備区域とする陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊
 - (3) 区市町村
 - (4) 指定公共機関又は指定地方公共機関
 - (5) その他災害時における応急又は復旧業務を円滑に実施するため、本部長が特に必要と認める団体
- 本部長は、本部派遣員に対し、資料や情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求める。

6 本部連絡員

- 本部連絡員は、局長が局に所属する課長級の職にある者のうちから指名し、本部長室及び局並びに局相互間の連絡調整にあたる。
- 本部長室には局との連絡のための通信要員を伴い出席する。

7 本部員代理

- 本部員代理は、局長が局に所属する者のうちから指名し、災害発生時に本部員である局長が参集するまでの間、本部の指示や計画に基づく応急対策について職員を指揮するなど本部員の職務を代理する。

第1章 初動態勢

第1節 東京都災害対策本部の組織・運営

8 各局等の分掌事務

局 名	分 掌 事 務
都 総 務 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長室の庶務に関する事。 2 自衛隊及び関係防災機関との連絡調整に関する事。 3 区市町村の指導連絡に関する事。 4 被害情報等の収集及び通信連絡の総括に関する事。 5 本部の職員の動員及び給与に関する事。 6 本部における通信施設の保全に関する事。 7 災害時における他の局の応援に関する事。 8 前各号に掲げるもののほか災害対策の連絡調整に関する事。
都 政 策 企 画 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 報道機関との連絡及び放送要請に関する事。 2 在京大使館等との情報連絡及び調整に関する事。 3 復興本部会議の運営及び震災復興基本方針策定の準備に関する事。 4 災害時における他の局の応援に関する事。 5 その他特命に関する事。
都 戦 略 政 策 情 報 推 進 本 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 基盤システムの維持に関する事。 2 災害時における他の局の応援に関する事。
都 都 民 安 全 推 進 本 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長の特命に関する事。 2 災害時における他の局の応援に関する事。
都 オ リ ン ピ ッ ク ・ パ ラ リ ン ピ ッ ク 準 備 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 スポーツ施設の点検、整備及び復旧に関する事。 2 災害時における他の局の応援に関する事。
都 財 務 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策関係予算に関する事。 2 車両の調達に関する事。 3 緊急通行車両確認標章の発行に関する事。 4 本庁舎の防災及び維持管理に関する事。 5 野外収容施設の建設工事に関する事。 6 災害時における他の局の応援に関する事。 7 前各号に掲げるもののほか、財務に関する事。
都 主 税 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者に対する都税の減免及び徴収猶予に関する事。 2 災害時における他の局及び区市町村の応援に関する事。
都 生 活 文 化 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する広報及び広聴(被災者等からの相談業務に関する事項を含む。)に関する事。 2 写真等による情報の収集及び記録に関する事。 3 区市町村及び区市の国際交流協会その他民間団体との外国人に関する情報連絡及び調整に関する事。

局 名	分 掌 事 務
	4 災害時におけるボランティア等の支援に係る総合調整に関すること。 5 消費生活協同組合からの応急生活物資の調達に係る連絡調整に関すること。 6 私立学校との連絡調整に関すること。 7 文化施設の点検、整備及び復旧に関すること。 8 男女双方の視点に配慮した取組の推進に関すること。 9 災害時における他の局の応援に関すること。
都 都 市 整 備 局	1 都市の復興計画の策定に関すること。 2 被災建築物、がけ地等の調査に関すること。 3 災害時における他の局及び区市町村の応援に関すること。
都 住 宅 政 策 本 部	1 住宅の復興計画の策定に関すること。 2 被災者のための住宅の確保及び修理に関すること。 3 被災者が行う住宅等の建設、補修等のための応急融資に関すること。 4 災害時における他の局及び区市町村の応援に関すること。
都 環 境 局	1 高圧ガス及び火薬類等による災害の防止のための情報連絡に関すること。 2 ごみの処理に係る広域連絡に関すること。 3 し尿の処理に係る広域連絡に関すること。 4 災害廃棄物の処理に係る調整に関すること。 5 災害時における他の局の応援に関すること。
警 視 庁	1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること。 2 被災者の救出及び避難・誘導に関すること。 3 行方不明者等の捜索及び調査に関すること。 4 遺体の調査等及び検視に関すること。 5 交通規制に関すること。 6 緊急通行車両確認標章の交付に関すること。 7 公共の安全と治安の維持に関すること。
東 京 消 防 庁	1 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。 2 救急及び救助に関すること。 3 危険物等の措置に関すること。 4 前各号に掲げるもののほか、消防に関すること。

第1章 初動態勢

第1節 東京都災害対策本部の組織・運営

局 名	分 掌 事 務
都 福 祉 保 健 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療及び防疫に関すること。 2 高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の救護、安全確保及び支援に関すること。 3 救助物資の備蓄、輸送及び配分に関すること。 4 避難者の移送及び避難所の設営に関すること。 5 遺体の検案及びこれに必要な措置に関すること。 6 義援金の募集・受付・配分及び義援物資の取扱いに関すること。 7 災害時における他の局の応援に関すること。 8 前各号に掲げるもののほか、保健衛生、救助及び保護に関すること(他の局に属するものを除く。)
都 病 院 経 営 本 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管する病院の医療救護活動に関すること。 2 災害時における他の局の応援に関すること。
都 産 業 労 働 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救助物資の確保及び調達に関すること。 2 中小企業及び農林漁業の災害応急対策に関すること。 3 災害時における他の局の応援に関すること。
都 中 央 卸 売 市 場	<ol style="list-style-type: none"> 1 生鮮食料品の確保に関すること。 2 災害時における他の局の応援に関すること。
都 建 設 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川及び海岸保全施設の保全及び復旧に関すること。 2 砂防関係施設、高潮防御施設及び排水機場の保全及び復旧に関すること。 3 道路及び橋りょうの保全及び復旧に関すること。 4 水防に関すること。 5 河川における流木対策に関すること。 6 河川、道路等における障害物の除去に関すること。 7 公園の保全、復旧に関すること。 8 災害時における他の局の応援に関すること。
都 港 湾 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 港湾施設、海岸保全施設、漁港施設、空港施設の保全及び復旧に関すること。 2 輸送経路を確保するための航路、泊地及び臨港道路の障害物の除去に関すること。 3 輸送拠点となる岸壁、野積場等の確保及び在港船舶の整理に関すること。 4 輸送手段を確保するための船舶、ヘリコプター等の調達に関すること。 5 港湾における流出油の防御に関すること。 6 災害活動に要する海上公園及び未利用埋立地の確保に

局 名	分 掌 事 務
	<p>関すること。</p> <p>7 災害時における他の局の応援に関すること。</p>
都 会 計 管 理 局	<p>1 災害対策に必要な現金及び物品の出納に関すること。</p> <p>2 災害救助基金の出納に関すること。</p> <p>3 災害時における他の局の応援に関すること。</p>
都 交 通 局	<p>1 都営交通施設の点検、整備及び復旧に関すること。</p> <p>2 電車、地下高速電車、バス及び日暮里・舎人ライナーによる輸送の協力に関すること。</p> <p>3 災害時における他の局の応援に関すること。</p>
都 水 道 局	<p>1 応急給水に関すること。</p> <p>2 水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。</p> <p>3 災害時における他の局の応援に関すること。</p>
都 下 水 道 局	<p>1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。</p> <p>2 仮設トイレ等のし尿の受入れ及び処理に関すること。</p> <p>3 災害時における他の局の応援に関すること。</p>
都 教 育 庁	<p>1 被災児童及び生徒の救護及び応急教育に関すること。</p> <p>2 被災児童及び生徒の学用品の供給に関すること。</p> <p>3 文教施設の点検、整備及び復旧に関すること。</p> <p>4 避難所の開設及び管理運営に対する協力に関すること。</p> <p>5 災害時における他の局の応援に関すること。</p>
都選挙管理委員会 事務局 都人事委員会事務局 都労働委員会事務局 都監査事務局 都収用委員会事務局	<p>1 災害時における他の局の応援に関すること。</p>

第1章 初動態勢

第1節 東京都災害対策本部の組織・運営

9 現地災害対策本部の分掌事務等

名 称	分 掌 事 務 等
現地災害対策本部	<p>1 構成員</p> <p>(1) 現地災害対策本部長は、本部長が指名する副本部長又は本部員とする。</p> <p>(2) 同副本部長は、本部長が指名する本部の職員とする。</p> <p>(3) 現地災害対策本部員は、本部長が指名する者とする。</p> <p>(4) 現地災害対策本部派遣員は、関係防災機関の長が指名する職員とする。</p> <p>2 分掌事務</p> <p>(1) 被害及び復旧状況の情報分析に関すること。</p> <p>(2) 区市町村及び関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(3) 現場部隊の役割分担及び調整に関すること。</p> <p>(4) 自衛隊の災害派遣に係る意見具申に関すること。</p> <p>(5) 本部長の指示による応急対策の推進に関すること。</p> <p>(6) 各種相談業務の実施に関すること。</p> <p>(7) その他緊急を要する応急対策の実施に関すること。</p> <p>3 設置場所</p> <p>災害現地又は区市町村庁舎等</p>

10 地方隊の分掌事務

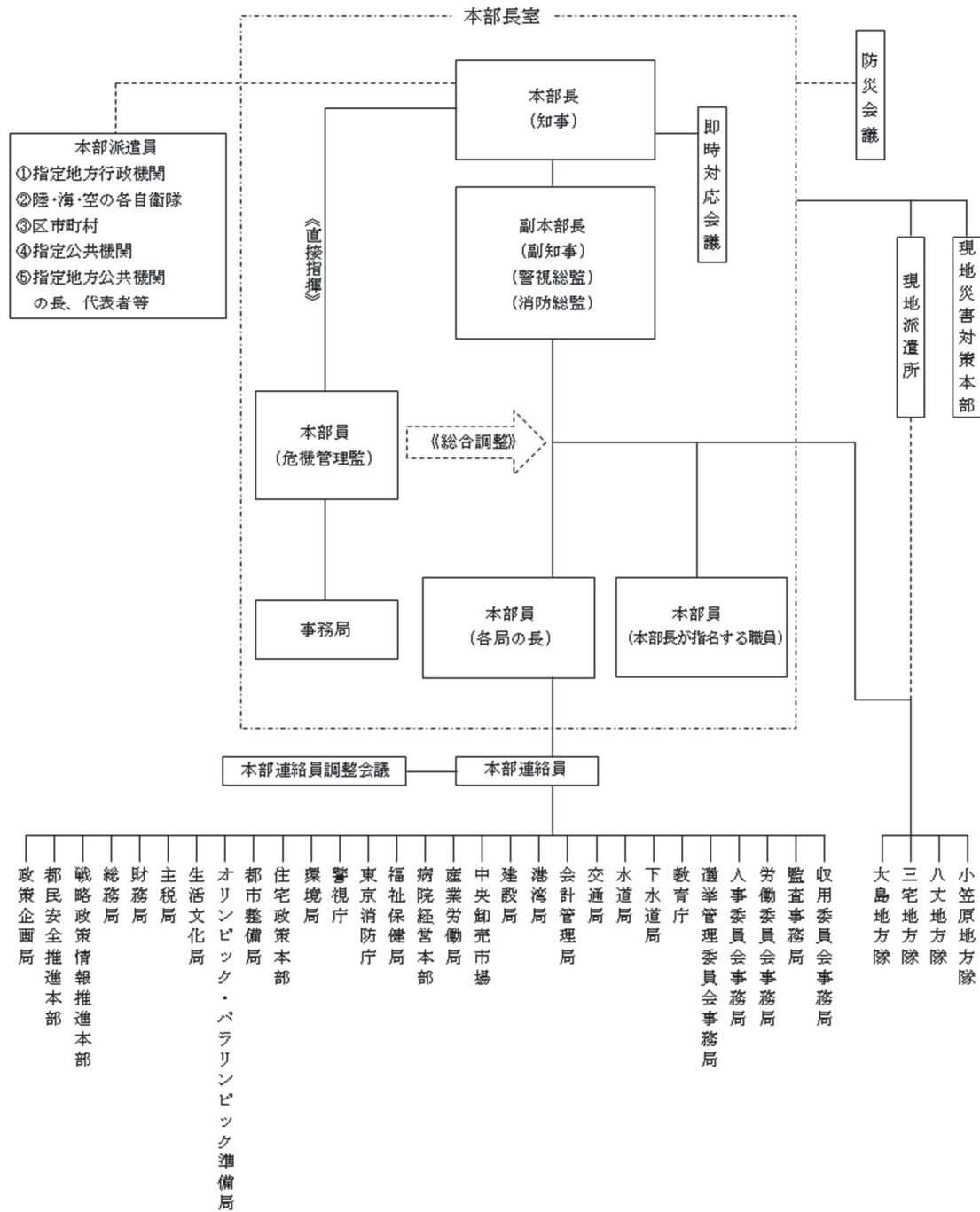
名 称	管 轄 区 域	分掌事務
大島地方隊	大島支庁の管轄区域(大島町、利島村、新島村、神津島村)	地方隊は本部の事務を分掌する。
三宅地方隊	三宅支庁の管轄区域(三宅村、御蔵島村)	
八丈地方隊	八丈支庁の管轄区域(八丈町、青ヶ島村)	
小笠原地方隊	小笠原支庁の管轄区域(小笠原村)	

11 現地派遣所の分掌事務等

名 称	分 掌 事 務 等
現地派遣所	<p>1 構成</p> <p>(1) 現地派遣所長は、本部長が指名する本部職員とする。</p> <p>(2) 現地派遣員は、本部長が指名する者及び地方隊長が指名する地方隊の隊員とする。</p> <p>2 分掌事務</p> <p>(1) 地方隊長が実施する災害対策の援助に関すること。</p>

名称	分掌事務等
	(2) 本部長室及び局との連絡調整に関すること。 3 設置場所 災害現地又は支庁庁舎等

<都本部の組織図>



1.2 都本部の運営

(1) 本部長室の運営

- 危機管理監は、都本部が設置されたとき、原則として東京都防災センター（都庁第一本庁舎9階）にただちに本部長室を開設する。
- 危機管理監は、本部長室の機能を確保するため、防災行政無線設備の保全等に必要な措置を行う。
- 本部長は、本部長室の所掌事務について審議する必要があるときは、副本部長及び本部員を招集する。
- 本部長は、特に必要があると認めるときは、本部長室の構成員以外の者に対し、本部長室への出席を求める。
- 局長は、その所管事項に関し、本部長室に付議すべき事項があるときは、速やかに本部長室に付議する。

(2) 本部連絡員調整会議

- 危機管理監は、局相互間の連絡調整を図る必要があると認めたとき、又は本部連絡員から要求があったときは、総務局総合防災部長に命じて本部連絡員調整会議を開催する。

(3) 対策調整会議

- 危機管理監は、災害対策活動の実施について総合調整を図る必要があると認めたときは、総務局総合防災部長に命じて、関係する局その他防災機関を構成員とする対策調整会議を開催する。
- 設置する対策調整会議は、道路調整会議、オープンスペース使用調整会議及び航空空域使用調整会議の3種類である。

(4) 国の現地対策本部との連携

- 国の現地対策本部が設置された場合、都本部は現地対策本部との連携を密にして、円滑な応急対策の推進を図る。

(5) 都本部と報道機関との連絡

- 都本部からの報道発表は、都庁記者クラブ（第一本庁舎6階）等において行う。

(6) 都本部の通信

- 都本部の通信の運用管理は、危機管理監が統括し、総務局総合防災部長が補佐する。
- 局長及び地方隊長は、都本部が設置されたときは、ただちに通信連絡態勢の確保を図る。

(7) 本部長への措置状況等の報告

- 局長及び地方隊長は、次の事項について、速やかに本部長に報告する。
 - ア 調査把握した被害状況等
 - イ 実施した応急措置の概要
 - ウ 今後実施しようとする応急措置の内容
 - エ 本部長から特に指示された事項
 - オ その他必要と認められる事項

- (8) 本部長室の庶務
 - 本部長室の庶務は、総務局総合防災部が行う。

1.3 都本部の運営を確保する施設

- (1) 東京都防災センター
 - 東京都防災センターは、東京都を中核とする防災機関の情報連絡、情報分析及び災害対策の審議、決定、指示を行う中枢の施設である。
 - 東京都防災センターは、次の機能を有する。
 - ア 情報収集、蓄積、分析、伝達機能
 - イ 審議、決定、調整機能
 - ウ 指揮、命令、連絡機能
 - 総務局総合防災部は、防災センターの各機能・設備の効果的な運用を図るとともに、災害対策の中枢である都本部の円滑な運営を確保するため、必要に応じて応急対策の分野別に関係機関の職員の協力を求め、調整を図る。
- (2) 立川地域防災センター
 - 立川地域防災センターは、東京都防災センターの指揮のもとに行われる多摩地域の防災活動の拠点施設であり、地域の市町村や防災機関及び国の立川広域防災基地所在の各施設との連携を図る。
 - 立川地域防災センターは、情報収集及び連絡調整、備蓄・輸送、一時避難所等の機能を有する。
 - 災害時は、原則として、併設の災害対策職員住宅の入居職員により運用する。
 - 多摩地域で災害が発生し、状況により本部長が必要と認めたときは、立川市内に存する都の出先事業所に勤務する職員のうちから、指名された職員により運用する。

第2節 応急対策本部の組織・運営

- 知事は、都災害対策本部が設置される前又は設置されない場合で、必要があるときは応急対策本部を設置することができる。
- 応急対策本部の組織及び運営は、東京都応急対策本部運営要綱に定めるところによる。

1 応急対策本部の設置

- (1) 応急対策本部の設置
 - 応急対策本部は、次の各号に該当する場合で、知事が必要と認めたときに設置する。
 - ア 暴風、大雨、津波、高潮又は洪水の警報が発せられたとき。
 - イ 利根川、荒川又は多摩川に指定河川洪水予報が発せられたとき。

第1章 初動態勢

第2節 応急対策本部の組織・運営

- ウ 水防警報が発せられたとき。
- エ 大雨、津波、高潮又は洪水の注意報が発せられた場合等で、災害の発生のおそれがあるとき。
- オ 局地的災害が発生したとき。

(2) 応急対策本部の設置の通知等

- 応急対策本部が設置されたときは、直ちにその旨を局長に通知するとともに必要があると認めたときは次に掲げる者に対し、通知を行う。
 - ア 本部構成局以外の局等の長
 - イ 区市町村長
 - ウ 陸上自衛隊第1師団長
 - エ 海上自衛隊横須賀地方総監
 - オ 防災担当大臣
 - カ 消防庁長官
 - キ 厚生労働省社会・援護局長

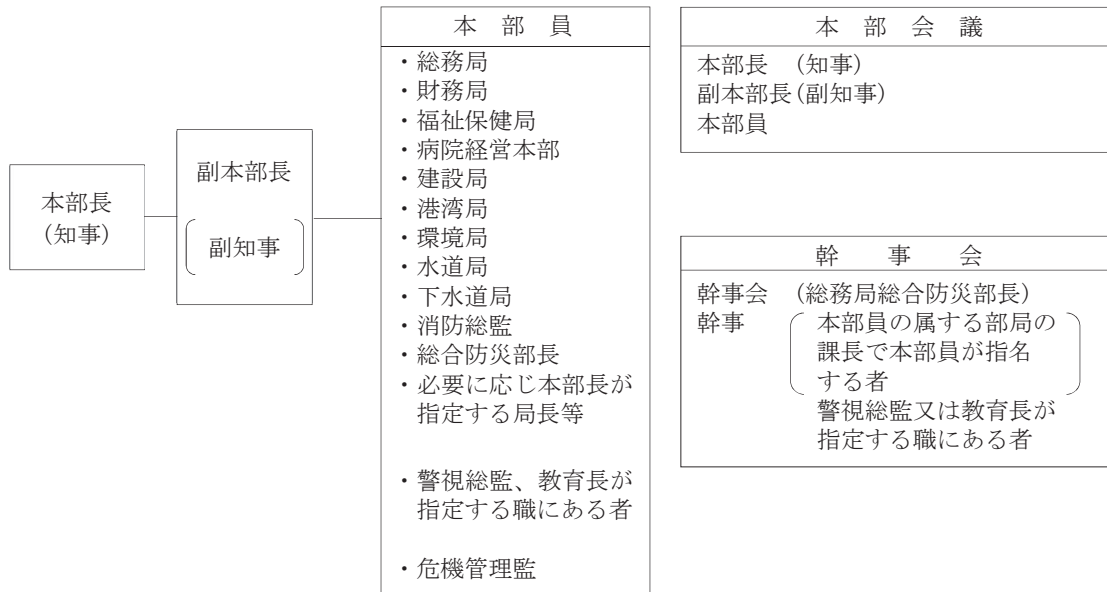
(3) 応急対策本部の廃止

- 応急対策本部は、都本部が設置された場合及び災害に係る応急対策が終了したとき、又は災害の発生するおそれなくなったときに廃止する。
- 応急対策本部の廃止の通知等は、上記(2)に準じて処理する。

2 応急対策本部の組織

- 応急対策本部は、本部長、副本部長、本部員その他の職員を置く。
 - (1) 本部長は、知事をもって充てる。
 - (2) 副本部長は、副知事をもって充てる。
 - (3) 本部員は、次の職にある者をもって充てる。
 - ア 総務局長、財務局長、福祉保健局長、病院経営本部長、建設局長、港湾局長、環境局長、水道局長、下水道局長、消防総監及び総務局総合防災部長並びに知事が指定する局長
 - イ 警視総監又は教育長が指定する職にある者
 - ウ 危機管理監

<東京都応急対策本部の組織図>



3 応急対策本部の所掌事務

- 応急対策本部の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 災害情報の収集及び伝達に関すること。
 - (2) 災害応急対策の実施に関すること。
 - (3) 区市町村の実施する応急対策の調整に関すること。
 - (4) 災害救助法の適用に関すること。

4 本部長の職務

- 本部長の職務は、本部会議を主宰するほか、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 災害救助法の適用を決定すること。
 - (2) 都各局及び東京消防庁に対し必要な措置をとるべきことを指示すること。
 - (3) 警視庁及び都教育庁に対し、必要に応じ応急措置を求めること。

5 応急対策本部の運営

- (1) 本部会議の運営
 - ア 本部会議は、本部長(知事)、副本部長(副知事)及び本部員(知事が指名又は要請する局長等)で構成する。
 - イ 本部長は、災害応急対策の実施に係る重要事項について審議する等必要が生じた場合には、本部会議を開催する。
- (2) 幹事会の運営
 - ア 幹事会は、都総務局総合防災部長、関係都各局の課長級職員及び警視総監又は教育長があらかじめ指定する職にある者で構成する。
 - イ 幹事会は、応急対策本部等において収集した情報に基づき、所掌事務に関する災害対策を審議する。

第1章 初動態勢

第2節 応急対策本部の組織・運営

6 職員配備態勢の指令

- 知事は、本部を設置したときは、本部構成局に対し職員配備態勢の指令を発するものとする。
- 局長等は、職員配備態勢の指令が発せられたときは、本部の職員を配備するものとする。
- 上記により配備された職員のほか、知事が必要と認めるときは、東京都災害対策本部の構成局の局長に対し、東京都災害対策本部運営要綱第8第1項で定める非常配備態勢の職員区分に準じた態勢の指令を発し、現地機動班要員を配備することができる。

7 応急対策本部の職員配備態勢

- 各局の態勢は次のとおりとし、事態の進展に応じて適宜措置する。
 - (1) 情報連絡態勢
災害の発生を防ぎよするための通信情報活動を主とする態勢とし、各本部構成局が定める。
 - (2) 応急配備態勢
情報連絡態勢を強化し、災害が発生した場合には応急対策活動を実施する態勢とし、各本部構成局が定める。

第3節 災害即応対策本部の設置

1 災害即応対策本部の設置

- 突発的・局地的な災害においては、災害対策本部を立ち上げるまでの間若しくは、災害対策本部を設置するに至らない場合への対応として、災害即応対策本部を設置し、一元的かつ機動的な体制を確立する。
- 災害対策本部が設置される前で、次の各号のいずれかに該当し危機管理監が必要と認めたときに設置する。
 - (1) 集中豪雨による局地的な災害が発生したとき
 - (2) 大規模事故やテロ等で、突発的かつ局地的な災害が発生したとき
 - (3) 局地的な災害発生のおそれがある場合で、応急対策本部を設置しないとき

2 災害即応対策本部の組織

本部長	副本部長	構成員	主な役割
<ul style="list-style-type: none"> ○ 危機管理監 ○ 知事が必要と認めるときは知事が指名する副知事 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合防災部長 ○ 知事が必要と認めるときは危機管理監及び総合防災部長 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危機管理監が指名する局の危機管理主管部長 ○ 休日若しくは勤務時間外は、危機管理監が指名する局の災害対策本部本部員代理等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危機に対処するための対応策の策定 ○ 対応局の役割分担総合調整 ○ 災害情報の共有 ○ 他局、区市町村の設置する本部等との連携 ○ その他必要な応急対策

第4節 危機管理対策会議の招集

1 危機管理対策会議の招集

- 危機管理監は、テロ等の可能性のある事案発生情報を把握した場合は、直ちに危機管理対策会議を招集し、知事に報告する。

第5節 区市町村の活動体制

1 責務

- 区市町村は、当該区市町村の区域に大きな火災又は不測の事故が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的防災機関として、法令、都地域防災計画及び区市町村地域防災計画の定めるところにより、都、他の区市町村及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して、災害応急対策の実施に努める。

2 活動体制

- 区市町村は、上記の責務を遂行するため必要があるときは、災害対策本部(以下「区市町村本部」という。)を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。
- 区市町村本部が設置される前又は設置されない場合における災害応急対策の実施は、区市町村本部が設置された場合に準じて処理する。
- 区市町村は、区市町村本部に関する組織を整備し、本部の設置又は廃止、非常事態に応ずる配備態勢、職員の配置及びサービス等に関する基準を定める。
- 区市町村は、区市町村本部を設置し、又は廃止したときは、ただちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。
- 区市町村の地域に災害救助法が適用されたときは、区市町村長(区市町村本部長)は、知事(本部長)の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。
- 夜間休日等の勤務時間外の災害発生に備え、情報連絡体制を確保する。

第6節 防災機関の活動体制

1 責務

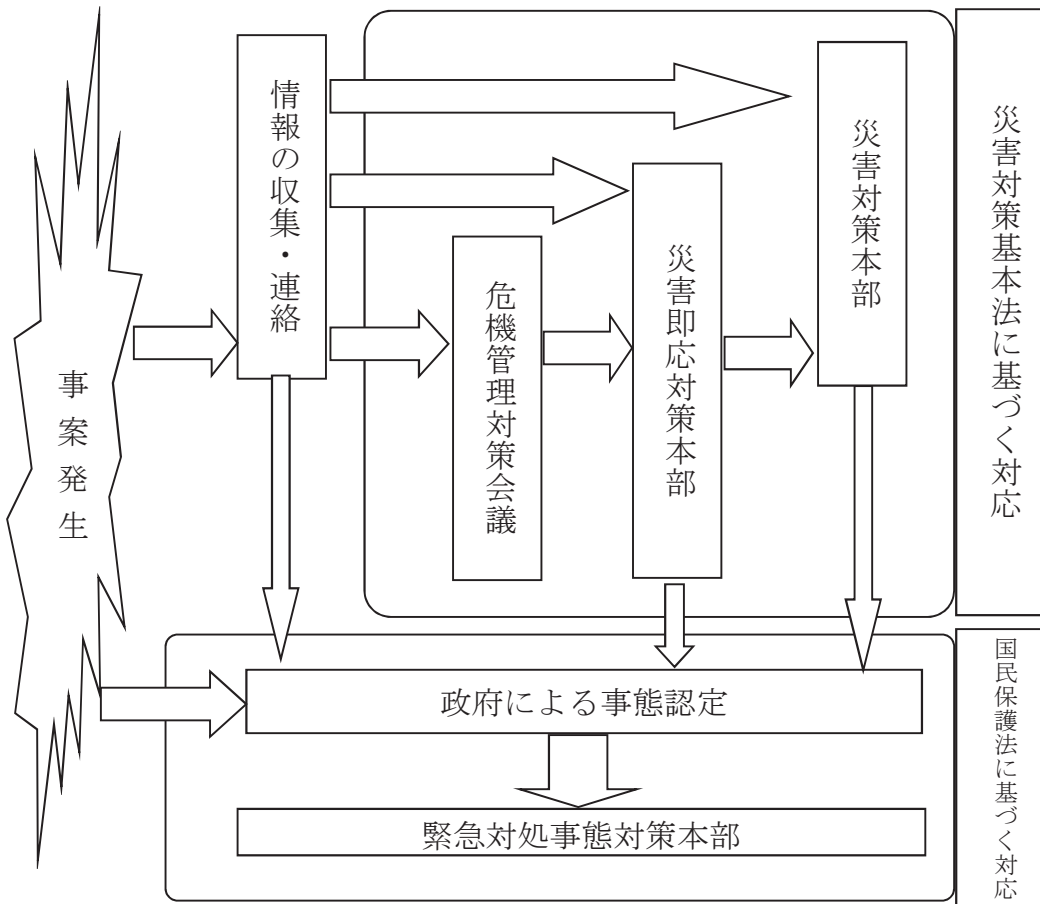
- 大規模事故等が発生した場合、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は所管に係る災害応急対策を実施するとともに、都及び区市町村が実施する応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。

2 活動体制

- 指定地方行政機関等は上記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定める。

第7節 緊急対処事態対策本部への移行

- 都の地域において発生した事案が大規模テロ等によるものであると、政府による事態認定が行われ、内閣総理大臣から都緊急対処事態対策本部の設置指定があった場合、都は、直ちに災害即応対策本部又は災害対策本部を廃止し、緊急対処事態対策本部へ体制を移行する。



- 緊急対処事態対策本部の設置前に、災害対策基本法等に基づく避難の指示の措置を講じた場合は、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく措置を講ずるなど必要な調整を行う。

なお、体制の移行に伴い、調整を行う主な措置は以下のとおり。

措 置 名 (国民保護法上の措置名)	災害対策基本法等に 基 づ く 措 置	国民保護法に基づく措置
避 難 の 指 示	区市町村長が避難を指示 (区市町村長が措置でき ない場合、知事が措置す る) (第60条)	国の指示に基づき、知事 が区市町村長を通じて避 難を指示(第54条) 緊急時には知事による避 難の指示が可能(第14条)

措置名 (国民保護法上の措置名)	災害対策基本法等に基づく措置	国民保護法に基づく措置
警戒区域の設定	区市町村長が設定(区市町村長が措置できない場合、知事が設定)(第63条)	区市町村長が設定(第16条) 緊急時には知事による設定が可能(第14条)
救助(救援)	区市町村長が救助(災害救助法が適用された場合は、知事が救助)(第62条)	知事が救援(第75条)
自衛隊の派遣要請	知事その他政令で定める者が、天災地変、その他の災害から人命又は財産を保護するため、自衛隊法第83条に基づき要請(第68条の2)	知事が、国民保護措置を円滑に実施するため要請(第15条)

※ 災害対策基本法上の警報(自然災害等)と国民保護法上の警報(武力攻撃事態等)は取り扱う内容が異なるため、事態の誤認等を除き、措置の連続性は原則としてない。

- 都の地域において発生した事案がテロ等によるもので、政府による事態認定が行われた場合は国民保護法に基づく措置となるが、事態認定に至るまでの初動及び事態認定に至らないようなテロ等による事案の場合、都は、災害即応対策本部又は災害対策本部の設置を継続し、事案に応じて必要な措置を行う。
- 災害対策基本法等に基づく措置には、いわゆる CBRNE 災害又はこれが疑われる事案に対する対処を含む。この際、CBRNE 災害はテロによるものだけでなく、平常時の事故を含むことも留意する。

第8節 現地連絡調整所の設置

- 列車の脱線事故や航空機の墜落等の大規模事故により多数の死傷者が発生した場合、災害現場では、被害を最小限にするため、複数の関係機関が制約された時間の中で、相互の役割等を明確に認識し、応急対策活動を実施する必要がある。
- このため、都は災害現場において各機関の情報の共有化、活動の調整等を行い、被災者並びに被災のおそれのある者を早期に救出・救助・搬送・避難させることを目的として、現地連絡調整所を設置する。
- 現地連絡調整所の運用方法等については、「大規模事故における相互連携マニュアル」等で定める。

1 現地連絡調整所の設置

- 都は、大規模事故発生時、現地活動機関からの要請がある場合、又は被害の軽減を図るため、必要があると判断した場合、現地連絡調整所を設置する。
- 現地連絡調整所設置の決定は、危機管理監がこれを行う。

2 現地連絡調整所の組織

- 災害現場における関係各機関は、現地連絡調整所に連絡員を派遣する。関係機関には以下のものが考えられる。

- ・ 都
- ・ 事故発生地の区市町村
- ・ 警視庁
- ・ 消防機関
- ・ 自衛隊
- ・ 医師会
- ・ 日本赤十字社東京都支部
- ・ 事故当事者機関(鉄道事業者等)
- ・ 消防団 等

3 連絡調整事項

- 現地連絡調整所では、主として以下のような連絡調整等を実施する。

- ・ 被害状況の把握
- ・ 災害現場の状況把握
- ・ 警戒区域の確認
- ・ 各機関の役割分担、分担区域の確認
- ・ 各機関の部隊派遣状況及び見込み
- ・ 被災者等が一時的に避難する施設・場所の確保に関する調整
- ・ 軽症者の臨時的な移送や医療救護に関する調整
- ・ 重症者の医療機関への搬送に関する調整(ヘリ搬送含む。)
- ・ 遺体の搬送及び安置場所等の調整
- ・ 各機関が発表する広報内容の確認等
- ・ 民間施設等の使用に関する確認
- ・ 臨時ヘリポートの設置・運用に関する調整
- ・ その他、各機関が必要とする事項

4 現地連絡調整所要員

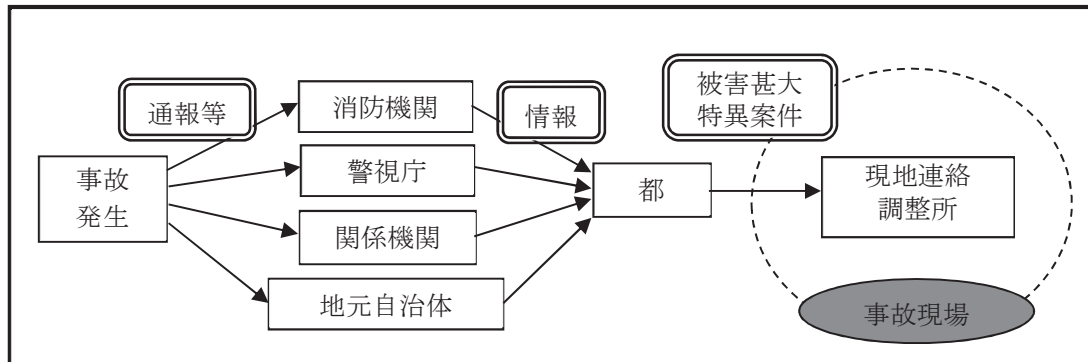
- 都は、現地連絡調整所派遣要員として、あらかじめ必要な人員を確保する。
- 都は、現地連絡調整所派遣要員に対し、総合防災訓練などを通じ、当該業務への対応力を常に維持・強化することに努める。

第1章 初動態勢

第8節 現地連絡調整所の設置

- 災害の規模等により、現地連絡調整所要員が不足する際、都は現在の態勢を勘案した上で、追加の要員を出場させ増強する。

5 現地連絡調整所の設置のフロー



第2章 情報の収集・伝達

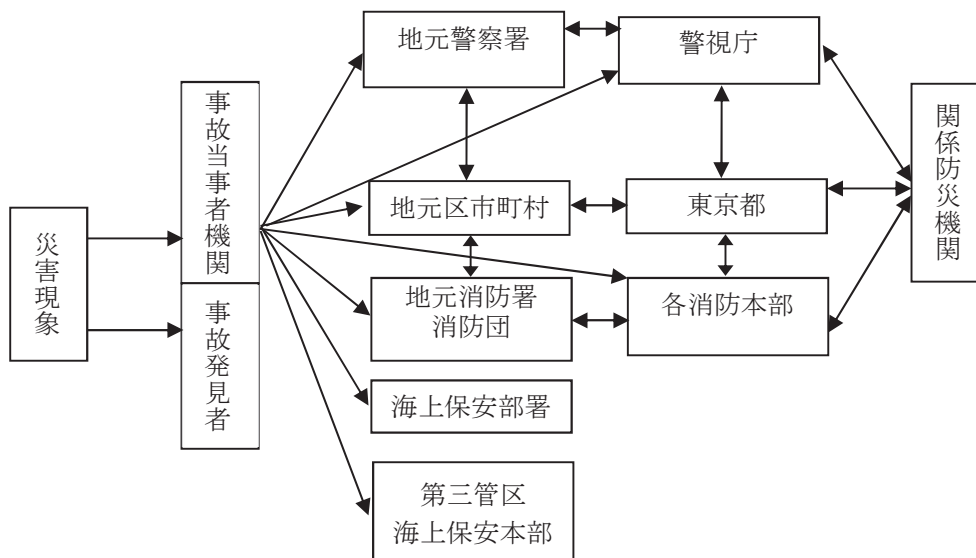
- 事故災害時に各防災機関は、情報連絡体制をとり、被害状況の把握、広報、広聴等を行う。

第1節 情報連絡体制

1 通信連絡系統

- 大規模事故等発生の際の災害対策については、事業者、施設管理者等の当事者機関による対応を原則とするが、大規模災害対策として、広域的、総合的な災害応急対策が必要と考えられる場合の情報連絡体制については、次のとおりである。

(1) 大規模事故等に係る通報経路図



- CBRNE 災害等に対しては、関係防災機関との連携を密にし、情報連絡を行う。
また、都福祉保健局では、医療などの初動態勢を確立するため都総務局から通報に基づき、医療関係防災機関や災害拠点病院等に対し通報する。
- (2) 米軍・自衛隊航空事故等に係る通報経路図
- 都の地域に航空機事故が発生した場合は、前記(1)に準じて連絡通報を行うが、米軍又は自衛隊の航空機事故等による場合は、「米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱」(資料第18 米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱 P277)のとおりである。

第2章 情報の収集・伝達

第1節 情報連絡体制

(3) 情報連絡体制

機関名	内 容
都	<p>○ 東京都防災行政無線を基幹として、都各局保有の無線等の通信連絡手段により、関係防災機関と情報連絡を行う。</p> <p>○ 消防防災無線や地域衛星通信ネットワークを活用し、緊急災害現地対策本部又は総務省消防庁、及び他府県等との通信連絡を行うほか、中央防災無線を利用して関係省庁との情報連絡を行う。</p> <p>(資料第19 東京都防災行政無線回線構成図 P281)</p> <p>(資料第20 東京都防災行政無線移動系回線構成図 P282)</p> <p>(資料第21 東京都防災行政無線回線構成図(区部・多摩) P283)</p> <p>(資料第22 東京都防災行政無線回線構成図(島しょ系) P284)</p>
警 視 庁	<p>○ 警察無線、警察電話及び各種の通信連絡手段を活用し、各方面本部、管下警察署及び各防災関係機関と情報連絡を行う。</p>
東京消防庁	<p>○ 消防・救急無線、消防電話及び各種の通信連絡手段を活用し、各消防方面本部、管下消防署、消防団及び各防災機関と情報連絡を行う。</p> <p>(資料第23 東京消防庁通信連絡系統図 P285)</p>
区 市 町 村	<p>○ 都本部に対する情報連絡は、東京都防災行政無線を使用する。</p> <p>なお、島しょ地域の町村は、支庁にもあわせて連絡する。</p> <p>○ 災害の状況により都本部に連絡することができない場合は、災害対策基本法に基づき都庁第一本庁舎5階大会議場に設置される政府の緊急災害現地対策本部又は国(総務省消防庁)に対して直接連絡する。</p> <p>○ 地域防災行政無線又はその他の手段により、当該区市町村の区域内にある関係防災機関及びその他重要な施設の管理者等との間で通信を確保する。</p> <p>(資料第24 区市町村の保有する防災行政無線等一覧表 P286)</p> <p>(資料第25 区市町村等の通信連絡態勢 P287)</p>
そ の 他 の 防 災 機 関	<p>○ それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信等により通信連絡を行う。</p>

(4) 通信連絡態勢の確立

- 都、区市町村、防災機関は通信連絡態勢を、次のとおり確立する。
 - ア 都本部、都各局、区市町村及び防災機関は、情報の収集、伝達に関する直接の責任者として正副各1名の通信連絡責任者を選任する。
 - また、通信連絡責任者は、通信連絡事務従事者をあらかじめ指名しておく。
 - イ 区市町村及び防災機関は、夜間、休日を含め、常時、都と通信連絡が開始できるよう必要な人員を配置する。

ウ 災害が発生し都本部が設置されるまでの都の通信連絡は、通常の勤務時間においては、都総務局(総合防災部)が担当し、夜間休日等の勤務時間外において災害対策要員が参集するまでは、東京都夜間防災連絡室が担当する。

エ 都本部及び都防災会議への通信連絡は、東京都防災センター内指令情報室において処理する。

- 通信連絡の方法は、原則として、東京都防災行政無線の電話、FAX、システム端末及び画像端末を使用して行うほか、携帯電話、衛星携帯電話等の通信手段の活用も図る。
- 危機管理監は、次により通信統制を実施する。
 - ア 特定の回線について発着信規制、及び通話時間規制を行う。
 - イ 任意の話中回線への割込み通話、及びその回線の強制切断を行う。

2 通信施設の整備及び運用

- 都は、東京都防災行政無線を整備し、東京都防災センター、区市町村、警視庁、東京消防庁、気象庁、災害拠点病院、ライフライン機関、放送機関等の防災機関及び建設事務所、都立病院、水道施設等の都の主要出先機関との間に、総合的な防災行政無線網を整備している。
- 東京都防災行政無線は、電話、FAX機能のほか、データ通信、画像通信及び衛星通信を導入し、都全域における防災情報通信ネットワークを構成している。
なお、無線局が被災した場合に備え、可搬型の衛星通信設備の整備をしている。
- 都は、東京都災害情報システム(DIS)により、平常時において、気象庁等からオンラインで収集した各種気象情報を区市町村等の端末機設置機関に提供する。災害時には、区市町村等が入力した被害・措置等に関する情報を、コンピュータで集計処理し、都本部の表示盤に表示するとともに、災害対策の検討・審議に資するほか、端末機設置機関に伝達して情報の共有化を図る。
- 中央防災無線、消防防災無線及び地域衛星通信ネットワーク等を活用し、国の現地対策本部、総務省消防庁及び他府県等との通信連絡体制を構築する。
- 区市町村及び建設事務所等には、画像伝送システム端末を整備している。
また、災害現場から衛星中継車で現地の状況を映像で東京都防災センターに送信する衛星通信システムを整備している。
- 警視庁及び東京消防庁のヘリコプターからのテレビ映像を受信し、被災地域の特定と被災状況を迅速に把握するシステムを整備している。
- 区市町村は、地域住民への情報連絡のために固定の同報系や移動系の防災行政無線を整備している。
また、電気・ガス事業者や交通運輸機関などの生活関連機関との間の情報連絡のため、地域防災無線の整備を進めている。

3 電気通信設備の優先利用(電報の優先利用)

- 通信事業者は、公共の利益のために緊急に通信することを要する電報の確保については、「非常又は緊急電報」として取り扱い、他の電報に優先して配達する。
(資料第26 電報の優先利用について P288)

4 非常通信の利用(電波法第52条第1項第4号に定める非常通信)

- 各防災機関は、それぞれの有線通信系が被災により不通となった場合、若しくは利用することが著しく困難な場合は、関係機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る。
- 受発信者と無線局の施設者は、関東地方非常通信協議会等を通じて事前に十分な協議を行い、災害発生時の通信の確保に協力する。
- なお、アマチュア無線を活用する場合は、一般社団法人アマチュア無線連盟東京都支部を経由して情報収集を行う。

5 総務省消防防災無線及び地域情報通信ネットワークの利用

- 他県等との相互応援協定に基づく応援依頼や災害対策活動を行ううえで、他県等との通信が必要な場合は、都は、消防防災無線(総務省消防庁所管)又は自治体間を結ぶ地域衛星通信ネットワーク等を利用して通信する。
- 九都県市の基本的な通信手段は、地域衛星通信ネットワークとする。

6 防災相互通信用無線の利用

- 防災対策に係る行政機関、公共機関、地方公共団体等の団体相互間で防災活動を迅速に実施するために、これらの機関相互間で通信が必要な場合は、防災相互通信用無線を活用する。

7 全国瞬時警報システムの利用

- 都は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)から送信された警報等の情報を活用する。

第2節 災害予警報等の伝達

1 気象情報

○ 火災等の発生に密接な関連のある気象情報は次のとおりである。

(1) 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに気象庁大気海洋部予報課が東京都知事に対して通報し、都総務局及び東京消防庁を通じて区市町村や各消防署等に伝達される。

(2) 火災気象通報の実施基準

区 域	実 施 基 準
東京都(大島支庁、三宅支庁、八丈支庁及び小笠原支庁管内を除く)	1 実効湿度 50%以下で最小湿度 25%以下になると予想される とき 2 平均風速が 13 メートル以上吹くと予想されるとき(降雨、 降雪中は通報しないこともある。) 3 実効湿度 60%以下で最小湿度 30%以下となり、平均風速が 10 メートル以上吹くと予想されるとき
大島支庁管内	1 実効湿度 60%以下で最小湿度 30%以下になると予想される とき 2 平均風速が 15 メートル以上吹くと予想されるとき(降雨、 降雪中は通報しないこともある。) 3 実効湿度 60%以下で最小湿度 30%以下になると予想される とき
三宅支庁及び八丈支庁管内	1 実効湿度 65%以下で最小湿度 35%以下になると予想される とき 2 平均風速が 15 メートル以上吹くと予想されるとき(降雨、 降雪中は通報しないこともある。) 3 実効湿度 60%以下で最小湿度 30%以下になると予想される とき
小笠原支庁管内	1 実効湿度 60%以下で最小湿度 30%以下になると予想される とき 2 平均風速が 15 メートル以上の風が、3 時間以上連続して吹 くと予想されるとき(降雨中は通報しないこともある。) 3 実効湿度 60%以下で最小湿度 40%以下となり、平均風速が 10 メートル以上吹くと予想されるとき

(3) 火災気象通報の実施官署、担当区域

実施官署	担 当 区 域
気 象 庁 大 気 海 洋 部 予 報 課	東京都

2 火災警報

(1) 発令

- 東京消防庁は、気象庁からの気象情報に基づき、気象の状況等から火災発生及び延焼拡大の危険が極めて大きいと認める場合に火災警報を発令する。

(2) 伝達

- 東京消防庁は、前記警報を発令したときは、都総務局、気象庁、管下各消防署、消防団及び関係防災機関に通報する。
- 東京消防庁は、報道機関を通じて警報の発令を都民に周知するとともに、各消防署は、あらかじめ定めた場所への掲示、官公署等への通報及び巡回広報等を行う。
- 都総務局は、警報の発令を市町村(都に消防業務を委託しているものを除く。)に通報する。

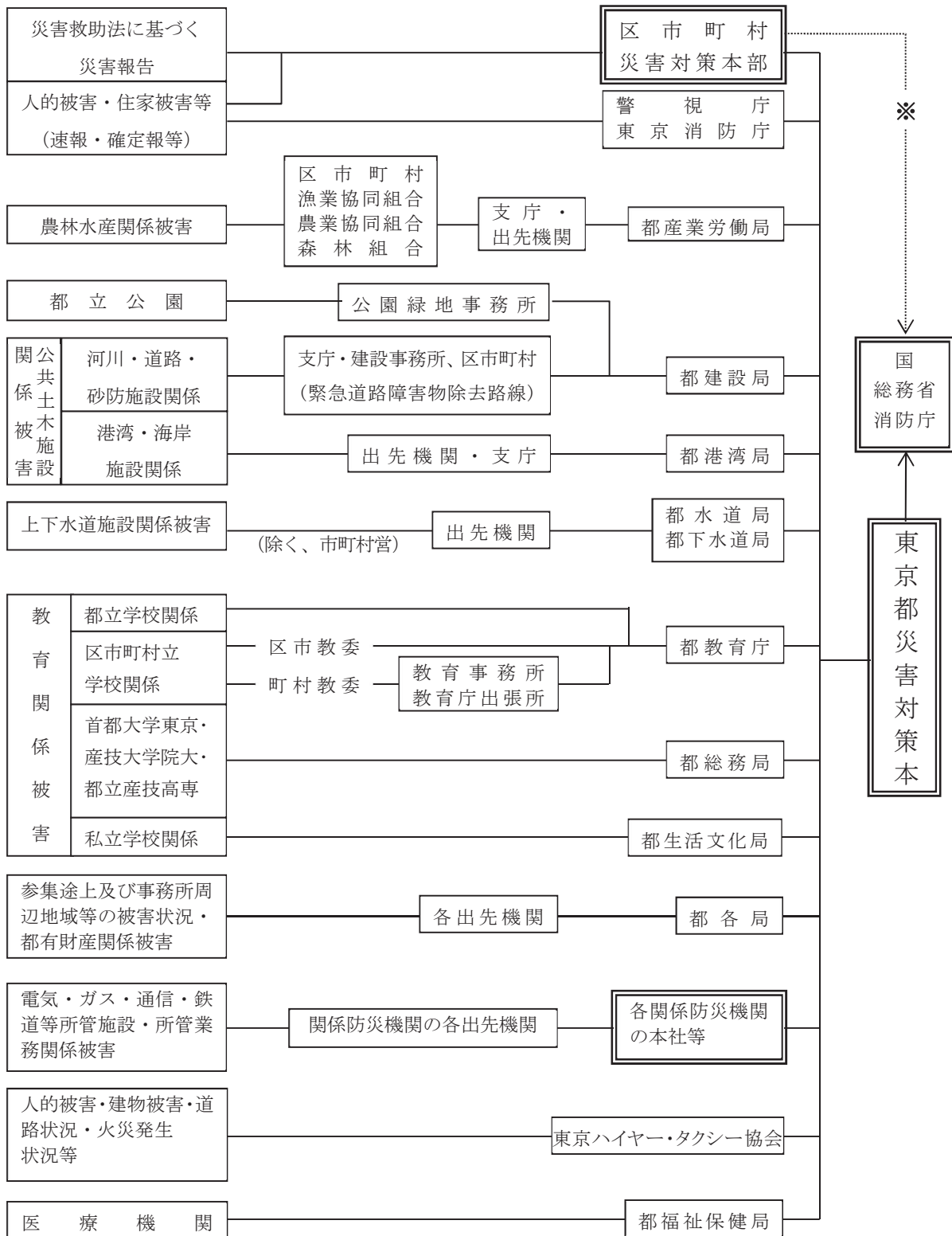
3 気象情報の収集及び伝達

機関名	内 容
都	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都総務局及び都各支庁は、災害原因に関する重要な情報について、気象庁、都各局、区市町村その他関係機関から通報を受けたとき、又は自ら収集するなどして知ったときは、ただちに関係のある都各局、区市町村、防災機関等に通報する。 ○ 都総務局は、必要があるときは、都各局の連絡責任者を招集し、又は応急対策本部を開設して、台風、その他の重要な情報について、気象庁の解説を受ける。 ○ 都総務局は、警報及び重要な注意報について、気象庁から通報を受けたとき又は自らその発表を知ったときは、ただちに関係のある都各局及び区市町村に通知する。 ○ 都各局は、自ら収集した災害原因に関する情報を、ただちに都総務局に通報するとともに、都総務局その他の関係機関から通報を受けた重要な情報、警報及び注意報については、ただちに所属機関に通報する。
警 視 庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象情報について、都総務局、気象庁、その他関係機関から通報を受けた時、又は自らその発表を知った時、警報については、警察署、交番、駐在所を通じて、管内住民に周知する。
東京消防庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都総務局、気象庁、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、ただちに、消防署、消防分署及び消防出張所に一斉通報し、各消防署等は、管内住民に周知する。
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者又はその発見者から通報を受けた警察官若しくは海上保安官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、ただちに都総務局及び気象庁に

機関名	内 容
	<p>通報する。ただし、島しょ町村にあつては、都総務局、各支庁及び関係測候所に通報する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、ただちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、住民の自発的な防災組織等及び一般住民等に周知する。 ○ 警報及び重要な注意報について、都、警察署又はNTTからの通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、ただちに管内の公共的団体その他重要な施設の管理者、住民の自発的な防災組織等に伝達するとともに、警視庁、東京消防庁、都政策企画局等の協力を得て、都民に周知する。
東京管区 気象台 (気象庁)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象、地象、水象関係情報を全般的収集系統及び東京都地域における収集系統により収集する。 ○ 気象、地象、水象に関する情報を、気象庁大気海洋部予報課から防災情報提供システム等により防災関係機関に通知する。 ○ 気象庁が必要と認めた時、あるいは関係機関から要請があった場合、台風、その他の重要な情報について解説をする。
N T T 東 日 本	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象業務法に基づいて、気象庁からNTT東日本に通知された警報は、各区市町村に通報する。 ○ 警報の伝達は、FAXにより関係機関へ通報する。 ○ 警報に関する通信は優先して取り扱う。
放 送 機 関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本章第5節 災害時の放送要請、報道要請(P136)に掲載
そ の 他 の 防 災 機 関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都、気象庁その他関係機関から通報を受けた重要な情報、警報及び注意報について、ただちに所属機関に通報する。

第3節 被害状況等の報告体制

1 被害状況の報告・伝達系統



※ 災害の状況により都本部に報告できない場合

2 各機関の報告体制

- 関係機関は、応急対策活動中の安全確保のため相互に密接な情報交換を行うものとする。
- 事故発生 of 通報、被害状況等については、次により伝達する。

機関名	内 容																						
区 市 町 村	<p>○ 災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都に報告する。</p> <p>なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第 53 条に基づく被害状況の報告が都にできない場合には、国(総務省消防庁)に報告する。</p> <p>1 報告すべき事項 災害の原因、災害が発生した日時、災害が発生した場所又は地域、被害状況(被害の程度は、認定基準に基づき認定)、災害に対してすでにとった措置及び今後とろうとする措置、災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類、その他必要な事項</p> <p>2 報告の方法 原則として、システム端末(DIS)の入力による(ただし、システム端末の障害等により入力できない場合は、電話、FAX 等により報告する。)</p> <p>3 報告の種類・期限等 報告の種類、提出期限、様式は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">報告の種類</th> <th style="text-align: center;">入力期限</th> <th style="text-align: center;">入力画面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発災通知</td> <td>即時</td> <td>被害第 1 報報告</td> </tr> <tr> <td>被害措置概況速報</td> <td>即時及び都が通知する期限内</td> <td>被害数値報告 被害箇所報告</td> </tr> <tr> <td>要請通知</td> <td>即時</td> <td>支援要請</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">確 定 報</td> <td style="text-align: center;">災害確定報告</td> <td>応急対策を終了した後 20 日以内</td> <td>被害数値報告</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">各種確定報告</td> <td>同上</td> <td>被害箇所報告</td> </tr> <tr> <td>災害年報</td> <td>4 月 20 日</td> <td>被害数値報告</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 災害救助法に基づく報告 災害救助法に基づく報告については、第 3 部第 3 章 災害救助法の適用 (P138) に定めるところによる。</p>	報告の種類	入力期限	入力画面	発災通知	即時	被害第 1 報報告	被害措置概況速報	即時及び都が通知する期限内	被害数値報告 被害箇所報告	要請通知	即時	支援要請	確 定 報	災害確定報告	応急対策を終了した後 20 日以内	被害数値報告	各種確定報告	同上	被害箇所報告	災害年報	4 月 20 日	被害数値報告
報告の種類	入力期限	入力画面																					
発災通知	即時	被害第 1 報報告																					
被害措置概況速報	即時及び都が通知する期限内	被害数値報告 被害箇所報告																					
要請通知	即時	支援要請																					
確 定 報	災害確定報告	応急対策を終了した後 20 日以内	被害数値報告																				
	各種確定報告	同上	被害箇所報告																				
災害年報	4 月 20 日	被害数値報告																					
都 環 境 局	<p>○ 高圧ガス事業者に対し、事故発生時には、情報伝達基準に基づく関係機関及び事業所内外の関係者への連絡、通報を行わせる。</p>																						

機関名	内 容
都 福 祉 保 健 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毒物・劇物保管施設及び放射性同位元素（RI）使用施設に対し、事故時には所管保健所、警察署及び消防署への連絡通報を行わせる。 ○ 生物・化学剤を使用した災害等に対して、都保健所は傷病者の搬送先医療機関からの情報等を収集するとともに、都立衛生研究所で検体を調査・分析し、関係防災機関に情報提供する。
都 建 設 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 河川内で流出油事故が発生した場合は、あらかじめ定められた連絡系統に基づき、関係部署及び機関に情報の伝達を行う。
都 港 湾 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京港内で流出油事故が発生した場合は、あらかじめ定められた連絡系統に基づき、関係部署及び機関に情報の伝達を行う。 ○ 島しょにおける港湾等区域内で発生した事故に対し、海上保安庁への通報、地元警察、消防への通報を行うとともに、被害状況を収集し、関係防災機関への情報提供を行う。
都 教 育 庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都立学校等の教育施設で、火災、危険物等の事故が発生した場合は、「事故発生報告等事務処理要綱」に基づき、連絡通報を行う。 ○ 都教育庁は、事故等の状況に応じ、教育施設の長に対し、防災措置等について必要な指示を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 1 都立教育機関 都教育庁事業所及び都立学校において事故が発生した場合は、直ちに都教育庁へ報告する。 2 区市町村立学校 区立学校については、区教育委員会を、また、市町村立学校については、教育事務所・出張所を経由し都教育庁へ報告する。ただし、緊急を要するもので、直接都教育庁の指示が必要な場合は、当該校長が直接都教育庁へ報告する。
都 下 水 道 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 局施設に事故が発生した場合は、その種類規模等により、緊急連絡態勢をとり、警察署、消防署及びその他関係機関へ通報連絡する。
警 視 庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各方面本部及び警察署からの報告を集約し、事故等の状況が著しく大規模で、総合的な応急対策が必要と判断したときは、直ちにその旨と被害状況をとりまとめ、都に通報するとともに、区市町村、東京消防庁及び関係機関と情報交換を図る。

機関名	内 容
東京消防庁	○ 事故等の発生時において、各方面本部、消防署から当該事故等に関する情報を収集し、事故等の状況が著しく大規模で、総合的な応急対策が必要と判断したときは、直ちにその旨を都に通報するとともに、区市町村、警視庁、自衛隊及び関係機関と相互の情報交換を図る。
第三管区海上保安本部	○ 海難事故等の情報を入手した場合は、直ちに巡視船艇、航空機による対応及び関係機関との緊密な連絡により情報を収集するとともに、必要があれば都、排出油等防除協議会の会員及び関係防災機関等に通報する。
東京ガス	○ 社内の連絡体制 ガス施設に事故が発生した場合は、あらかじめ定められた連絡体制により、社内への通報連絡を行う。 ○ 警察、消防機関への連絡体制 ガス漏えい等の事故の情報を入手した場合は、状況に応じて直ちに警察署又は消防署へ連絡する。
都交通局	○ 大規模事故が発生した場合、関係係員は直ちに処置にあたるるとともに、その状況を総合指令所その他必要箇所へ報告する。 ○ 総合指令所は、事故状況の把握に努めるとともに、随時、駅その他関係事業所等に事故状況、復旧状況等を連絡し、また、必要に応じて指示を行い、復旧に努める。 ○ 都総務局、監督官庁、報道機関等に対しては、情報を収集、整理のうえ担当課が通報する。
J R 東日本 J R 東海 J R 貨物	○ 事故が発生したとき、又は事故の速報を受けたときは、速やかにあらかじめ定められた通報連絡システムにより、関係箇所への通報、連絡を行う。
東武鉄道	○ 事故が発生したときは、速やかに指令電話及び列車無線により、関係駅区及び関係列車に事故に関する必要な情報の収集、伝達を行うとともに、必要に応じ、警察、消防機関にも、その旨通報する。
東急電鉄	○ 事故が発生したとき、又は事故の速報を受けたときは、速やかにあらかじめ定められた通報連絡システムにより、関係箇所への通報、連絡を行う。
京成電鉄	○ 大規模な災害が発生した場合、指令電話、列車無線、一斉情報装置及び沿線電話により、所定の災害時の情報連絡システムに従い、対策本部及び関係部署との相互連絡をとる。

機関名	内 容
	<p>また、必要に応じて無線車の現場への急派あるいは、連絡用電話の架設、携帯電話器等を使用する。</p> <p>○ 被害を最小限に止め、早期の復旧及び救護を図るため、関係諸官公署へ速やかに災害に関する情報を通報するとともに、救急応援要請に備え、地方自治体、病院等への情報伝達態勢をとる。</p> <p>また、報道機関に対しても現在の状況、今後の見通し等を速報する。</p>
京 王 電 鉄	<p>○ 事故が発生したとき、又は事故の速報を受けたときは、速やかに定められた事故・災害発生時の連絡体制により関係箇所への報告を行う。</p>
京 急 電 鉄	<p>○ 事故が発生したとき、又は事故を発見若しくは事故の通報を受けたときは、直ちに鉄道事故・災害対策規程の定めるところにより関係箇所へ報告する。</p> <p>○ 他の交通機関へ著しく影響を及ぼすおそれのあるときは、他の交通機関に通報して協力を要請する。</p> <p>○ 救急処置及び復旧に必要な措置を講ずるため、警察署、消防署、救急医療機関等への救援依頼が必要と認められる場合は、救援を要請する。</p>
西 武 鉄 道	<p>○ 事故が発生したとき、又は事故の通報を受けたときは、直ちに事故速報システムにより関係箇所へ報告する。</p> <p>○ 他の交通機関へ著しく影響を及ぼすおそれのあるときは、他の交通機関に通報する。</p>
小 田 急 電 鉄	<p>○ 大規模事故発生時には、概ね次の内容による情報を収集し、必要に応じ、警察署、消防署、医療機関等の関係機関へ通報する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害の種類、被害場所、発生時刻 2 被害の状況、復旧の見込み 3 列車の運行状況、駅、車内の混雑状況 4 振替、代替輸送の手配
北 総 鉄 道	<p>○ 大規模事故が発生した時は、事故時連絡システムにより関係箇所へ連絡する。</p> <p>○ 事故対策本部を設置して、情報収集・伝達を行い、事故状況、旅客の状況、復旧見込み時間及び運転状況等を把握し関係箇所へ連絡するとともに、対策要員を非常招集して応急措置、救護、早期復旧を図る。</p>

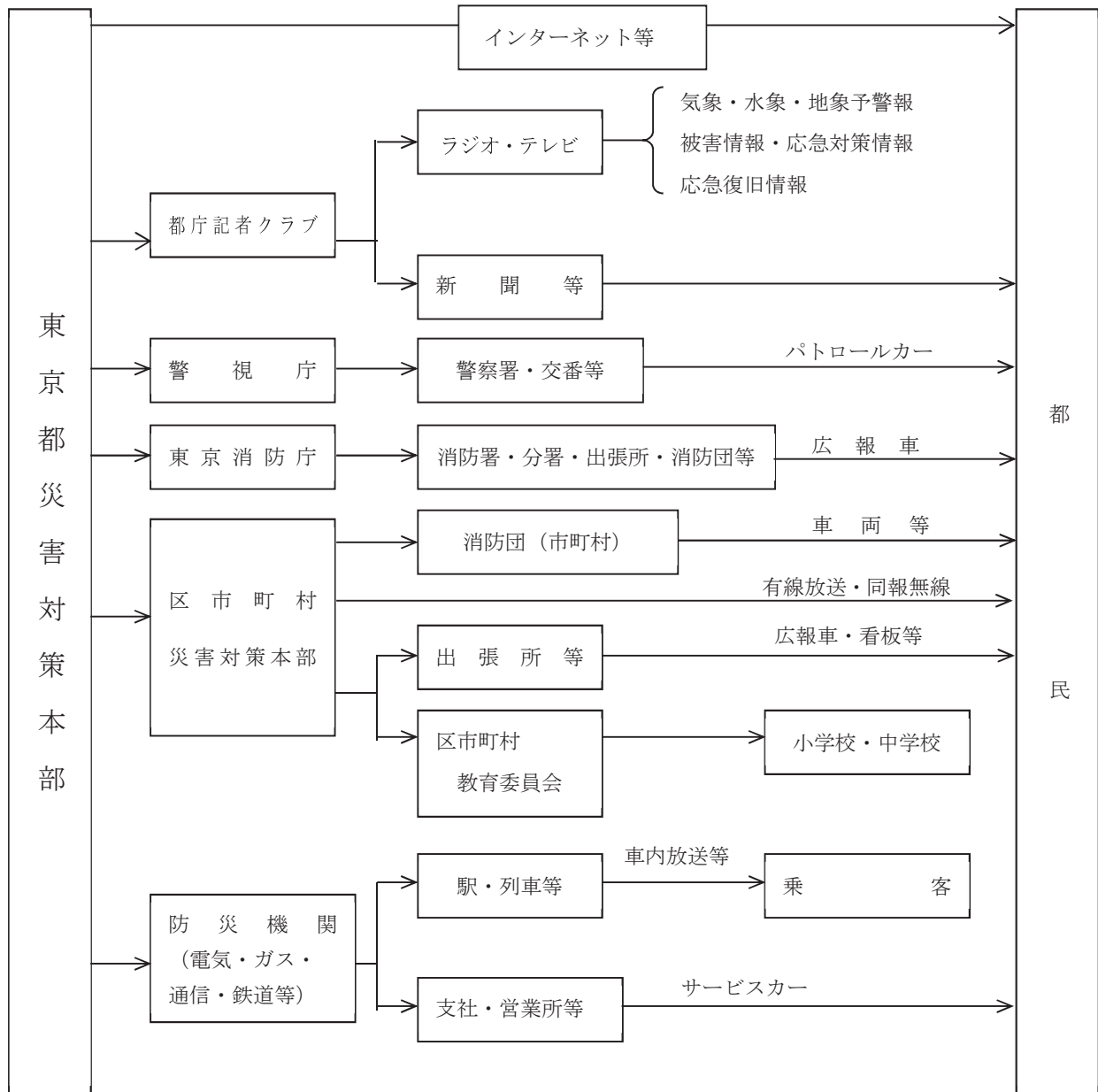
機関名	内 容
東京地下鉄	○ 事故が発生したとき、又は事故の速報を受けたときは、速やかに定められた通報連絡システムにより、関係箇所への通報、連絡を行う。
東京モノレール	○ 事故が発生したときは、概ね次の事項を速やかに報告する。 1 事故の状況、復旧見込み時間 2 復旧作業中は、その進捗状況 3 死傷者の救援状況及び旅客の状況 4 列車の運転状況、振替及び代行輸送中は、その状況 5 その他必要事項
ゆりかもめ	○ 事故等が発生した場合、その発見者である係員は、次の事項を電話、無線等により、直ちに指令区長に速報するとともに、その旨を所属区長に報告する。 1 場所及び時刻、列車の場合は列車番号 2 状況、死傷者の有無 3 その他必要事項 ○ 通報を受けたときは、定められた連絡システムにより、責任者及び関係機関へ報告又は連絡する。
東京臨海高速鉄道	○ 東京都との連絡を密にして、震災の状況、路線その他の施設及び沿線の被害状況を把握し、定められた連絡体制により報告又は連絡をする。
多摩都市モノレール	○ 事故が発生したとき、又は事故の速報を受けたときは、速やかにあらかじめ定められた通報連絡システムにより、関係箇所へ通報連絡を行う。 また、必要に応じ、他の交通機関、消防・警察にもその旨を通報する。
首都圏新都市鉄道	○ 事故が発生したとき又は事故の速報を受けたときは、あらかじめ定められた経路により報告する。
東日本高速道路	○ 事故等が発生した場合は、定められた連絡方法により関係者に周知するとともに、関係機関に連絡する。
中日本高速道路	○ 事故が発生したとき、又は事故の通報を受けたときは、速やかにあらかじめ定められた連絡システムにより、関係機関への通報、連絡を行う。
首都高速道路	○ 災害が発生した場合は、速やかにあらかじめ定められた情報連絡網により、社内及び消防・警察や関係機関等へ通報連絡を行う。
東海汽船	○ 船舶に事故が発生したときは、船長は、直ちに運航管理者又は副運航管理者に通報する。

機関名	内 容
	○ 事故の通報を受けた運航管理者及び副運航管理者は、その旨を直ちに海上保安部、関東運輸局等関係防災機関に通報する。
東京空港事務所	○ 東京国際空港内及びその周辺において航空機事故が発生した場合、直ちに関係機関へ通報するとともに、適宜情報交換を行う。 (資料第27 東京国際空港航空機事故緊急連絡体制 P290)

第4節 災害時の広報及び広聴活動

1 広報活動

- 都災害対策本部は警察、消防、区市町村等から提供された人的被害関連の一元的な集約、調整、整理、突合、精査を行い、報道機関への発表を行う。
- 警視庁・東京消防庁からの報道機関への発表
警視庁及び東京消防庁が収集した災害情報等については、それぞれの庁内記者クラブ等に対して発表することができる。
ただし、人的被害等に関する情報については、原則、東京都が発表した後に必要に応じて発表する。



○ 事故等により災害が発生した場合は、次のとおり広報を行い住民の安全を図る。

機関名	内 容
区 市 町 村	○ 区市町村は、管内の地域等で大規模な事故が発生し、状況により広報活動を実施する必要があると考えられる場合は、直ちに警察署、消防署、その他現地の関係機関と密接な連絡のもと、広報を行う。
都	○ 都本部は、区市町村から広報に関する応援要請を受けたとき、又はその他の状況により必要と認めるときは、都政策企画局その他の関係機関に対し、放送要請手続をとるよう指示するなど、必要な指示又は要請を行う。 ○ 都総務局は、携帯電話による利用も可能なホームページ形式の災害情報提供システムにより、都民に対して、被害情報や鉄道運行状況、道路情報等の提供を行い、災害発生時の迅速な初動対応や外出者の帰宅を支援する。 ○ 防災 Twitter やLアラート（災害情報共有システム）などの情報提供ツールを活用し、情報提供を行う。
都 政 策 企 画 局	○ 報道機関に対する発表 ○ 要請文の作成
都 生 活 文 化 局	○ 管内の地域等で大規模な事故が発生し、状況により広報活動を実施する必要があると考えられる場合は、都生活文化局の広報媒体を最大限に利用して、必要な広報を行う。
都 環 境 局	○ 高圧ガス事業者に対し、事故により被害の拡大が予想される場合は、近隣住民への広報を行うよう指導する。
都 福 祉 保 健 局	○ 毒物・劇物保管施設及びRI 使用施設で事故があった場合は、患者、住民等の不安を除去するため、地元区市町村、警察署、消防署等の機関と協議のうえ、広報活動を行う。
都 港 湾 局	○ 東京港内で海上災害が発生した場合は、必要に応じ港内関係民間団体等への広報活動を行う。 ○ 島しょにおいては、地元町村役場、警察、消防等の関係機関と密接な連絡のもと広報を行うとともに、在港船舶に対する広報活動を行う。 ○ 東京都営空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合、関係機関と調整の上、確認されている事実の公表等、速やかに広報活動を行う。
都 教 育 庁	○ 学校に対し、事故時の校内連絡計画を樹立しておくよう指導する。 1 放送、非常ベル等が使用不能の場合の校内通報連絡手段の確立 2 通報系統の一本化

機関名	内 容
	3 消防署等関係機関との連絡方法の確立 4 保護者との連絡方法の確立
都 水 道 局	○ 大規模事故により、給水等に影響がある場合は、住民等に必要な広報を行う。
都 下 水 道 局	○ 局施設に事故が発生した場合は、種類、規模等により、近隣住民及び通行者等に対し、必要な広報を行う。
警 視 庁	○ 災害発生時には、各方面本部及び警察署からの報告に基づき、関係機関と協力し、次の事項に重点をおいて、適時活発な広報活動を実施する。 1 被害状況、治安状況、救助活動及び警備活動 2 交通機関の運行状況及び交通規制の状況 3 犯罪の防止に関する事項 4 その他、各種告示事項
東 京 消 防 庁	○ 広報活動 事故等の災害時においては、消防署等において当該災害に関する情報を収集し、現地連絡調整所等において関係機関と協力し、次の事項に重点をおいて、適時活発な広報活動を実施する。 1 被害の状況 2 災害活動の状況 3 住民の安否情報 4 避難指示等の伝達 ○ 広報手段 テレビ、ラジオ等の報道機関への情報提供及び消防車の巡回、デジタルサイネージ、ホームページ、アプリ、SNSにより、時宜を得た広報活動を行う。
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部	○ 第三管区海上保安本部は、船舶交通の安全のため災害に関する安全通信を実施し、必要に応じ、無線放送、巡視船艇の巡回により、航行船舶に対し、次の事項について広報を行う。 1 被災状況及び措置状況 2 人命の救助状況 3 海上交通及び海上交通規制等の状況 4 水路及び航路標識の異常の状況 5 航路障害物の状況 6 緊急輸送の実施状況 7 治安の状況 8 その他必要な事項

機関名	内 容
東京ガス	<ul style="list-style-type: none"> ○ ガス漏れ通報受け付け時は、ガス栓又はメーターガス栓の閉止、火気使用の禁止、電気スイッチの点滅禁止、窓の開放、近隣への通報等必要と思われる措置をとるよう通報者に要請する。 ○ ガス漏れ箇所付近では、火気の使用を禁止し、関係者以外の者が立入らないよう措置をとる。 ○ 緊急車等を出動させ、付近住民に対する必要な広報活動を展開する。
都 交 通 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模事故が発生した場合の広報活動は、旅客及び報道機関に対して、事故の概要、運転状況、振替輸送等の案内、復旧見込み等について行う。 <ul style="list-style-type: none"> 1 都電の旅客に対しては、営業所から各停留場の放送設備を利用して行うほか、電車の乗務員が車内放送により行う。 2 都営地下鉄の旅客に対しては、各駅の放送設備や改札口付近のモニターを利用して行うほか、掲示物を掲出する。 また、乗客に対しては、列車の乗務員が車内放送により行う。 さらに、連絡運輸機関等に状況を連絡し、旅客への広報を依頼する。 3 日暮里・舎人ライナーの旅客に対しては、指令区若しくは駅務係員から各駅の放送設備や改札口付近のモニターを利用して行うほか、運転係員が車内放送により行う。 4 報道機関に対しては、総務部お客様サービス課で情報をとりまとめ発表する。 5 ホームページやSNSによる情報提供を必要に応じて行う。
J R 東 日 本 J R 東 海	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時には、必要に応じて次の内容を主とした情報を報道機関にタイムリーに提供し、テレビ、ラジオ、ホームページ等で一般に周知する。 <ul style="list-style-type: none"> 1 列車の運転状況及び各駅における旅客の状況等 2 被害状況及び復旧見込み 3 混乱防止のため、利用者に理解と協力を求める事項 4 その他必要と認める事項 ○ 旅客に対する情報の伝達は、別に定める手順により行う。
東 武 鉄 道	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時においては、状況に応じて、報道機関を通じ、列車の運転状況、被災状況等を利用者に知らせるとともに、旅行見合せ等の呼びかけを行う。 ○ 各駅及び車内においては、放送設備及び掲示設備を活用し、旅客に対して、列車の運行状況、復旧状況、他社線の運行状況等の情報を提供する。

機関名	内 容
東 急 電 鉄	<ul style="list-style-type: none"> ○ 駅構内の事故 事故の状況を考慮して、旅客及び公衆に動揺、混乱を招かないように注意し、かつ、避難口の状況と駅係員の指示に従うほか、事故の規模及び建物の安全性、落下物についても注意し、列車の運行状況、駅周辺及び沿線の被害状況についても放送する。 ○ 駅構外の事故 乗務員は、相互に連絡、情報を交換し、又は運輸司令からの指示情報について、旅客を案内するとともに、停止(徐行)の地点、理由、被害状況、運行の見直し、今後とるべき措置等をできるだけ正確に、かつ、速やかに放送して、動揺、混乱等の発生防止に努める。
京 成 電 鉄	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害の軽減と速やかな復旧を図るため、旅客に対して的確な情報を常時伝達する。 ○ 収集した情報及び列車運転計画、復旧対策、振替輸送、代替輸送等の情報は、迅速に駅又は列車に伝達し、駅放送、掲示板及び車内放送等により伝達する。
京 王 電 鉄	<ul style="list-style-type: none"> ○ 旅客に対し、事故の状況、復旧見込み時間、運転状況及び振替輸送状況等を速やかに掲出し、放送等により案内を行う。 また、必要に応じ報道関係に発表する。
京 急 電 鉄	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用客に対し、駅及び車内放送設備並びに掲示機器類により事故の通報及び列車の運行状況を知らせるとともに、誘導案内の徹底を図り、秩序の維持に努める。 ○ 社会的に影響を及ぼすおそれのある事故のときは、報道機関等へ通報する。
西 武 鉄 道	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用客に対し、駅構内放送、車内放送、掲示板等により事故の状況、復旧見込みを案内する。 ○ 公衆に対しては、西武ホームページに必要な情報を広報する。
小 田 急 電 鉄	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害時の広報は、駅放送、車内放送、掲示板及びホームページ、その他報道機関等を通じて、旅客、公衆に対し、次の内容による広報を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 1 被害の状況、復旧の見込み 2 列車の運行状況、駅、車内の混雑状況 3 振替、代替輸送の状況
北 総 鉄 道	<ul style="list-style-type: none"> ○ 旅客に対し駅構内放送、車内放送、掲示板等により事故状況、復旧見込み、列車運行状況及び振替輸送・代行輸送等の案内をする。

第2章 情報の収集・伝達
第4節 災害時の広報及び広聴活動

機関名	内 容
東京地下鉄	<ul style="list-style-type: none"> ○ 旅客に対して、駅構内放送、車内放送、運行情報装置、掲示板等により、事故の内容、復旧見込み、運行計画、振替輸送及び代替輸送等の案内を徹底する。 ○ 利用者に必要な情報をホームページに掲載するとともに、適宜報道機関に発表する。
東京モノレール	<ul style="list-style-type: none"> ○ 旅客に対して各駅の構内放送、車内放送、掲示板等により、概ね次の事項を情報伝達する。 また、必要に応じて、報道機関等にも伝達する。 1 事故の状況、復旧対策、復旧見込み 2 列車の運転計画 3 振替輸送、代行輸送及びその経路 4 その他必要事項
ゆりかもめ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 旅客に対して、車内及び駅施設放送又は掲示等で、障害の状況(不良箇所、復旧見込、振替輸送を実施する場合はその区間その他必要事項)を周知し、混乱防止に努めるとともに、報道機関等に伝達する。
東京臨海高速鉄道	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都、気象庁及び救急機関等との連絡を密にして、災害の状況、路線その他の施設及び沿線の被害状況を把握し、定められた連絡体制により報告又は連絡をする。 ○ 旅客に対しては、駅構内放送、車内放送、案内表示装置又は掲示等により、列車の運転状況、復旧見込み、振替輸送等を案内し、混乱防止に努める。
多摩都市モノレール	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者に対し、放送装置、案内表示装置、多摩モノレールホームページ、SNS、掲示等を活用し、列車の運転状況・復旧見込み等の情報を広く周知させる。 また、必要に応じて報道機関等にも伝達する。
首都圏新都市鉄道	<ul style="list-style-type: none"> ○ 旅客に対して各駅の構内放送・掲示表示、車内放送・掲示表示等により、事故の内容、復旧見込み、運行計画及び振替輸送等の案内を行う。 ○ 利用者に対し、放送装置、案内表示装置、ホームページ、SNS等を活用し、列車の運転状況・復旧見込み等の情報を広く周知させる。適宜報道機関に発表する。
東日本高速道路	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路利用者等に、道路交通情報提供施設、インターネット、マスメディア等により情報提供を実施する。 ○ 高速道路情報の問合せ先となるお客さまセンター、料金所、休憩施設に対しては、常に最新情報を連絡するよう努める。
中日本高速道路	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時において、道路利用者及び地域住民が、非常事態に即応して適切な措置をとり得るよう、高速道路に関する適切な情

機関名	内 容
	報を、速やかに道路の情報提供施設や報道機関等を通じて提供するものとする。
首都高速道路	○ 災害が発生した場合には、利用者に対しては各種情報板や緊急放送(トンネル内)、巡回パトロールカー等で広報を行う。 また、お客様センター等において一般からの問い合わせに対応する。
東海汽船	○ 旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導を講ずる。 ○ 各種情報の収集及び整理並びに事故対策関係者へ情報を伝達する。 ○ 被災者の近親者等へ事故情報を提供する。 ○ 報道関係者へ事故情報の提供及び便宜を図る。 ○ その他事故に係る広報を行う。
東京空港事務所	○ 東京国際空港内及びその周辺において航空機事故が発生した場合、関係機関と調整の上、確認されている事実の公表等、速やかに広報活動を行う。

2 避難指示等の情報伝達

- 都及び区市町村は、本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、本部設置に至らない場合でも、都民等に対しマスコミと連携した避難指示等に関する情報提供を行うなど、より一層の災害対応を実施する。
- 具体的な対応については、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達の申し合わせ」の内容による。

(1) 実施機関

東京都、都内区市町村、東京都域又は都域を超える広域区域を事業区域とする放送事業者各社

(2) 伝達する情報

- ア 高齢者等避難(要配慮者向け情報を含む。)
- イ 避難指示
- ウ 警戒区域の設定

3 広聴活動

機関名	内 容
都生活文化局	○ 常設の都民相談窓口、又は災害の規模に応じて臨時相談窓口を開設し、被災者の生活に関する相談、要望等に対応する。
警 視 庁	○ 警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置して、警察関係の相談にあたる。

機関名	内 容
東京消防庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内にあたる。 ○ 都民からの電子メールによる問合せに対応する。
区市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者のための相談所を設け、要望事項を聴取し、その解決を図るほか、広聴内容を関係機関に連絡する。

4 報道機関への発表

- (1) 都本部からの発表
 - 都本部からの報道発表は、都庁記者クラブ(第一本庁舎6階)等において行う。
 - 報道機関からの問合せに係る対応は、都政策企画局とする。
 - 都本部及び各局の報道発表に関する庁内調整は、都政策企画局が行う。
 - 夜間又は勤務時間外に発災した場合は、都本部が設置されるまでの間は、都総務局総合防災部が発表を行う。
 - 都災害対策本部は、警察、消防、区市町村等から提供された人的被害関連情報の一元的な集約・調整、整理・突合・精査を行い、報道機関への発表を行う。
- (2) 警視庁・東京消防庁からの報道機関への発表
 - 警視庁及び東京消防庁が収集した災害情報等については、それぞれの庁内記者クラブ等に対して発表することができる。
 ただし、人的被害等に関する情報については、原則、東京都が発表した後に必要に応じて発表する。
- (3) 各防災機関からの報道機関への発表
 - 被害状況及び施設の復旧等に関する情報は、各防災機関の記者クラブ等で発表するが、必要に応じて、都本部においても発表する。

第5節 災害時の放送要請、報道要請

1 放送要請

- 都が災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる態勢をとった場合は、都が行う災害応急対策等についての放送要請は、「災害時等における放送要請に関する協定」に基づき速やかに行う。
- 放送要請については、都政策企画局が都総務局と協議のうえ、要請文を作成した後、本部長(知事)が決定し、都総務局が各放送機関へ無線一斉通報(音声及びFAX)にて伝達する。
 なお、その他については、「災害時等における放送要請に関する協定」及び同協定実施細目の定めるところにより行う。

- 外国人への情報提供については、アメリカン・フォース・ネットワーク (AFN) との間に締結している「災害時等における放送要請に関する協定」に基づき実施する。

(資料第 28 災害時等における放送要請・報道要請に関する協定 P292)

(資料第 29 災害時等における放送要請に関する協定に係る運用マニュアル P296)

2 報道要請

- 都が災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる態勢をとった場合は、都が行う災害応急対策等についての報道要請は、「災害時等における報道要請に関する協定」に基づき速やかに行う。
- 報道要請については、都政策企画局が都総務局と協議のうえ、要請文を作成した後、本部長(知事)が決定し、各報道機関へ要請する。

なお、その他については「災害時等における報道要請に関する協定」の定めるところにより行う。

(資料第 28 災害時等における放送要請・報道要請に関する協定 P292)

第3章 災害救助法の適用

- 事故災害が発生し、区市町村単位の被害が一定以上で、かつ応急的な救助を必要とする場合で、国民保護法の適用を受けない事案については、災害救助法(以下「救助法」という。)の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。
- 災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号適用の災害は、住家に被害を生じた場合を対象として設けられている。大規模事故時に第4号が適用される場合は直接多数の者の生命、身体に危害を及ぼす災害が社会的混乱をもたらし、その結果、人心の安定や社会秩序のためにも迅速な救助の実施を必要とする場合である。
- 大規模事故については、災害救助法施行令第1条に基づき法の適用を決定したときは、内閣総理大臣に情報を提供する。

(災害救助法施行令第1条第1項第4号適用に基づく災害例)

- 1 船舶の沈没又は交通事故により多数の者が死傷した場合
- 2 交通路の途絶のため多数の登山者等を放置すれば飢餓状態に陥る場合
- 3 火山爆発又は有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
- 4 群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合
- 5 離島であって長期の干害により海上輸送以外の方法で飲料水の確保ができない場合
- 6 山崩れ、がけ崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ多数の者が死傷した場合

第1節 災害救助法の適用

1 災害救助の実施機関

- 都の地域に災害が発生し、救助法の適用基準に該当する被害が生じ、国民保護法の適用を受けない場合、知事は救助法第2条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として救助を実施する。
- 区市町村長は、救助法に基づき知事が救助に着手したときは、知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。
また、知事は、救助を迅速に行う必要があるときは、救助に関する職権の一部を区市町村長に委任する。
- なお、災害の事態が急迫し、知事による救助法に基づく救助の実施を待つことができないときは、区市町村長は、救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処理について知事の指示を受ける。

2 救助法の適用基準

- 救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、都においては、次のいずれか一つに該当する場合、救助法を適用する。
 - (1) 区市町村の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第1に定める数以上であること。
 - (2) 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第2に定める数以上あって、区市町村の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第3に定める数以上であること。
 - (3) 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第4に定める数以上の場合又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
 - (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

3 被災世帯の算定基準

- (1) 被災世帯の算定
 - 住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。
- (2) 住家の滅失等の認定
 - ア 住家が滅失したもの
 - 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの
 - イ 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの
 - 住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの
 - ウ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの
 - ア及びイに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土石竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの
- (3) 世帯及び住家の単位
 - 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
 - 住家とは、現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必

要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって、1住家として取り扱う。

4 救助法の適用手続

- 災害に際し、区市町村における災害が、前記の救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、当該区市町村長は(島しょの町村長は支庁長を経由して)、ただちにその旨を知事に報告しなければならない。
- 知事は、区市町村からの報告又は要請に基づき、救助法を適用する必要があると認めたときは、ただちに、法に基づく救助の実施について、当該区市町村及び都各局に指示するとともに、関係指定地方行政機関等、内閣総理大臣に通知又は報告する。
- 救助法を適用したときは、速やかに、次により公布する。

<p>公告</p> <p>○月○日発生の○○災害に関し○月○日から○○区市町村の区域に 災害救助法により救助を実施する。 令和○年○月○日</p> <p style="text-align: right;">東京都知事 ○○○○</p>
--

- 知事は、救助法を適用しようとするときは、事前に内閣総理大臣にその旨を連絡する。
- 都本部が設置されている場合は、本部長室の審議を経て救助法を適用する。

5 救助の種類

- 救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。
 - (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
 - (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - (3) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
 - (4) 医療及び助産
 - (5) 被災者の救出
 - (6) 被災した住宅の応急修理
 - (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
 - (8) 学用品の給与
 - (9) 埋葬
 - (10) 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの
- 救助は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。
- 救助の程度・方法及び期間については、内閣総理大臣が定める基準に基づき知事が定め、区市町村ほか関係機関に通知する。

第2節 救助実施体制の整備

1 救助実施体制の整備

- 救助の万全を期し、円滑に救助業務を実施するためには、事前に強力な救助実施組織を確立することが必要である。
- そのため、都は、災害対策本部の組織を救助法適用後、救助法実施組織として活用できるよう、拡充整備を図るとともに、要員に対する事前研修を実施するなど、救助業務の習熟に努める。

2 被害状況調査体制の整備

- 救助法を適用するにあたっては、被災地の被害状況を迅速かつ正確に把握する必要があるため、被害状況等の調査、報告体制の整備に努める。

3 救助の実施に必要な関係帳票の整備

- 救助の実施にあたっては、救助ごとに帳票の作成が義務づけられている。
- 災害時に遅滞なく救助業務を実施できるよう、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等について習熟しておく。

第3節 救助の実施方法等

1 災害報告

- 救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過にあわせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。
- これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告する。

2 救助実施状況の報告

- 災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、知事に報告する必要がある。

3 救助の程度・方法及び期間

- 基準額については、都規則により適宜改訂を行う。

第4節 従事命令等

1 従事命令等の種類

- 迅速な救助業務を遂行するために必要な人員、物資、施設等を確保する手段として、知事に次のような権限が付与されている。
 - (1) 従事命令
 - 一定の業種のもものを、救助に関する業務に従事させる権限
(例) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、土木技術者、建築技術者、大工、左官、とび職 等
 - (2) 協力命令
 - 被災者その他近隣のもものを、救助に関する業務に協力させる権限
(例) 被災者を炊き出しに協力させる 等
 - (3) 管理、使用、保管命令及び収用
 - 特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収用する権限
 - ア 管理
救助を行うため特に必要があると認めるとき、知事が病院、診療所、旅館、飲食店等を管理する権限
 - イ 使用
家屋を収容施設として用いるような場合で、管理と異なり土地、家屋、物資を物的に利用する権限
 - ウ 保管
災害の混乱時に、放置すれば他に流れてしまうおそれのある救助その他緊急措置に必要な物資を、一時的に業者に保管させておく権限
 - エ 収用
災害の際、必要物資を多量に買いだめし、売り惜しみしているような場合は、その物資を収用する権限
なお、収用は、特定業者に限らず、一般人等何人に対してもなし得る。

2 従事命令を受けた者の実費弁償

区分	範囲	令和2年度費用(日当)の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日あたり 医師……………21,600円以内 歯科医師……………20,700円以内 薬剤師……………17,900円以内 保健師、助産師、看護師・16,800円以内 准看護師……………13,600円以内 診療放射線技師……………14,700円以内	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当及び旅費は別途東京都規則で定める額

区分	範囲	令和2年度費用(日当)の限度額	期間	備考
		臨床検査・工学技師……14,700円以内 歯科衛生士……14,200円以内 救急救命士……17,100円以内 土木・建築技術者……16,200円以内 大工……25,600円以内 左官……27,700円以内 とび職……27,300円以内		

第5節 災害救助基金の運用

1 災害救助基金の積立

- 救助法に基づく応急救助の実施に要する費用については、緊急時に相当の額を必要とするので、都はその財源に充てるため災害救助基金を積み立てている(救助法第37条)。

(注) 法定積立最小額は、当該年度の前年度前3か年間における地方税法に定める普通税収入額の決算額の平均年額の千分の五相当額である。

2 災害救助基金の運用

- 災害救助基金は、預金又は公社債として運用しているほか、発災時に緊急に必要とする食料、生活必需品などの給与品の事前購入に充てている。

(資料第30 給与品事前購入分一覧表 P297)

第4章 応援協力・派遣要請

- 事故災害が発生した場合、各防災機関はあらかじめ定めた所掌事務又は業務に沿って応急対策を実施する。
- 被害が広範囲に及ぶ場合は、被災していない自治体や民間の協力を得るなどの事故災害対策を実施する。
- 知事は必要に応じて自衛隊に災害派遣を要請する。

第1節 応援協力

1 区市町村の応援協力

- 被災区市町村長は、知事に応援又は応援のあっせんを求めるなどして災害対策に万全を期する。
- 知事は、災害を受けた区市町村が応急対策を円滑に実施できるようにするため、他の区市町村に対し応援すべきことを指示し、又は防災機関の応援をあっせんする。
- 区市町村長が知事に応援又は応援のあっせんを求める場合、都総務局(総合防災部防災対策課)に対し、次に掲げる事項についてまず口頭又は電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。
 - (1) 災害の状況及び応援を求める理由(災害の状況及びあっせんを求める場合はその理由)
 - (2) 応援を希望する機関名
 - (3) 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
 - (4) 応援を必要とする場所、期間
 - (5) 応援を必要とする活動内容
 - (6) その他必要な事項

項目	内容
東京消防庁における相互応援	○ 消防組織法第39条に基づき、隣接市町等との間において、隣接する地域の火災や大規模災害等による被害を最小限に防止することを目的とし、消防相互応援協定を締結している。 (資料第31 東京消防庁相互応援協定の締結一覧 P298)

2 防災機関等の応援協力

- (1) 防災機関の応援要請
 - 防災機関の長又は代表者は、都に対し応急措置の実施を要請し若しくは応援を求めようとするとき、又は区市町村若しくは他の防災機関等の応援のあっせんを依頼しようとするときは、都総務局(総合防災部防災対策課)に対し、次に

掲げる事項についてまず口頭又は電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

ア 災害の状況及び応援を求める理由(災害の状況及びあつせんを求める場合はその理由)

イ 応援を希望する機関名

ウ 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量

エ 応援を必要とする場所、期間

オ 応援を必要とする活動内容

カ その他必要な事項

(2) 都と防災機関との応援協力

- 災害時において、他機関の円滑な協力が得られるよう、都においては日赤東京都支部、東京都医師会等と協定を締結し、あるいは事前協議を整え、協力体制を確立している。

(資料第32 都と他の地方公共団体との広域的な相互応援協力等(総括表) P299)

(3) 防災機関相互間の応援協力

ア 応援協力の実施

(ア) 各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障のない限り、協力又は便宜を供与する。

(イ) 各機関の協力業務の内容は、第1部第5章に定める範囲とし、協力方法は各計画に定めるところによる。

(ウ) 各機関相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ事前に協議を整える。

(エ) 都総務局は、各機関の間にあつて相互協力のあつせんをする。

イ 海上災害時の相互協力

項 目	内 容
東京湾消防相互応援協定	○ 消防組織法第39条に基づき、東京消防庁、川崎市、横浜市、千葉市及び市川市との間において、船舶、航空機、車両等による大規模な火災、危険物の流出事故、大規模な危険物施設等の火災に対応するため、平成2年(1990年)5月に東京湾消防相互応援協定を締結している。
東京消防庁と東京海上保安部との業務協定	○ 京浜港東京区全水域における消火活動及び火災予防の活動を円滑に実施するため、東京消防庁と東京海上保安部との間において、平成31年(2019年)4月に業務協定を締結している。
排出油等防除協議会	○ 第三管区海上保安本部の東京海上保安部、横浜海上保安部、下田海上保安部及び小笠原海上保安署は、関係自治体及び関係機関とともに、東京湾及び島しょ部の海域において大量の油又は有害液体物質の排出事故が発生した場合に備え、各海域毎に排出油等防除協議会を組織し、災害発生時には排

第4章 応援協力・派遣要請
第1節 応援協力

項 目	内 容
	出油等の防除活動について必要な事項を協議し、かつ、その実施を推進する。 ○ 東京湾では、各海域毎に組織された排出油等防除協議会、関係自治体、その他の関係機関で組織する東京湾排出油等防除協議会が各排出油等防除協議会の活動の総合調整を行う。
東京港安全汚染防止対策協議会	○ 都港湾局、関係官公庁及び民間団体等 21 機関が、東京港における船舶の航行安全、災害防止等に関する事項を協議し、その対策を推進することを目的として昭和50年(1975年)6月に設置した。
東京海上保安部と日赤東京都支部との協定	○ 昭和40年(1965年)10月、救護班の派遣、り災者用救援物資の輸送等、災害時の救護活動について協定を締結している。

ウ 航空機事故時の相互協力

項 目	内 容
東京消防庁と東京空港事務所との消火救難活動に関する協定	○ 東京消防庁と東京空港事務所は、昭和46年(1971年)7月に東京国際空港及びその周辺における消火救難活動について相互応援協定を締結している。
米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等連絡調整体制	○ 米軍又は自衛隊の航空事故等が発生した場合における必要な応急対策を迅速かつ的確に実施するため、昭和56年(1981年)4月東京防衛施設局(現北関東防衛局)、自衛隊、米軍、都、警視庁、東京消防庁及び22市町村とが「米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱」を定め、災害時の通報体制及び被災者救援活動等について取り決めている。 (資料第18 米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱 P277)
日赤東京都支部と東京空港事務所との協定	○ 平成元年(1989年)3月、東京国際空港及びその周辺における航空機事故発生時の救護について「応急救護活動に関する協定」を締結している。
日赤神奈川県支部と東京空港事務所との協定	○ 平成8年(1996年)6月、東京国際空港及びその周辺における航空機事故発生時の救護について「応急救護活動に関する協定」を締結している。
医師会と東京空港事務所との協定	○ 平成2年(1990年)10月に大田区三医師会(蒲田・大森・田園調布)と、また平成9年(1997年)4月に川崎市医師会と、東京国際空港及びその周辺における航空機事故発生時の救護について「医療救護活動に関する協定」を締結している。

エ 鉄道事故時の相互協力

項 目	内 容
鉄道各社における相互協定	○ 鉄道各社は、それぞれ連絡駅等において、災害が発生するおそれがあるとき又は発生したときの相互協力について、協定書、覚書等を取り交わしている。 また、被災等により不通区間を生じた場合は、連絡する鉄道等の機関に振替輸送を依頼するべく、そのための協定を結んでいる。

3 地方公共団体との広域的な応援協力

項 目	内 容
全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	○ 被災地における救援・救護・災害応急・復旧・復興対策に係る人的・物的支援及びあっせん、施設若しくは業務の提供及びあっせん、ブロックによる連絡調整等
震災時等の相互応援に関する協定	○ 物資等の提供及びあっせん、職員の派遣、施設又は業務の提供及びあっせん、応援の自主出動、カバー都県の設置、資料の交換、連絡会議の設置、応援経費の負担等
21大都市災害時相互応援に関する協定	○ 飲料、飲料水及び生活必需物資の提供、被災者の救出、応急復旧時等に必要な資機材及び物資の提供、救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供、医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣、自主出動
九都県市災害時相互応援に関する協定	○ 物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣、医療機関への被災傷病者等の受入れ及びあっせん、被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあっせん、火葬場及びし尿等処理施設の提供及びあっせん、応援の自主出動、応援調整都県市の設置、現地連絡本部の設置等
関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定	○ 職員の派遣、食料・飲料水及び生活必需品の提供・資機材の提供、避難者及び傷病者の受入れ、車両・ヘリコプター・船舶等の輸送手段の確保、医療支援、その他被災した構成都府県市が要請した措置等

(資料第32 都と他の地方公共団体との広域的な相互応援協力等(総括表) P299)

(資料第33 震災時等の相互応援に関する協定・実施細目 P302)

(資料第34 21大都市との災害時相互応援に関する協定・実施細目 P308)

(資料第35 九都県市との災害時相互応援に関する協定・実施細目 P312)

4 民間団体との応援協力

- 都及び区市町村並びに関係防災機関は、その所掌事務に関する民間団体に対し災害時に積極的協力が得られるよう、協力体制の確立に努める。このため、都では「資料第32 都と他の地方公共団体との広域的な相互応援協力等(総括表) P299」のとおり民間団体と協定を結び、災害時の協力業務及び協力方法を定めている。

(資料第36 災害時における応急対策業務に関する協定 P319)

(資料第37 災害時における応急復旧業務に関する協定 P320)

(資料第38 災害時における救助・救急業務に関する協定 P321)

5 公共的団体等との応援協力体制の確立

- 区市町村は、区域内における公共的団体の防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連絡を密にし、その機能を災害時に十分発揮できるよう態勢を整備する。
- 区市町村は、住民の相互助け合いの精神に基づく自発的な防災組織に対しても、組織の充実、連帯協力の強化を図る。
これらの団体の協力業務及び協力方法については、区市町村地域防災計画の中で明確化し、災害時における活動が能率的に処理できるようその内容の周知徹底を図る。

- これら団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

- (1) 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、区市町村その他関係機関に連絡すること。
- (2) 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
- (3) 災害時における広報広聴活動に協力すること。
- (4) 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること。
- (5) 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に協力すること。
- (6) 被災状況の調査に協力すること。
- (7) 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- (8) 罹災証明書交付事務に協力すること。
- (9) その他の災害応急対策業務に協力すること。

(注)1 公共的団体とは、日赤奉仕団、医師会、歯科医師会、薬剤師会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、青年団、婦人会、母の会等をいう。

2 防災組織とは、町会や自治会などを主体に結成された地域の防災活動を担う組織である防災市民組織、事業所の防災組織等をいう。

6 各機関の経費負担

- 国から区市町村又は都に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他府県、他市町村から区市町村又は都に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による(災害対策基本法施行令第18条)。

第2節 派遣要請

- 知事は、大規模事故などの災害発生に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、若しくは区市町村から災害派遣要請の要求があった場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。
- 事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、ただちにその旨を連絡する。

1 災害派遣の範囲

- 自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して、次のような方法がある。
 - (1) 知事の要請による災害派遣
 - ア 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
 - イ 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
 - ウ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、区市町村長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣を要請するよう求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
 - (2) 知事が要請するいとまがない場合における災害派遣
 - ア 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能である場合に、区市町村長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、ただちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
 - イ 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能である場合に、部隊による収集その他の方法により入手した情報から、ただちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
 - ウ 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
 - エ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合
 - オ 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認められる場合
 - カ 庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合

2 災害派遣要請の手続等

- (1) 要請者
知事

(2) 要請手続

ア 都が行う要請手続

○ 知事は、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合にあっては、電話又は口頭をもって要請し、事後速やかに文書を送達する。

(ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

イ 区市町村長の通報

○ 区市町村長は、当該区市町村の地域に災害が発生し、知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊に通報する。この場合、速やかに知事に通知する。

ウ 防災機関が行う要請手続

○ 災害派遣の対象となる事態が発生し、防災機関の長(東京海上保安部長及び東京空港事務所長を除く。)が自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、(2)アに掲げる事項を明らかにし、電話又は口頭をもって都総務局(総合防災部防災対策課)に依頼する。

○ 緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し、知事に要請するいとまがない場合は、直接関係部隊等に通報するものとし、事後所定の手続を速やかに行う。

エ 自衛隊が災害派遣する場合の知事への通知

○ 知事の派遣要請又は自衛隊の自主的決定により、部隊を派遣した場合は、速やかに知事に派遣部隊の指揮官の官職・氏名その他必要事項を通知する。

(3) 自衛隊との連絡

ア 情報の交換

○ 都総務局及び自衛隊は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各種情報を迅速、的確に把握し、相互に絶えず情報の交換をする。

イ 連絡班の相互派遣

○ 都総務局は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、陸上自衛隊第1師団司令部、海上自衛隊横須賀地方総監部、航空自衛隊作戦システム運用隊本部に対し、都本部への連絡班(員)の派遣を要請する。

○ 都は自衛隊の要求により、自衛隊の主要な活動地区へ都の連絡班を派遣し、派遣要請等の接受及び資器材等の迅速な措置がなされるようにする。

ウ 連絡所の設置

○ 都総務局は、自衛隊災害派遣業務を一元的に調整し、また迅速化を図るため、都庁内に自衛隊現地調整所を設置する。

(4) 災害派遣部隊の受入体制

ア 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

- 知事及び各防災機関の長は、自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう重点的・的確・効率的な作業分担となるよう配慮する。
- イ 作業計画及び資器材の準備
 - 各防災機関の長は、いかなる状況において、どのような分野(救助、救急、応急医療、緊急輸送等)について、派遣要請を行うのか、平常時より計画しておくとともに、必要な資器材を準備し、また、施設の使用に際して管理者の了解を得る。
 - 救助・救急部隊が使用する重機類等に不足が生じる場合は、都総務局は解体業者等の協力を得て、確保に努める。
- ウ 活動拠点及びヘリポート等使用の通報
 - 知事及び各防災機関の長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動ができるよう、自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備について、その候補地を平素から計画しておくとともに、災害時には、速やかにその施設等の被害状況、使用の可否を確認し、区市町村等関係機関と協議のうえ、使用の調整を実施し部隊に通報する。
- (5) 災害派遣部隊の撤収要請を行う場合の協議
 - 知事は災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう各機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班又は現地調整所と協議して行う。
- (6) 経費の負担
 - 自衛隊の救援活動に要した次に列举する経費は、原則として派遣を受けた機関が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。これによりがたい場合には、知事は、陸上自衛隊第1師団長又は海上自衛隊横須賀地方総監及び航空自衛隊作戦システム運用隊等と協定を締結する。
 - ア 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
 - イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁等の使用及び借上料
 - ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
 - エ 天幕等の管理換に伴う修理費
 - オ 島しょ部に係る輸送料等
 - カ その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議する。

3 災害派遣部隊の活動内容

区 分	活 動 内 容
都の域内を担当する組織	<ul style="list-style-type: none"> ○ 陸上自衛隊 第1師団司令部 なお、災害の規模が甚大で、第1師団のみでは対応できない場合には、東部方面総監部が担当する。 ○ 海上自衛隊 横須賀地方総監部 ○ 航空自衛隊 作戦システム運用隊本部
被害状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の捜索援助	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火にあたる(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)。
道路又は水路の啓開	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路若しくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う(薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)。
人員及び物資の緊急輸送	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「防衛省の管理に属する物品の無償及び譲与等に関する内閣府令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。
危険物の保安及び除去	<ul style="list-style-type: none"> ○ 能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の措置等	<ul style="list-style-type: none"> ○ その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 ○ 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項～第10項及び第65条第3項に基づき、区市町村長、警察官又は海上保安官がその場にはない場合に限り、自衛隊は区市町村長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

4 災害基礎資料の調査及び収集担任(陸上自衛隊第1師団)

都担当	地区担任部隊		担当地域
第1師団長(練馬)	23 区 分 区	第1普通科 連隊 (練馬)	千代田・中央・港・新宿・文京・台東・墨田・江東・品川・目黒・大田・世田谷・渋谷・中野・杉並・豊島・北・荒川・板橋・練馬・足立・葛飾・江戸川の各区
	多 摩 東 分 区	第1後方 支援連隊 (練馬)	立川・武蔵野・三鷹・府中・稲城・多摩・昭島・調布・小金井・小平・東村山・国分寺・国立・狛江・東大和・清瀬・東久留米・武蔵村山・西東京の各市
	多 摩 西 分 区	第1施設大隊 (朝霞)	八王子・町田・日野・福生・羽村・あきる野・青梅の各市、日の出・奥多摩・瑞穂の各町、檜原村
	島 し よ 部	師団直轄	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

第5章 消防活動

- 火災発生時に消防機関等が迅速かつ的確な消防活動を行うことにより、火災の拡大を防ぎ、被害の軽減を図る。

第1節 活動方針

1 市町村

- 市町村は、地域住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災その他の災害を防除し、及びこれらの災害による被害の軽減を図るため、関係機関との連携の下に消防活動を実施する。

2 東京消防庁

- 大規模な事故等が発生した場合において、それらの事象から生命、身体及び財産を保護するため、関係機関と連携の下、東京消防庁の機能を十分に発揮して消防部隊等を運用し、災害等による被害の軽減を図るとともに、人命救助及び救急活動を実施する。

第2節 活動態勢

- 活動態勢について市町村の消防機関は、常時、火災その他の災害に即応できる態勢を確保しておかなければならない。本節においては、東京消防庁の本部の編成、部隊の運用について定める。

1 本部の構成

- 東京消防庁に災害活動組織の総括として警防本部を、消防方面本部ごとに方面隊本部を、消防署ごとに署隊本部を置く。

2 部隊の運用等

- 東京消防庁は、地下街及び高層ビル等における火災に対しては、個別に計画を作成し、計画に応じて特別消火中隊などを運用するとともに、災害の様相及び規模により消防救助機動部隊や消防ヘリコプター機動部隊などの特別な消防部隊を運用し、火災等に対処している。
- 東京消防庁は、大規模な火災、テロ災害、事故、自然災害等により、多数の要救助者や傷者が発生している場合において、各出場計画等の運用では対応に混乱、遅延、支障等が発生し、迅速な救出救助体制や搬送体制を構築する必要があるときに理事を部隊長とする統合機動部隊を運用する。

第6章 危険物事故の応急対策

- 石油類、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射線等の各施設や危険物輸送車両、流出油等の事故災害時に防災機関は、被害を最小限にとどめるため、被災者の救出・救助や被害の拡大を防止するための応急措置を実施する。
- 地方公共団体は、危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずるものとする。

第1節 石油类等危険物貯蔵施設等の応急活動

機関名	内 容
東京消防庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。 また、これらの施設に対する災害応急対策は、第3部第5章「消防活動」(P154)に定めるところにより対処する。 1 危険物の流出、あるいは爆発等のおそれがある作業や移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置 2 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンクの破壊等による流出、異常反応、広域拡散等の防止措置と応急対策 3 災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の制定 4 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動

第2節 高圧ガス保管施設の応急活動

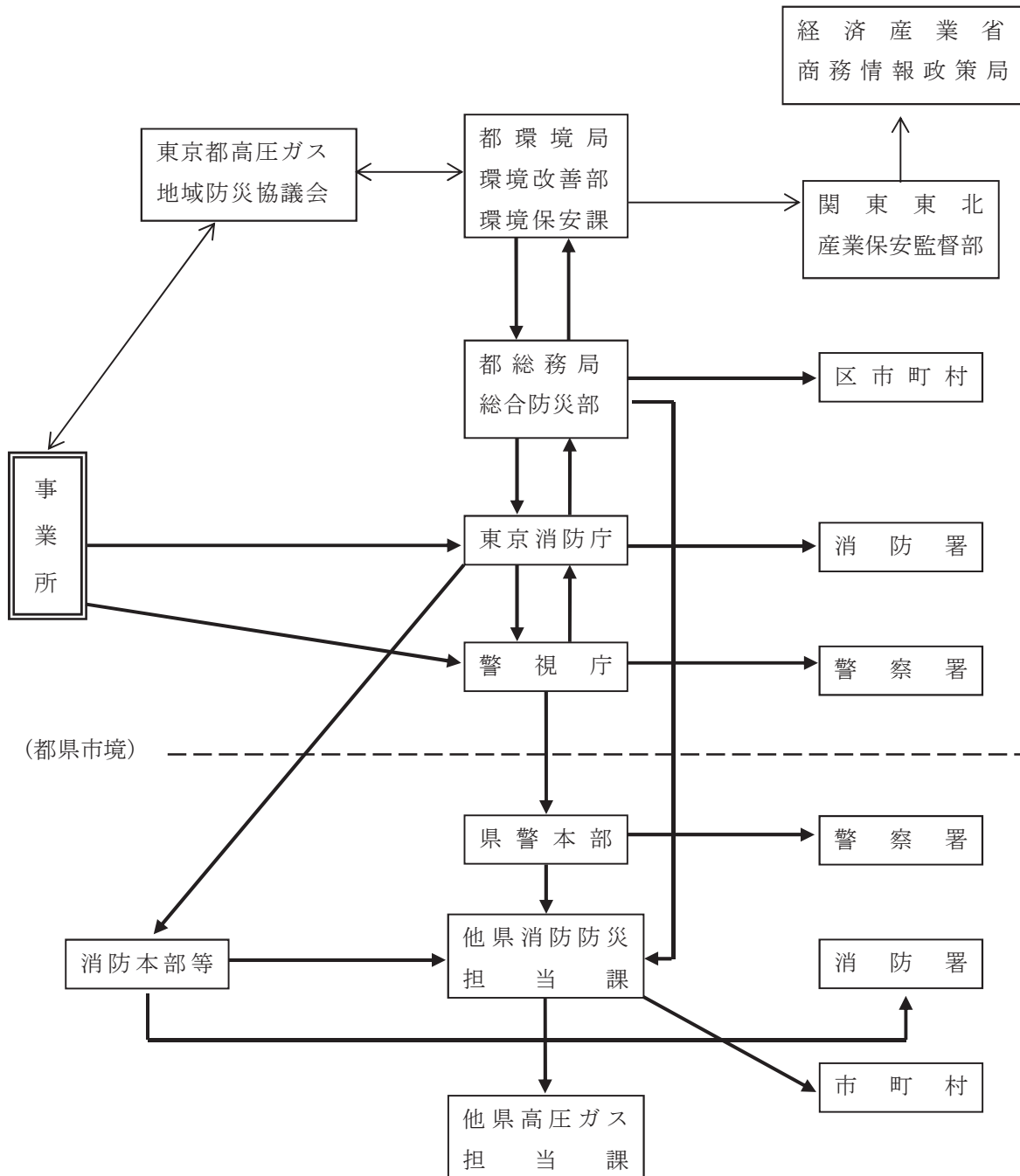
- 高圧ガス貯蔵施設に事故が発生し、塩素ガス等の有毒ガスが漏えいした場合、当該事業所は防除活動を実施するとともに、被害の拡大を防止するため、関係機関に迅速かつ的確な通報を実施する。
- 安全対策の対象となるガスは「大量に貯蔵及び消費され、漏洩により隣接する住民に被害を及ぼすおそれのあるガス」(都においては、塩素ガス、アンモニア、酸化エチレン)である。
- 都県間で事故が発生した場合の連絡通報窓口については、平成4年(1992年)10月に隣接都県の合意に基づき定められている。

(資料第39 高圧ガスに係わる連絡通報窓口 P322)

- 有毒ガス漏えい事故発生時における通報系統、通報内容、各機関の対応措置は次のとおりである。
- 高圧ガス漏えい事故発生時の通報系統等

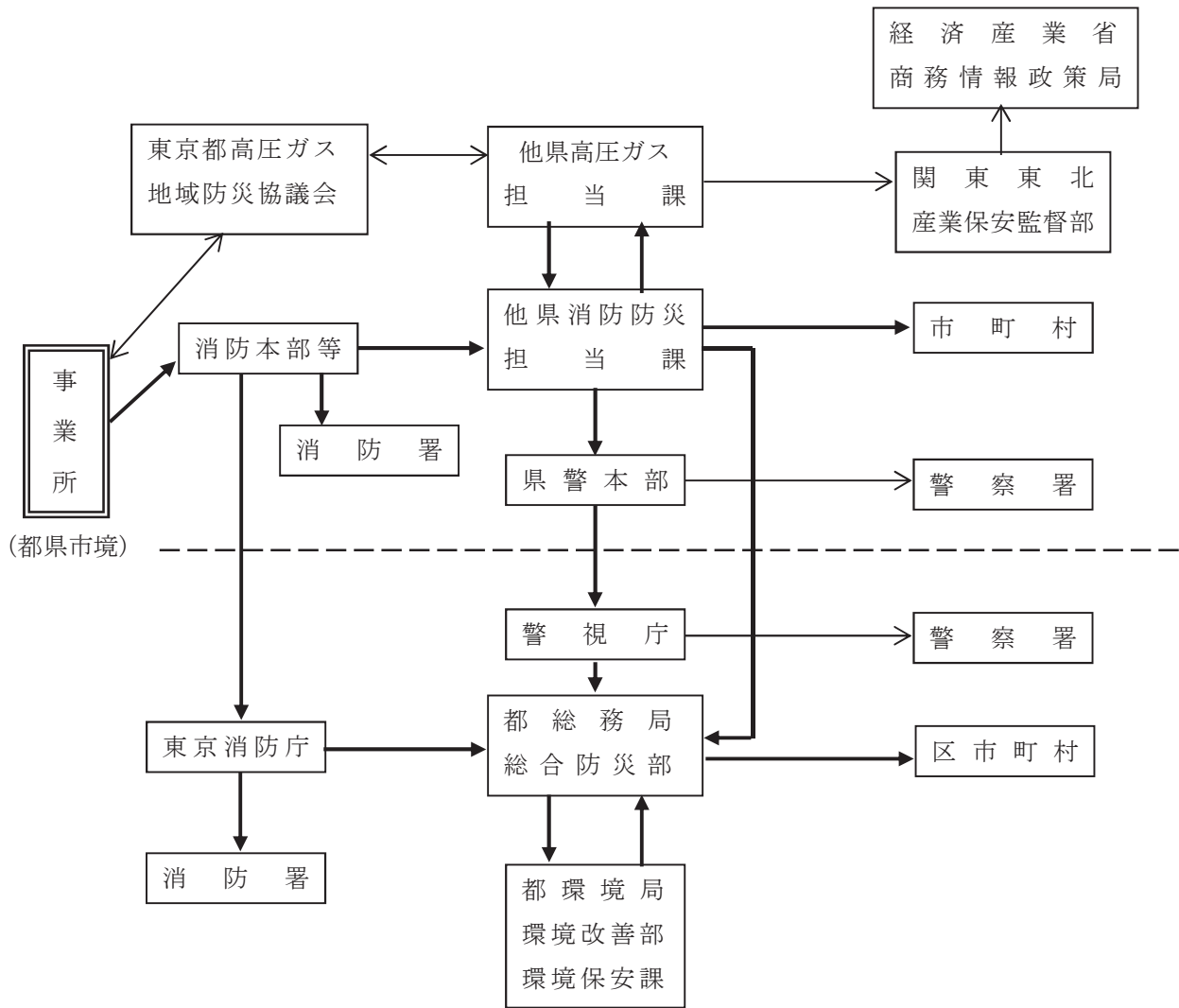
1 高圧ガス漏えい事故発生時の通報系統図

(1) 都において事故が発生した場合



(注) 太線は基幹ルートである。

(2) 隣接県において事故が発生した場合



(注) 太線は基幹ルートである。

2 機関別対応措置

機関名	内 容
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故時において必要に応じ次の措置を行う。 1 住民に対する避難の指示 4 避難住民の保護 2 住民の避難誘導 5 情報提供 3 避難所の開設 6 関係機関との連絡
都 総 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都縣市境周辺で漏えい事故が発生した場合においては、前記(1)の「高圧ガス漏えい事故発生時の通報系統」に基づき、関係機関に対し必要な連絡通報を行う。
都 環 境 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故時における措置 <ul style="list-style-type: none"> 1 ガス漏れ等の事故が発生した場合、当該事業所は直ちに災害の拡大防止及び被害の軽減に努める。 2 都環境局は、災害が拡大するおそれがある場合、東京都高圧ガス地域防災協議会がガスの種別により指定した防災事業所に対して出動を要請し、災害の拡大防止等を指示する。 ○ 事故時の緊急出動体制 <p>高圧ガスの事故時には、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定する防災事業所と部会ごとに置く準防災事業所が対応する体制を整えている。</p> <p>防災事業所は、高圧ガスの移動や事業所等における事故に対し、出動要請があった場合に応援出動することを任務とし、準防災事業所は、移動時に係る事故を除き、防災事業所と同様の任務を負っている。</p> ○ 事故時の通報連絡系統 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <pre> graph TD A[事故発生場所 (事業所等)] -- 通報 --> B[警視庁 (警察署)] A -- 通報 --> C[東京都高圧ガス 地域防災協議会] A -- 通報 --> D[都環境局環境保安課 (多摩環境事務所)] A -- 通報 --> E[東京消防庁 (消防署)] A -- 通報 --> F[防災事業所等] A -- 通報 --> G[都総務局 総合防災部] D --> B D --> C D --> E D --> F D --> G D --> H[関東東北 産業保安監督部] H --> I[経済産業省 商務情報政策局] </pre> </div>

機関名	内 容
東京消防庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは避難の指示等を行う。 ○ 災害時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 ○ 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。 また、これらの施設に対する災害応急対策については、前章「消防活動」(P154)により対処する。
警 視 庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。 ○ 区市町村長が避難の指示をすることができないと認めたとき又は区市町村長から要求があったときは、避難の指示を行う。 ○ 避難区域内への車両の交通規制を行う。 ○ 避難路の確保及び避難誘導を行う。
関東東北産業保安監督部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 正確な情報把握のため、都及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 ○ 災害発生に伴い、都及び関係機関と連絡の上、高圧ガス製造、施設者等に対して施設等の緊急保安措置を講ずるよう指導し、被害の拡大防止を図る。

第3節 火薬類保管施設の応急活動

機関名	内 容
都 環 境 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害が拡大するおそれがある施設を対象に、緊急時における管理上の指揮命令を発する。 <ul style="list-style-type: none"> 1 関係機関には状況に応じた緊急措置等を連絡する。 2 事業所には十分な水を確保するよう指導し、水バケツ等の消火施設の強化を指示する。
関東東北産業保安監督部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火薬類製造事業所等の施設等が、災害の発生により危険な状態となった場合又は危険が予想される場合は、十分な監督又は指導を行うものとし、必要があると認めるときは法令の定めるところにより、緊急措置命令を行う。 ○ 作業現場に未使用の状態に滞留している火薬類について、緊急の場合は自主的保安管理体制の下に直ちに担当の監督者に回収させ、火薬庫に返納する等の措置をとらせるとともに、迅速に実情を把握し、適切な指示・命令等を発する。

第4節 毒物・劇物取扱施設の応急活動

- 毒物・劇物の飛散、漏えい等の事故が発生した場合の機関別対応措置は次のとおりである。

機関名	内 容
都福祉保健局	○ 関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達に努める。
東京消防庁	○ 有毒物質等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは避難の指示等を行う。 ○ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 ○ 関係機関との情報連絡を行う。 また、これらの施設に対する災害応急対策は前章「消防活動」(P154)により対処する。
都 教 育 庁	○ 発生時の活動について、次の対策を樹立しておき、これに基づき行動するよう指導する。 1 発災時の任務分担、鍵の管理及び保管場所の周知 2 出火防止及び初期消火活動 3 毒物・劇物等の漏えい、流出等による危険防止 4 実験中における薬品容器、実験容器の転倒、落下防止及び転倒、落下等による火災等の防止 5 児童・生徒等に対して、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底 6 被害状況の把握、情報収集及び伝達等 7 避難場所及び避難方法

第5節 放射線使用施設等の応急対策

- 災害や事故、テロ活動などにより、放射性同位元素(RI)又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生、又は発生する可能性がある場合は、「放射性同位元素等の規制に関する法律」に基づき定められた基準に従い、放射性同位元素使用者等は、直ちに応急の措置を講じ、原子力規制委員会に報告を行う。

原子力規制委員会は、その必要を認めた際、放射性同位元素使用者等に対し放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

- 放射性同位元素を使用する病院又は診療所の管理者は、地震、火災その他の災害、事故、テロ活動等により放射線障害が発生又は発生する可能性がある場合は、直ちにその旨を保健所、警察署、消防署その他関係機関に通報すると共に、放射線障害の防止に努める。

○ 都における各機関別の応急活動は次のとおりである。

機関名	対応措置
東京消防庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ RI等の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置がとれるよう取扱者を指導する。 また、前章「消防活動」(P154)により災害応急活動を行うものとする。 1 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 2 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ○ RI使用病院での被害が発生した場合、その被害状況を的確に把握し、住民に対する被害を最小限にとどめるため、4人を1班とするRI管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止措置、住民の不安の除去等に努める。

第6節 危険物輸送車両の応急対策

1 高圧ガス等輸送車両の応急対策

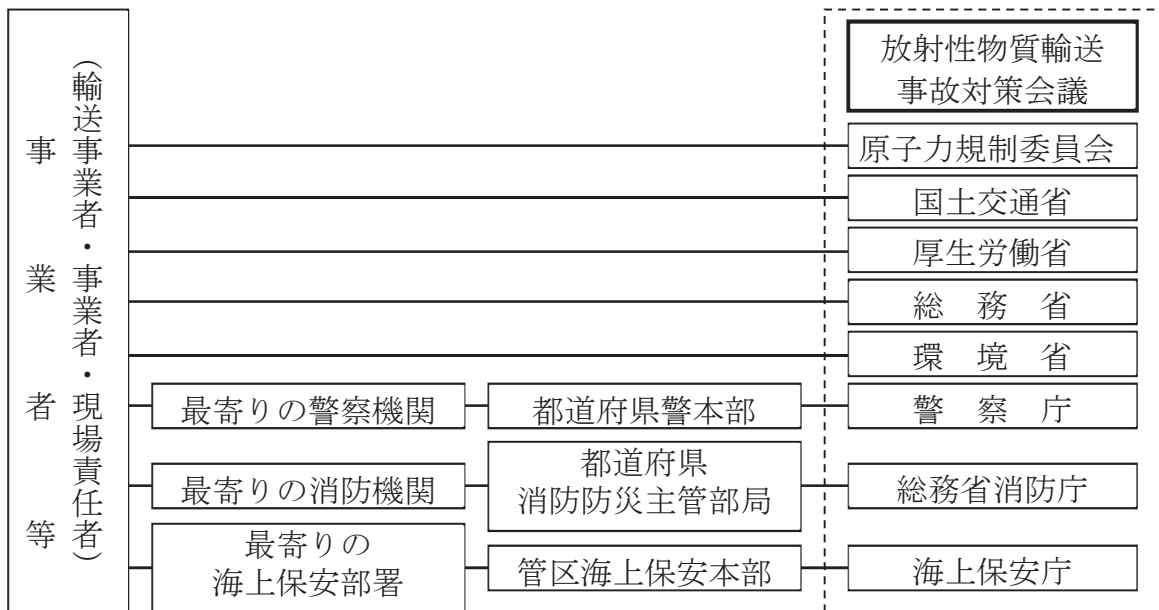
機関名	対応措置
都環境局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般高圧ガス及び液化石油ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、これら高圧ガスを輸送する者に対して、次の措置を講ずる。 ○ 一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発する。
警視庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設管理者に対し、保安施設、応急資器材を整備充実させ、効果的な活動を推進する。 ○ 移動可能なものは、周囲の状況によりあらかじめ安全な場所へ移動させる。 ○ 輸送中の車両については、安全な場所に誘導して退避させる。
東京消防庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2部第2章第2節「危険物等の輸送の安全化」(P45)に基づき、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。 ○ 災害応急対策は、前章「消防活動」(P154)により対処するものとする。
関東東北産業保安監督部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 正確な情報把握のため、都及び関係機関と密接な情報連絡を行う。
関東運輸局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危険物輸送の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。 1 災害発生時の緊急連絡設備の整備

機関名	対 応 措 置
	2 災害発生時の危険物輸送列車の停止箇所は、できるだけ橋りよう、ずい道等の危険箇所を避けるよう対策を講ずる。 3 輸送担当者に災害時の連絡、通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。
第三管区海上保安本部	○ 関係事業所の管理者及び船主、代理店等に対して災害の実態に応じて次の措置を講ずるよう指導する。 1 危険物専用岸壁における荷役の中止、施設の応急点検と出火等の防止措置 (資料第40 危険物とう載船の専用岸壁 P323) 2 危険物の海上への流出防止措置と応急対策 3 港内の危険物積載船舶に対する、必要に応じた移動命令、又は航行の制限若しくは禁止 4 港長公示第30-1号(平成30年1月31日)に基づく、次の事項に関する規制の徹底 (1) 危険物荷役専用棧橋において液化ガス積載船の荷役中における当該船舶より30m以内の他の一般船舶の航行、停泊の禁止 (2) 火の粉止め装置のない船舶、裸火を使用している船舶は、石油製品取扱所及び危険物専用棧橋に接岸荷役中の船舶より30m以内の航行、停泊、作業の禁止
J R 貨物	○ 危険物積載タンク車等の火災、漏えい等の事故が発生した場合は、事故の拡大、併発事故を防止するため、危険品貨物異常時応急処理ハンドブックに従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講ずるとともに、消防、警察等の関係機関へ通報する。

2 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策

- 核燃料物質等の輸送中に、万一事故が発生した場合は、国の関係省庁からなる放射性物質安全輸送連絡会(昭和58年11月10日設置)において安全対策を講じる。

(1) 事故時の連絡体制



(2) 事故時の対応措置

機関名	対応措置
国の省庁の対応 (原子力規制委員会) (原子力防災会議事務局) (内閣府) (国土交通省) (警察庁) (消防庁) (海上保安庁)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放射性物質輸送事故対策会議の開催 核燃料物質等の輸送中に事故が発生し、原子力事業者等から通報を受け、関係省庁間の密接な連絡・調整が必要と判断される場合又は関係省庁の求めがある場合は、「放射性物質輸送事故対策会議」を開催し、次の事項に関し、連絡・調整を行う。 なお、会議の庶務は、事故を所管する省庁において行うものとする。 1 事故情報の収集、整理及び分析 4 対外発表 2 関係省庁の講ずべき措置 5 その他必要な事項 3 係官及び専門家の現地派遣 ○ 派遣係官及び専門家の対応 関係省庁は、核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合、現地に係官及び専門家を派遣する。係官は、事故の状況把握に努め、警察官、海上保安官又は消防吏員に対する助言を行うとともに、関係省庁との連絡を密にしつつ、事業者等に対する指示等必要な措置を実施する。専門家は、関係省庁の求めに応じて、必要な助言を行う。
警視庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、原子力事業者等その他の関係機関と協力して、人命救助、交通規制等必要な措置を実施する。

第6章 危険物事故の応急対策

第7節 流出油等の応急対策

機関名	対応措置
東京消防庁	○ 事故の通報を受けた東京消防庁は、直ちにその旨を都総務局総合防災部等に通報するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。
都総務局	○ 事故の通報を受けた都総務局は、都の窓口として、直ちに区市町村をはじめ関係機関に連絡するとともに、国と連携をとり、専門家の派遣要請など必要な措置を講ずる。
第三管区海上保安本部	○ 事故の通報を受けた場合は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者と協力して、現場海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施する。 ○ 上記項目に必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。 ○ 海上におけるモニタリングに関し、都知事から第三管区海上保安本部長に対し要請が行われたときは、巡視船艇等を出動させ、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、モニタリングのための海上行動に関し、必要な支援をする。 ○ 東京都が、避難のための立ち退きの勧告又は指示を行った場合、海上における住民等の避難状況を確認し、都に報告する。
その他 (事業者等)	○ 事業者等(輸送事業者、事業者、現場責任者)は、事故発生後直ちに関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措置を講ずるとともに、警察官、海上保安官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置をとる。

第7節 流出油等の応急対策

1 流出油等応急対策

- 沿岸及び海上等の危険物施設や、船舶等から大量の油等が流失した場合又はこれに伴う火災が発生した場合、人命救助、消火活動、油拡散防止、付近の船舶等の安全確保及び沿岸住民への被害防止等を図るため、関係各機関は次の措置を講じる。

機関名	内 容
<p>第 三 管 区 海 上 保 安 本 部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時の作業態勢 <ul style="list-style-type: none"> 1 船艇・航空機による状況確認を実施するとともに、関係各機関との情報連絡体制を密にし、救助・防除体制を確立する。 2 人命救助 関係機関と協力し、負傷者、被災者等の救出救護、避難誘導にあたる。 3 遭難船等に対する災害の局限措置の指導を行う。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 流出箇所の閉鎖 (2) 原因者が手配した資機材による防除活動 (3) 積荷油の抜き取り又は移送 4 オイルフェンスの展張 流出油等の拡散防止及び効率的な回収のため、遭難船等の付近へ展張の指導を行う。 5 流出油等の回収等、流出油等処理のため、油回収船、油吸着材、油処理剤等による流出油等処理作業の指導を行う。 6 消火及び延焼防止 海上火災が発生した場合、必要に応じ消火及び延焼防止措置を命じる。 7 警戒及び立入制限等 <ul style="list-style-type: none"> (1) 海面流出油等の警戒及び拡散状況の調査並びに二次災害の防止にあたる。 (2) 現場への立入禁止、制限及び付近の警戒にあたる。 8 応急資器材の調達輸送 油処理剤、消火剤、オイルフェンス、その他の応急資材を調達輸送する。 9 遭難船の移動等 遭難船を安全海域へ移動するため、ひき船の手配及びえい航の指導、助言を行う。 10 タンカー、バージによる残油瀨取りの指導、助言を行う。 11 被害の拡大防止のため、船艇、航空機の動員、原因者等に対する防除措置の命令、一般財団法人海上災害防止センターに対する防除措置の指示、関係行政機関の長等に対する防除措置の要請等を行う。 12 その他の応急処理 原因者が必要な措置を講じていない又は原因者のみでは防除が困難な場合は防除措置を行う。 ○ 船舶の交通規制

第6章 危険物事故の応急対策

第7節 流出油等の応急対策

機関名	内 容
	<p>油等が流出した場合又は海上火災が発生した場合、必要に応じ、事故現場海域及びその周辺海域の船舶の航行等を制限し又は禁止する。</p> <p>○ その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 海上火災が発生するおそれがある海域にある者に対し火気の使用を制限し又は禁止する。 2 船舶交通の安全のため災害に関する安全通信を実施し、必要に応じ、無線放送、巡視船艇の巡回により、航行船舶に対し広報を行う。 3 その他必要な措置を行う。
東京消防庁	<p>○ 災害発生時の作業態勢</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人命救助 関係機関と協力し、負傷者、被災者等の救出救護、避難誘導にあたる。 2 オイルフェンスの展張 <ol style="list-style-type: none"> (1) 流出油等の拡散を防止するため遭難船等の付近へ展張する。 (2) 流出油等の処理、火災発生等の防止のため、油処理剤を散布する。 3 初期消火及び延焼防止 火災が発生した場合、初期消火及び延焼防止措置を行う。 4 警戒及び立入制限等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 海面流出油等の警戒及び拡散状況の調査並びに事故再発防止にあたる。 (2) 現場への立入禁止、制限及び付近の警戒にあたる。 5 応急資器材の調達輸送 油処理剤、消火剤、オイルフェンス、その他の応急資材を調達輸送する。 6 状況により遭難船の移動について関係機関に要請するとともに、特に河川にあっては安全区域へ移動するため、ひき船の手配及びえい航を行う。 7 タンカー、バージによる残油瀬取りを関係機関へ要請する。 8 被害の拡大防止のため、船艇、航空機の動員及び関係機関に対する出動要請を行う。 9 消火資器材の確保 流出油等の処理、火災の発生防止、消火のための油処理剤等消火資器材の確保を行う。

機関名	内 容
	<p>10 その他の応急処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 船舶の交通規制 関係機関と協力して危険水域付近に消防艇を配置して、海上又は河川における船舶、いかだ等の通行禁止制限及び避難等の処置をとる。 ○ その他 <ul style="list-style-type: none"> 1 海上及び河川における火気の使用禁止、その他必要な広報を行うとともに関係機関に協力を要請する。 2 関係機関と協力し、沿岸住民及び危険物貯蔵所等に対し、火気管理の指導、その他必要な広報を行う。 3 沿岸住民への被害拡大防止措置の指導を行う。 4 関係機関と協力し、沿岸住民に対する避難指示、退去命令の伝達及び避難誘導にあたる。 5 危険物貯蔵所の自衛措置の強化指導を行う。 6 沿岸危険区域における交通の禁止及び制限を行う。 7 その他必要な措置を行う。
警 視 庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時の作業態勢 <ul style="list-style-type: none"> 1 人命救助 関係機関と協力し、負傷者、被災者等の救出救護、避難誘導にあたる。 2 初期消火及び延焼防止 火災が発生した場合、初期消火及び延焼防止措置を行う。 3 警戒及び立入制限等 <ul style="list-style-type: none"> (1) 海面流出油等の警戒及び拡散状況の調査並びに事故再発防止にあたる。 (2) 現場への立入禁止、制限及び付近の警戒にあたる。 4 関係機関と協力して必要な応急資器材の緊急輸送に協力する。 5 状況により遭難船の移動について関係機関に要請するとともに、特に河川にあっては安全区域へ移動するためひき船の手配及びえい航を行う。 6 被害の拡大防止のため、船艇、航空機の動員及び関係機関に対する出動要請を行う。 ○ 船舶の交通規制 関係機関と協力して危険水域付近に警備艇を配置して、海上又は河川における船舶、いかだ等の通行禁止制限及び避難等の処置をとる。 ○ その他

機関名	内 容
	1 海上及び河川における火気の使用禁止、その他必要な広報を行うとともに関係機関に協力を要請する。 2 関係機関と協力し、沿岸住民及び危険物貯蔵所等に対し、火気管理の指導、その他必要な広報を行う。 3 関係機関と協力し、沿岸住民に対する避難指示、退去命令の伝達及び避難誘導にあたる。 4 沿岸危険区域における交通の禁止及び制限を行う。
都 港 湾 局 都 総 務 局 都 建 設 局	○ 災害発生時の作業態勢 1 災害が発生した場合は直ちに関係機関との通報連絡態勢及び救助活動・油拡散防止体制を確立する。 2 関係機関と協力し流出油等の拡散を防止するため、遭難船等の付近へオイルフェンスを展張する。 3 関係機関と協力し油吸着剤、油処理剤等を散布する。 4 警戒及び立入制限等 (1) 海面流出油等の警戒及び拡散状況の調査並びに事故再発防止にあたる。 (2) 関係機関と連携し現場の立入制限、禁止区域及び付近の警戒にあたる。 5 関係機関と協力して必要な応急資器材の緊急輸送に協力する。 6 人命救助、被害の拡大防止等応急措置のため自衛隊へ出動要請を行う。 7 油処理剤等資材を確保する。 8 その他関係機関に対する協力要請を行う。 ○ その他 その他必要な措置を行う。 (資料第 41 清掃船一覧表 P324)
沿 岸 区	○ 関係機関と協力し、沿岸住民に対して火気管理の徹底指導及び災害状況の周知を行う。 ○ 関係機関と協力し陸上への被害拡大防止にあたる。 ○ 関係機関と協力し、沿岸住民に対して避難指示を行う。 ○ 区管理河川におけるオイルフェンスの展張、油処理剤等の散布を行う。

第7章 大規模事故時の応急対策

- 船舶や航空機事故及び大規模な道路事故などの事故災害時、防災機関は被災者の救助や被害の拡大を防止するための応急措置を実施する。

第1節 船舶事故

機関名	内 容
都 港 湾 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模な船舶事故が発生した場合には、事故状況等の情報収集を行い、関係機関と緊密な連携を図り、応急対策に協力する。 ○ 東京港内における流出油事故発生時の油防除処理は、第一に原因者が処理対応を行うこととなっている。しかし、原因者が油防除処理作業を行えない場合や原因者不明の流出油事故の場合は、港湾管理者がオイルフェンス展張・放水かくはん等の油防除処理作業を実施し、被害の拡大を防止する。 ○ 島しょにおいては、海上保安庁、地元町村役場、警察、消防等の関係機関と連携し、応急対策に協力する。 また、救助船舶の岸壁使用について、優先的使用ができるよう必要に応じ、他船舶の移動、接岸の制限を行う。
第 三 管 区 海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模な船舶事故が発生した場合においては、応急対策を統一的かつ強力に推進するため、組織の編成及び職員、船艇、航空機の動員を行う。 ○ 事故状況等の情報収集を行い、情報に基づき所要の活動体制を確立し、関係機関と緊密な連携を図り、人命救助、救急活動、消火活動、海上交通の安全確保等を行う。
東 海 汽 船	<ul style="list-style-type: none"> ○ 航行船舶に事故が発生したとき、船長は旅客の安全、船体、貨物の保全のために次の措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> 1 損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討 2 人身事故に対する早急な救護 3 船内及び船外への連絡方法の確立 4 旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導 5 二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施

第2節 航空機事故

機関名	内 容
東京消防庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 活動体制 <ul style="list-style-type: none"> 1 東京国際空港内の事故の場合 東京消防庁の航空機火災出場計画等により対応する。 2 東京国際空港外(市街地等)の事故の場合 東京消防庁の大規模火災出場計画、危険物火災出場計画、救急特別出場計画等により対応する。 ○ 活動の協定及び計画 <ul style="list-style-type: none"> 1 東京国際空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定に基づき、消火救難活動を実施する(東京空港事務所との協定)。 2 東京国際空港緊急計画に基づき、空港内の救急活動を実施する。
都 港 湾 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調布飛行場及び東京ヘリポート並びにその周辺の航空機事故については、各管理事務所内に現地対策本部を設置し、関係機関(警視庁・消防庁、東京航空局等の関係機関)の協力のもとに、有効な活動を行う。 ○ 島しょの各空港及びその周辺においては、各支庁に現地対策本部を、各管理事務所に現場指揮所を設置し、東京航空局、警察、消防等の関係機関と連携し、応急対策に協力する。 ○ 活動の要領は、各空港の緊急時対応計画等に基づく。
東京空港事務所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京国際空港及びその周辺の航空機事故に対しては、関係機関の協力のもと東京空港事務所に現地対策本部を設置し、有効な活動を行う。 ○ 活動の要領は、以下に基づく。 <ul style="list-style-type: none"> 1 東京国際空港緊急計画 2 東京国際空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定(東京消防庁との協定) (資料第27 東京国際空港航空機事故緊急連絡体制 P290)
第 三 管 区 海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 航空機事故が発生した場合、東京空港事務所を始めとする関係機関との緊密な連携と協力により、以下の活動を迅速かつ的確に実施する。 <ul style="list-style-type: none"> 1 情報収集及びその提供 2 負傷者の救出救助 3 救急医療活動に対する支援 4 事故による火災の消火活動 5 付近海域航行船舶の交通整理及び避難誘導

機関名	内 容
都 及 び 関係防災機関	<p>6 事故現場海域の証拠保存及び周辺海域の警戒</p> <p>○ 米軍又は自衛隊の航空機事故等が発生した場合、「米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱」により関係防災機関は活動を行う。 (資料第 18 米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱 P277)</p> <p>○ 事故時の応急措置</p> <p>1 緊急連絡通報</p> <p>○ 航空機事故緊急連絡者は、次に掲げる事項について行う。</p> <p>(1) 事故の種類(墜落、不時着、器物落下等)</p> <p>(2) 事故発生の日時、場所</p> <p>(3) 事故機の種別、乗員数及び積載燃料量、爆発物等の危険物積載の有無</p> <p>(4) その他必要事項</p> <p>2 現地連絡所等の設置</p> <p>○ 航空機事故等が発生した場合、関係機関が事故の規模、態様により「現地連絡所等」を設置したときは、相互に緊密な連絡に努める。</p> <p>○ 米軍機事故の場合は北関東防衛局が、自衛隊機の場合は自衛隊が、設置する現地連絡所にあつては、事故に関する情報交換及び被災者救援に関する連絡等の円滑化に努める。</p> <p>○ この場合において、他の関係機関は可能な限りこれに協力する。</p>

第3節 鉄道事故

機関名	内 容
都	<p>○ 鉄道における事故災害時には、「鉄道災害時における消防機関と鉄道事業者との連携に関する覚書」及び「新幹線災害時における東京消防庁と鉄道事業者との連携に関する覚書」に基づき、各鉄道事業者との連携を図る。 (資料第 42 鉄道災害時における消防機関と鉄道事業者との連携に関する覚書 P325) (資料第 43 新幹線災害時における東京消防庁と鉄道事業者との連携に関する覚書 P328)</p>

機関名	内 容													
都 交 通 局	<p>○ 地下高速電車の事故及び災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、地下高速電車運転取扱実施基準、地下高速電車事故災害取扱要綱及び関係示達等により処理する。</p> <p>○ 事故対策本部の活動方針 事故等が発生した場合又は発生が予想される場合における旅客及び輸送の安全確保を図るため、情報の収集・伝達及び指揮命令を確立し、その円滑な取扱いにより輸送の早期回復及び損害の拡大防止に努める。</p> <p>○ 事故対策本部の組織及び任務</p> <table border="1" data-bbox="456 674 1353 1099"> <thead> <tr> <th data-bbox="456 674 628 719">組</th> <th data-bbox="632 674 874 719">織</th> <th data-bbox="877 674 1353 719">任 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="456 723 628 813">本 部 長</td> <td data-bbox="632 723 874 813">局長又は局長が命じた者</td> <td data-bbox="877 723 1353 813">事故対策本部の業務を総括する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 817 628 907">副 本 部 長</td> <td data-bbox="632 817 874 907">関係部の部長</td> <td data-bbox="877 817 1353 907">本部長に事故等あるときは、これに代わる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 911 628 1099">班 長</td> <td data-bbox="632 911 874 1099">関係部の各課長で、本部長が命じた者</td> <td data-bbox="877 911 1353 1099">事故復旧本部の指揮者、副指揮者と復旧作業の状況等を打合せ、業務を掌理するとともに班員を指揮監督する。</td> </tr> </tbody> </table>		組	織	任 務	本 部 長	局長又は局長が命じた者	事故対策本部の業務を総括する。	副 本 部 長	関係部の部長	本部長に事故等あるときは、これに代わる。	班 長	関係部の各課長で、本部長が命じた者	事故復旧本部の指揮者、副指揮者と復旧作業の状況等を打合せ、業務を掌理するとともに班員を指揮監督する。
組	織	任 務												
本 部 長	局長又は局長が命じた者	事故対策本部の業務を総括する。												
副 本 部 長	関係部の部長	本部長に事故等あるときは、これに代わる。												
班 長	関係部の各課長で、本部長が命じた者	事故復旧本部の指揮者、副指揮者と復旧作業の状況等を打合せ、業務を掌理するとともに班員を指揮監督する。												
J R 東 日 本 J R 東 海 J R 貨 物	<p>○ 事故等の発生に敏速かつ適切に対処するため、次の事項について、あらかじめ計画し訓練を実施するなど、常に復旧体制を整備していく。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 応急処置方法 2 情報の伝達方法 3 事故復旧対策本部の設置方法 4 非常招集の方法 5 救援列車の配備、復旧用具の整備及び使用方法 													
東 武 鉄 道	<p>○ 事故発生に際し、その被害を最小限に止めるとともに、輸送の確保を図るため、事故発生時における応急対策を確立する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 運転事故の発生のおそれがあるとき、又は運転事故が発生して、併発事故が発生するおそれがあるときは、列車の停止手配をとる。 2 事故発生時には、運転取扱実施基準、鉄道事業本部事故災害等対策規程、運転事故応急処理手続等により、情報の収集と伝達を図るとともに、必要により、対策本部を設け、要員を招集し、迅速な復旧に努める。 3 事故発生時における列車の運転については、その都度の状況に応じて折返運転、代行輸送等により対処する。 													

機関名	内 容
東 急 電 鉄	<p>○ 運転事故が発生したとき人命の救助を第一とし、かつ、敏速適切な処置をとることにより、事故による支障の除去に努め、その影響を最小限度にとどめるため、「鉄道事業本部異常時対策規程」に基づき事故の早期復旧に努める。</p>
京 成 電 鉄	<p>○ 非常災害に際しては、人命尊重、安全確保を第一とし、被害を最小限に止め、早期復旧に務め、輸送の確保を図る。</p> <p>また、各職場においては、平素から事故発生時の旅客及び列車運転の取扱い方について関係者に周知徹底させるとともに、行政機関、諸団体との協力計画を推進する。</p> <p>1 事故時の活動組織</p> <p>大規模な事故が発生した場合、被害の軽減、早期の復旧及び救護を図るため、災害対策規則に基づき本社に事故対策本部を、現地に現地対策本部を設置する。</p> <p>また、各部署は対策本部が設置された場合、事故及び災害対策内規により、各担当任務にあたる。</p> <p>2 事故時の応急態勢</p> <p>大規模な事故が発生した場合は、直ちに災害対策規則並びに事故及び災害対策内規に基づき、状況に応じて通信連絡、異常時運転態勢、救急救護、避難誘導、広報、被害状況の把握及び防災諸機関への応援要請並びに迅速な復旧態勢をとる。</p>
京 王 電 鉄	<p>○ 大規模事故が発生した場合は、速やかに事故対策本部を設置するとともに、あらかじめ定められている、事故連絡体制、動員体制に基づき、人命救助を第一に、被害を最小限に食い止めるよう努める。</p> <p>○ 速やかに事故状況を把握し、最も安全な方法によって、旅客の避難誘導を行い、死傷者がある場合は、迅速に救出するとともに、輸送(代替、振替を含む。)の確立を図る。</p> <p>なお、事故発生時に、復旧の迅速を期するため、平素から応急資機材の整備及び緊急自動車、衛星電話機の配備を行っている。</p>
京 急 電 鉄	<p>○ 事故が発生した場合は、死傷者の救護を最優先とし、併発事故の防止に万全の措置を講じるとともに、その救急処置及び復旧については、最も安全と認められる方法により、迅速かつ的確にこれを行う。</p> <p>○ 事故が定める基準に該当し、必要があると認められる場合は、事故対策本部を設置する。</p>

第7章 大規模事故時の応急対策
第3節 鉄道事故

機関名	内 容
西武鉄道	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故が発生した場合は、死傷者の救護を最優先に行うとともに、続発事故の防止に万全の措置をとる。 ○ 救急措置及び復旧については、迅速かつ的確に対処し、必要と認めたときは、本社に「災害対策本部」、事故現場に「現地復旧部」を設置して応急活動にあたる。
小田急電鉄	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故が発生した場合は、人命財産の安全を第一として、負傷者の救助、併発事故防止等の応急処置をとるとともに早期復旧に努め、必要と認めたときは、現地に「現地対策本部」を、本社に「事故対策本部」を設置して応急活動にあたる。
北総鉄道	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故が発生した場合は、災害対策本部を設置して対策要員を非常招集し、迅速な措置を講じて早期復旧に努める。
東京地下鉄	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故・災害等対策規程に基づき非常体制を発令し、本社社屋内に対策本部を設置する。 ○ 事故が発生した場合、事故の発生場所に直ちに現地対策本部を設置し、旅客の安全確保を第一の使命として行動する。 <ul style="list-style-type: none"> 1 旅客の人命救助及び避難誘導を行う。 2 旅客に被害が拡大しないように二次災害及び付帯事故の防止措置を行う。 3 被災者の救出、応急救護及び負傷者の搬送に努めるとともに、119番通報し消防隊、救急隊の出動を要請及び活動に協力する。 4 現地対策本部は、救援隊を編成して旅客の救出及び応急救護並びに救急隊の出動要請及び活動に協力する。 ○ 情報連絡は、列車無線装置、指令電話、FAX、鉄道電話、NTT加入電話及び携帯電話等を活用する。 ○ 利用者に必要な列車運行に関する情報をホームページに掲載するとともに適宜報道機関に発表する。 ○ 対策本部長は、被害状況、工事の難易及び運転開始による効果の大きさを勘案し、応急工事計画を策定する。 ○ 対策本部の各班長は、必要な資機材及び要員出動の要請をする。 ○ 復旧工事に係わる現業長は、緊急用自動車及び資機材の整備、救護及び復旧要員の緊急出動体制を確立しておく。
東京モノレール	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故が発生したときは、すべてに優先して人命の安全と救助に努めるとともに、輸送の早期回復と、事故の拡大防止を講ずる。 また、救助活動及び復旧作業を、機動的かつ円滑に行えるよう事故対策本部を設置する。

機関名	内 容
ゆりかもめ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故等が発生した場合は、処置及び復旧にあたっては、すべてに優先して人命の安全救助に努めるとともに、事故等の拡大を未然に防止する。 ○ また、状況に応じて事故復旧本部及び事故対策本部を設置する。
東京臨海高速鉄道	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故が発生した場合は、旅客の人命救助を第一とし、輸送の早期回復、損害の拡大防止に努める。その状況により災害対策本部を設置する。 ○ また、被災地において非常措置、応急復旧を行う場合は必要により現地対策本部を設置する。
多摩都市モノレール	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故が発生した場合は、人命及び財産に対して最も安全な方法により迅速に処置を行い、併発事故の防止に万全を期し、その影響を最小限にとどめるとともに、復旧を迅速に行う。 ○ また、災害・事故等対策本部を設置するとともに、必要により現地対策部を設置する。
首都圏新都市鉄道	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故・災害対策規程に基づき非常体制を発令し、本社内に対策本部を設置する。 ○ 事故が発生し、非常体制が発令された場合は、事故発生場所に現地対策本部を設置し、旅客の安全確保を第一として行動する。

第4節 道路・橋りょう・トンネル事故

機関名	内 容
関東地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関東地方整備局が所管する道路に関する大規模事故が発生した場合、又は発生が予想される場合、被害を最小限にし、輸送の確保を図るため、次の措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> 1 関係機関への連絡 2 応急措置・復旧体制の確保 3 応急・復旧措置の実施 ○ また、事故状況に応じ、都に対して現地連絡調整所の設置を要請する。
東日本高速道路	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本高速道路が所管する道路に関する大規模事故が発生した場合又は発生が予想される場合、被害を最小限にするため、東日本高速道路防災業務計画に定める災害応急対策に基づき対策を実施するとともに、東京都並びに関係各機関と情報交換を行うものとする。

第7章 大規模事故時の応急対策
第4節 道路・橋りょう・トンネル事故

機関名	内 容
	○ また、事故状況に応じ、都に対して現地連絡調整所の設置を要請する。
中日本高速道路	○ 中日本高速道路株式会社が所管する道路に関する災害が発生又は発生が予想される場合、中日本高速道路株式会社防災業務計画に定める災害応急対策に基づき対策を実施するとともに、関係機関と緊密な情報交換を行うものとする。
首都高速道路	○ 大規模事故が発生した場合又は発生が予想される場合、防災業務計画に基づき災害応急対策を実施するとともに、関係機関等と情報交換を行うものとする。
都福祉保健局	○ 事故の覚知後、負傷者の受入れ病院の調整や東京 DMAT の追加支援要請に対応する。
都建設局	○ 都建設局が所管する道路において、大規模な事故が発生した場合、被害を最小限にし、できるだけ速やかに交通確保を図るため、次の措置を講ずる。 1 関係機関への連絡、調整 2 応急措置の実施 3 被災した施設の安全点検及び応急復旧の実施
都港湾局	○ 都港湾局が所管する臨港道路において、大規模な事故が発生した場合、被害を最小限にし、できるだけ速やかに交通確保を図るため、次の措置を講ずる。 1 関係機関への連絡、調整 2 応急措置の実施 3 被災した施設の安全点検及び応急復旧の実施
警視庁	○ 事故を認知した場合、要救助者の救出救助及び避難誘導、周辺道路の交通規制等を実施し、被害の拡大防止等に努める。
東京消防庁	○ 事故の覚知後、災害現場の要請に基づき部隊を派遣し、必要に応じて東京 DMAT と連携して、救出救助活動及び救急活動を行う。
区市町村	○ 所管する道路において事故が発生した場合、又はその可能性がある場合は、被害を最小限にし、交通を確保するため、事故の状況把握や応急措置・復旧体制を確保する。 ○ また、事故状況に応じ、都に対して現地連絡調整所の設置を要請する。 ○ 事故の発生により、又は発生に伴う火災の延焼など、被害の拡大により、住民の避難が必要な際は、都、警視庁、消防機関と連携し、避難先の確保や避難者の誘導などを行う。

第5節 ガス事故

機関名	内 容
東京ガス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通報連絡等 通報の責任者は、当該工事現場の現場責任者とし、直ちにガスライต์ 24、並びに消防、警察、道路管理者及び沿道住民等に連絡する。連絡の内容は、事故の状況・発生場所その他必要事項とする。 ○ 非常災害対策組織 ガス導管等の事故発生時の態勢は、あらかじめ定めた組織による。 なお、ガス導管等の緊急事故に対しては、初動措置を迅速かつ的確に実施し、二次災害の防止に対処するため、ガスライต์ 24 では 24 時間の緊急出動体制を確立している。 ○ 事故時の応急措置 <ol style="list-style-type: none"> 1 消防機関及び警察機関と緊密な連携を保ちつつ、現場の状況に応じて次の措置をとる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 人身災害が発生したときは、直ちに医師又は消防機関に連絡し、適切な措置をとる。 (2) ガス漏えい箇所付近では火気の使用を禁止し、関係者以外の者が立ち入らないような措置をとる。 (3) 状況に応じ、メーターガス栓、しゃ断装置等によりガスの供給を停止する。 (4) 状況に応じ、マンホール開放を行った場合は、通行者に対する安全誘導を行う。 (5) 状況に応じ、個別訪問、拡声器等により、付近住民等に対する広報活動を行う。 2 事故の状況に応じ、応援の依頼又は特別出動の要請を行う。 3 復旧のための調査、連絡、修理等を行う。
東京消防庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故の覚知後、災害現場の要請に基づき部隊を派遣し、必要に応じて東京 DMAT と連携して、救出救助活動及び救急活動を行う。
警視庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。 ○ 区市町村長が避難の指示をすることができないと認めたとき又は区市町村長から要求があったときは、避難の指示を行う。 ○ 避難区域内への車両の交通規制を行う。 ○ 避難路の確保及び避難誘導を行う。

機関名	内 容
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故が発生した場合、又はその可能性がある場合は、被害を最小限にするため、事故の状況把握や応急措置・復旧体制を確保する。 ○ また、事故状況に応じ、都に対して現地連絡調整所の設置を要請する。 ○ 事故の発生により、又は発生に伴う火災の延焼など、被害の拡大により、住民の避難が必要な際は、都、警視庁、消防機関と連携し、避難先の確保や避難者の誘導などを行う。

第6節 CBRNE 災害

- CBRNE 災害等の被害を最小限に留めるため、第2部第3章第6節「CBRNE 災害」(P68)で定めた計画に基づき、関係防災機関が連携して応急対策を行う。
- なお、都総務局においては関係防災機関と情報連絡を密に行うとともに、都保健所においても地域関係機関と現地調整所を設置し、関係機関と連携して応急対策を実施する。

第8章 警備交通規制

- 大規模な事故災害において、都民の生命、身体、財産の保護及び各種の犯罪の予防、取り締まり、事故災害現場周辺における治安及び交通の秩序を維持する。

第1節 警備

- 本節においては、警備体制、警備活動について必要な事項を定める。

1 警備態勢

機関名	内 容
警 視 庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模事故等の災害が発生した場合は、関係機関と緊密な連携を保持しながら、総合的な災害対策活動を推進するとともに、早期に警備態勢を確立して、情報の収集、避難誘導、救出救助等の活動を行うほか、関係機関の活動に協力する。 ○ なお、災害が発生した場合は、災害の規模等に応じて、各級警備本部を設置して警備に当たる。
第 三 管 区 海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第三管区海上保安本部に設置した対策本部、関係海上保安部に設置した現地対策本部の指揮の下、巡視船艇及び航空機を配備し、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における人命及び財産の保護等の業務を統一的かつ強力に推進する。

2 警備活動

機関名	内 容
警 視 庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の発生に際しては、的確な状況把握と適正な判断により、速やかに初動態勢を確立し、関係機関との緊密な連携の下、被災者の救助及び被害の拡大防止に当たる。 ○ 警察活動は、おおむね次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> 1 被害実態の把握及び各種情報の収集 2 被災者の救出及び避難・誘導 3 行方不明者の調査 4 遺体の調査等及び検視 5 交通規制 6 公共の安全と秩序の維持

第8章 警備交通規制

第1節 警備

機関名	内 容
第 三 管 区 海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海上における船舶交通の安全確保及び海上における治安を維持するため、次に掲げる措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> 1 水路通報、航行警報等船舶交通の安全に必要な情報提供を実施し、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。 2 特に必要が認められるときは、災害対策基本法に基づき警戒区域を設定し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。 3 必要に応じて周辺海域において船舶への立入検査を実施する等、犯罪の予防・取締りを行う。 4 警戒区域及び重要施設周辺海域の警戒を行う。

3 その他

機関名	内 容
警 視 庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警戒区域の設定 災害現場において、区市町村長若しくはその職権を行う区市町村の職員が現場にいないとき、又は、これらの者から要求があつて防災上必要と認めるときは、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を区市町村長に通知する。 ○ 区市町村に対する協力 <ul style="list-style-type: none"> 1 区市町村長から災害応急措置の必要により警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動に支障のない限り警備部隊を応援出動させる。 なお、要請がない場合においても、事態が急を要するときは積極的に災害応急活動を実施する。 2 区市町村の災害応急対策に従事する車両については、優先通行等の便宜を供与し、災害応急活動が迅速に行えるよう努める。 3 被災者等に対する救助業務については、災害の初期において可能な限りこれに協力することとし、状況に応じて逐次警察本来の活動に移行する。 ○ 装備資器材の調達及び備蓄 <ul style="list-style-type: none"> 1 警視庁本部並びに各警察署、機動隊に装備資器材を保有しておく。 (資料第44 警備活動用資器材の整備 P330) (資料第45 ヘリコプターの機種及び性能基準 P331) 2 災害発生時、調達不足する装備資器材については、別途他県警察本部の応援及び民間業者からの借り上げにより調達する。

機関名	内 容
第三管区 海上保安本部	○ 装備の保有 警備救難活動に必要な船艇等を保有している。 (資料第46 東京都関係部署所属船艇一覧表 P332)

第2節 交通規制

- 本節においては、道路及び海上交通の規制等交通の確保について必要な事項を定める。

機関名	内 容
警 視 庁	<p>[道路交通規制]</p> <p>1 交通情報の収集と交通統制 交通情報の収集に努めるとともに、道路障害の実態把握を速やかに行い、その状況を知事(都本部長)に通報する。 隣接県に通ずる国道その他の幹線道路については、関係県警察本部と連携を密にし、一般車両の迂回等混雑緩和の措置を講じて、交通秩序の維持に努める。</p> <p>2 交通規制 広域的事故発生の場合には、東京都公安委員会の決定に基づき必要な措置を実施する。 被災地及びその周辺を管轄する警察署長(高速道路交通警察隊長)は、危険箇所の標示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努める。</p> <p>3 車両検問 主要幹線道路における車両検問を行い、住民の緊急避難又は応急物資、応急復旧工作資材等の緊急通行を確保するため、他の一般車両の通行を禁止し、又は制限して、事故の拡大防止及び迅速な復旧の実効を図る。</p> <p>4 緊急通行車両等の確認 災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、一般車両の通行が禁止又は制限され、災害対策基本法施行令第33条に規定する緊急通行車両及び規制除外車両(以下「緊急通行車両等」という。)を優先して通行させる。 緊急通行車両等であることの確認は、原則として使用の本拠地を管轄する公安委員会等が行い、標章及び証明書を交付する。ただし、やむを得ない場合は、他道府県の公安委員会等で行うことができる。</p>

機関名	内 容
	<p>(1) 緊急通行車両等の種類</p> <p>ア 緊急通行車両 次の災害応急対策に従事する者又は同対策に必要とされる物資の緊急輸送を行う車両</p> <p>(ア) 警報の発表及び伝達並びに避難指示に使用されるもの</p> <p>(イ) 消防、水防その他応急措置に使用されるもの</p> <p>(ウ) 被災者の救難、救助その他の保護に使用されるもの</p> <p>(エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に使用されるもの</p> <p>(オ) 施設及び設備の応急復旧に使用されるもの</p> <p>(カ) 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に使用されるもの</p> <p>(キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に使用されるもの</p> <p>(ク) 緊急輸送の確保に使用されるもの</p> <p>(ケ) その他災害発生の防御又は拡大の防止に使用されるもの</p> <p>イ 規制除外車両 民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される、公安委員会の確認を受けた車両</p> <p>(2) 確認機関</p> <p>ア 知事</p> <p>(ア) 都財務局長 都所有の車両、雇上車両及び業務の委託並びに協定等に伴い必要となる車両(以下「関係車両」という。)のうち(イ)に規定するもの以外の確認は、財務局長が行う。</p> <p>(イ) 交通局長、水道局長、下水道局長及び東京消防庁消防総監 所管関係車両の確認を行う。</p> <p>イ 都公安委員会(警視庁) アを除いた車両について、確認を行う。</p> <p>(3) 確認手続等</p> <p>ア 事前届出 災害時に緊急通行車両等として使用される計画がある車両については、事前届出を行うことができる。</p>

機関名	内 容
	<p>確認機関による審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められるものについては、「緊急通行車両等事前届出済証」又は「規制除外車両事前届出済証」（以下「届出済証」という。）を届出者に交付する。</p> <p>イ 緊急通行車両等の確認</p> <p>(ア) 届出済証の交付を受けている車両の確認手続 届出済証の提出により「緊急通行車両等確認申請書」（以下「確認申請書」という。）を作成させるが審査は省略し、緊急通行車両等の標章及び緊急通行車両確認証明書（以下「標章等」という。）を交付する。</p> <p>(イ) 届出済証の交付を受けていない緊急通行車両等の確認手続 確認申請書を作成させるとともに、疎明資料（契約書、協定書、伝票等）により緊急通行車両等に該当するか否かの審査を行い、審査結果に基づき標章等を交付する。</p> <p>(4) 広域応援の車両 緊急通行車両等事前届出済証を所持しているライフライン復旧などの広域応援車両については、その所管する道府県公安委員会から標章等の交付を受ける。ただし、やむを得ない場合は、届出済証の提示により都公安委員会で標章等の交付を受けることができる。</p>
<p>第三管区 海上保安本部 （東京海上保安部）</p>	<p>〔海上交通規制〕</p> <p>1 航路を航行する500総トン以上の船舶に対して、港内交通管制信号により交通整理を行う。</p> <p>2 必要に応じて、港内及び付近船舶に対して移動を命令し、若しくは航泊の制限又は禁止をする。</p>

第9章 避難

- 事故災害に伴う住民等の避難に備えて、事前に避難指示、避難誘導、避難所の開設など、避難態勢を確保する。
- 平成25年6月に改正された災害対策基本法第49条の4で、指定緊急避難場所について定められた。

区市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所に指定することとされた。
- 同法第49条の7では指定避難所について定められた。

区市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のため必要な間滞在させ、又は自らの居住する場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設）の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定することとされた。
- 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

第1節 避難の指示

1 基準

- 避難のための立退きの指示の基準は、原則として次のとおりである。
 - (1) 火災が拡大するおそれがあるとき
 - (2) 爆発のおそれがあるとき
 - (3) 危険物、高圧ガス等の流出拡散により、広域的に人命の危険が予測されるとき
 - (4) その他、住民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められるとき

2 指示

機関名	内 容
区 市 町 村	○ 管轄区域内において危険が切迫した場合には、区市町村長は、地域、避難先を定めて避難の指示を行う。この場合、区市町村長は速やかに知事に報告する。

機関名	内 容
	<p>○ 災害が発生し、また、まさに発生しようとしている場合において、人の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、区市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。</p> <p>(資料第47 避難の指示者一覧表 P334)</p>
都	<p>○ 知事は、災害の発生により区市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立ち退きの指示に関する措置の全部又は一部を当該区市町村長に代わって実施する。</p>
警 視 庁	<p>○ 現地において、著しく危険が切迫しており、区市町村長が避難の指示を発するいとまがないと認めるとき、又は区市町村長から要請があった場合は、警察官が直接住民に避難を指示する。この場合警察官は直ちに区市町村長に通知する。</p>

第2節 避難誘導

機関名	内 容
区 市 町 村	<p>○ 避難の指示をした場合、区市町村は、地元警察署、地元消防署との協力を得てなるべく地域又は町会・自治会単位に、あらかじめ指定してある避難所に誘導する。</p> <p>○ この場合、区市町村は避難所等に職員を派遣するか、又は避難所等の管理責任者と連絡を密にして避難所等の開設を円滑に行えるようにする。</p>
警 視 庁	<p>○ 避難の指示が出された場合には、区市町村等に協力し、あらかじめ指定された避難所に誘導し、収容する。</p> <p>○ 避難路等の要点に誘導員を配置するなどして避難誘導に当たる。</p> <p>また、夜間の場合は、照明資材を活用して誘導の適正を期する。</p> <p>○ 避難の指示に従わない者については、説得に努め避難するよう指導する。</p>

第3節 指定緊急避難場所等の確保・周知

機関名	内 容
都 総 務 局	○ 指定緊急避難場所等の周知に関する区市町村との連携
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定 ○ 指定緊急避難場所等の住民への周知 ○ 指定緊急避難場所等の安全性確保 ○ 指定緊急避難場所等使用に関する他の区市町村との調整 ○ 災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。 ○ 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

第4節 避難所の開設・運営

1 避難所の開設等

(1) 避難所の事前指定

機関名	内 容
都 総 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな感染症拡大防止等の観点から可能な限り多くの避難所等を確保するために、区市町村におけるホテル・旅館等の活用を支援する。 ○ 避難所での生活環境の改善や、感染症対策に有効な段ボール製などの簡易ベッドやパーテーション等を都としても備蓄する。
都福祉保健局	○ 区市町村からの東京都災害情報システム（DIS）への入力等による報告に基づき、避難所の所在地等について把握する。
都 教 育 庁	○ 「学校危機管理マニュアル」により、円滑な避難所運営を行う。
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各区市町村の地域防災計画において、あらかじめ避難所（福祉避難所を含む）を指定し、住民に周知しておく。 ○ 指定した避難所の所在地等については、警察署等関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム（DIS）への入力等により、都に報告する。 ○ 避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 原則として、町会(又は自治会)又は学区を単位として指定する。

機関名	内 容
	<p>イ 耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等(学校、公民館等)を利用する。</p> <p>ウ 受け入れる被災者数は、おおむね居室 3.3 m²あたり 2人とする。ただし、新たな感染症の拡大等が懸念される際は、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（東京都避難所管理運営の指針別冊）」を参考にする等、避難所が過密にならないよう努めるものとする。</p> <p>エ 災害対策基本法施行令第20条の6に掲げる基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所に指定した建物については、早期に耐震診断等を実施し、また、消防用設備等の点検を確実に行う等、計画的に安全性を確認・確保するとともに、被災者の性別も踏まえプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。 ○ 地域内の公立小中学校等を避難所として指定したときは、食料の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図る。 ○ 新たな感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。 ○ 避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

(2) 避難所の開設

機関名	内 容
都 財 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都福祉保健局から野外受入施設の開設に必要な資材の調達依頼があったときは、ただちに緊急調達の手配を行う。 ○ 調達する資材は、その緊急性にかんがみ短期日に設置可能なテナントとする。
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区市町村の報告に基づき、避難所の開設状況を把握するとともに、区市町村から野外受入施設の設置に必要な資材の調達依頼があったときは、所要量の調達を都財務局に依頼する。 ○ 区市町村から開設状況を把握する際には、避難所における高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者の人数等、その後の支援に資するための情報を把握する。
都 教 育 庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都福祉保健局から避難所開設の応援依頼を受けた場合は、区市町村教育委員会と連絡をとり、開設に協力する。

第9章 避難

第4節 避難所の開設・運営

機関名	内 容
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式により、都福祉保健局及び地元警察署、消防署等関係機関に報告する。 ○ 都福祉保健局への報告は、原則として東京都災害情報システム(DIS)への入力等により行う。 なお、個別の連絡調整については、東京都防災行政無線で行う。 ○ 避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。 ○ 管理責任者は、管理運営に際して、男女双方など多様な性の在り方、要配慮者の視点に配慮する。 ○ 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認(内閣総理大臣の承認を含む。)を受ける。 ○ 避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、野外に受入施設を開設する。 ○ 野外に受入施設を開設した場合の都福祉保健局及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。 ○ 野外受入施設の開設に必要な資材が不足するときは、都福祉保健局に調達を依頼する。 ○ 野外受入施設の開設期間は、避難所が開設されるまでの間又は応急仮設住宅等が供給されるまでの間とする。

(3) 福祉避難所の開設

機関名	内 容
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都災害情報システム (DIS) 又は区市町村からの報告に基づき、福祉避難所の開設状況を把握する。 ○ 開設済み福祉避難所について、区市町村に対し、定期的に受入可能人数を確認する。 ○ 都立施設について、状況に応じ、地域の福祉避難所としての役割を果たせるように連絡調整する。 ○ 東京都災害福祉広域調整センターを設置し、被災していない区市町村又は他道府県からの福祉応援職員の総合調整を行い、被災し運営に支障を来している福祉避難所、社会福祉施設へ応援職員を派遣する。
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自宅や避難所で生活している要配慮者(高齢者・障害者・難病患者・妊産婦・乳幼児等)に対し、状況に応じ、医療や介護など必要なサービスを提供するため、あらかじめ社会福祉施設等を福祉避難所として指定しておく。

機関名	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造に加えてバリアフリーを備えた建物を利用する。 ○ 福祉避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、速やかに所定の様式により、都福祉保健局及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡する。 ○ 福祉避難所、社会福祉施設において運営に支障を来している場合、東京都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職員の派遣を要請する。派遣を受けた場合、福祉専門職員の福祉避難所等への派遣調整を行う。

2 避難所の管理運営

機関名	内 容
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区市町村が避難所を管理運営する際の指針として、「避難所管理運営の指針（平成29年度改訂版）」を作成・配布した。 ○ 指針の改訂に当たっては、引き続き新たな感染症対策、女性の参画推進、男女双方など多様な性の在り方、要配慮者の視点等を踏まえて対応する。 ○ 「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（東京都避難所管理運営の指針別冊）」を参考に、区市町村が新型コロナウイルスの感染拡大防止に取り組めるよう支援する。 ○ 今後は、区市町村がそれぞれの地域の実情に応じたマニュアル等を作成するよう働きかける。
都 教 育 庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校は、避難所の管理運営について、協力・援助を行う。 ○ 避難所に指定されている都立学校の校長は、区市町村職員との役割分担について協議し、教職員の役割分担、初動体制等の計画を策定する。
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、事前に「避難所管理運営マニュアル」を作成する。 ○ 可能な限り町会又は自治会単位に被災者の集団を編成し、防災市民組織等と連携して班を編成し、受け入れる。 ○ 避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。 ○ 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、インターネット、FAX等の整備を行う。 ○ 避難所の運営にあたって、ボランティアの協力が必要な場合、都にボランティア派遣を要請する。

機関名	内 容
	<p>(第2部第6章「ボランティア等との連携・協働」参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所の生活環境の確保にあたって、衛生管理を適切に実施するため、必要な措置を講じる。 ○ 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

3 避難者の他地区への移送

機関名	内 容
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地の区市町村から被災者の移送の要請があった場合、警視庁等関係機関と協議のうえ、被災者の移送先を決定する。 ○ 移送先決定後、移送先の区市町村長に対し被災者の受入体制を整備させる。 ○ 被災者の移送方法については、当該区市町村と協議のうえ、被災地の状況を勘案して決定し、都財務局調達のバス等を中心に、区市町村、都交通局、警視庁、東京消防庁の協力を得て実施する。 ○ 要配慮者、透析患者の移送手段については、当該区市町村による調達が困難な場合に、都福祉保健局が都財務局、及び関係機関の協力を得て調達する。
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区市町村長は、当該区市町村の避難所に被災者を受け入れることが困難なときは、被災者の他地区(近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接県)への移送について、知事(都福祉保健局)に要請する。 ○ 被災者の他地区への移送を要請した区市町村長は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の区市町村に派遣するよう努める。 ○ 都から被災者の受け入れを指示された区市町村長は、受入体制を整備する。 ○ 移送された被災者の避難所の運営は原則として受入側の区市町村が行い、移送元の区市町村は運営に積極的に協力する。 ○ その他、必要事項については、区市町村防災計画に定めておく。

4 衛生管理

(1) 飲料水の安全等環境衛生の確保

機関名	内 容
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「環境衛生指導班」を編成し、避難所における飲み水の衛生確保や避難所の環境整備に対応するため、水の消毒薬や消毒効果を

機関名	内 容
	<p>確認するための器材を備蓄するとともに室内環境を調査するための測定器を保健所に配備する。</p> <p>また、区市町村からの要請に応じて水の消毒薬の配布を行う。</p> <p>○ 環境衛生指導班は、以下の活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲料水が塩素で消毒されているかの確認 ・ 都民（避難所管理者等）への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布 ・ 都民（避難所管理者等）への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導 ・ 避難所の過密状況や衛生状態を調査・確認 ・ 室内環境の保持や寝具類の衛生確保のための助言・指導 ・ トイレ・ごみ保管場所の適正管理、ハエや蚊の防除方法についての助言・指導
区 市 町 村	<p>○ 避難所での飲料水の安全を確保するため、必要に応じて飲用に供する水の消毒を行う。</p> <p>○ 区及び保健所設置市は、環境衛生指導班を編成し、それ以後の消毒について、消毒の確認を行うとともに、住民が自主的に消毒を行えるように消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を住民に指導する。</p> <p>○ 市町村（保健所設置市を除く。）は、都が編成する「環境衛生指導班」の協力を得て、消毒の確認を行うとともに、住民が自主的に消毒を行えるように消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を住民に指導する。</p>

(2) 食品の安全確保

機関名	内 容
都 福 祉 保 健 局	<p>○ 食品衛生指導班を編成し、食品の安全を確保する。</p> <p>○ 食品衛生指導班は、保健所長の指揮の下に、区市町村と連携して次の活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保 ・ 食品集積所の衛生確保 ・ 避難所の食品衛生指導 ・ その他食品に起因する危害発生の防止 ・ 食中毒発生時の対応
区 市 町 村	<p>○ 区及び保健所設置市は、食品衛生指導班を編成し、食品の安全を確保する。</p> <p>○ 都及び区市町村は連携し、次のような避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。</p>

機関名	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立 ・ 食品の衛生確保、日付管理等の徹底 ・ 手洗いの励行 ・ 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底 ・ 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底 ・ 情報提供 ・ 殺菌、消毒剤の適切な使用 ・ 乳幼児、高齢者などの食事の特性に応じた衛生指導

(3) 衛生管理対策支援

- 都は、避難所の過密状況や衛生状態等に関する情報を集約し、区市町村に提供することにより、避難所間及び各区市町村間の適切な受入体制等が確保できるよう支援する。
- 都は、避難所内外におけるごみ保管場所等の適正管理、飲料水の衛生及び衛生的な室内環境の保持等に関する具体的な方法や衛生管理体制についての助言・指導を区市町村に対して行う。

(4) 公衆浴場等の確保

- 区市町村は、保健所と連携して公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握する。
- 避難住民に対してその情報を提供するとともに浴場等の確保に努め避難所の衛生管理を支援する。

第5節 要配慮者の安全確保

- 高齢者・障害者・難病患者・乳幼児・妊産婦等の要配慮者の安全確保については、区市町村の防災担当部門と福祉・保健担当部門と東京消防庁が連携し、防災知識の普及・啓発、地域の協力・連携による救出・救護体制の充実などに努める。
- 都は、広域的な立場から要配慮者の安全体制の確保、社会福祉施設等の安全対策等、要配慮者の安全確保を図る。
- 区市町村は要配慮者への避難支援対策と、高齢者等避難及び避難指示の迅速・確実な伝達体制を整備する。

1 地域における安全体制の確保

(1) 要配慮者対策の普及啓発

- 都は、要配慮者対策に係る指針を作成・改訂するなど、区市町村と連携した要配慮者の安全確保に努める。

- 区市町村は、都の作成した指針を参考に、地域の実情に応じたマニュアルを作成し、防災知識等の普及啓発に努める。
- (2) 避難支援の取組の強化
 - 都は、要配慮者対策に係る指針に基づき、要配慮者の把握や避難支援プランの作成、避難生活等における要配慮者等のニーズに対応した対策を働き掛けるなど、区市町村における要配慮者対策の強化を支援する。
 - 特に在宅人工呼吸器使用者については、「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」などを活用し、区市町村における災害時個別支援計画の作成を支援するなど、災害時対策の強化を図る。
- (3) 防災行動力の向上
 - 都は、区市町村等と協働して、防災市民組織を中心とした要配慮者に対する災害対応訓練を実施するなど、防災行動力の向上に努めていく。
- (4) 緊急通報システムの整備
 - 都は、65歳以上の一人暮らしで慢性的な病気があり、日常生活を営む上で常に注意を必要とする高齢者等の安全を確保するため、緊急時に東京消防庁等に通報できるシステムをさらに活用できるように努める。
 - また、近隣あるいは地域住民との日常的なふれあいを基盤とした地域協力体制に対する指導の充実を図る。
- (5) 地域協力体制づくりの推進
 - 東京消防庁は、避難行動要支援者等の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制づくりを推進する。
 - ア 避難行動要支援者等を近隣で助け合う地域協力体制づくりを推進する。
 - イ 社会福祉施設等の被災に備え、町会・自治会・防災市民組織、事業所、ボランティア等による協力体制づくりを推進する。
- (6) 避難行動要支援者名簿を活用した避難誘導體制の整備
 - 区市町村長は、災害対策基本法第49条の10の規定に基づき、避難について特に支援が必要な住民（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、当該住民の避難の支援、安否の確認、生命又は身体を災害から守るため必要な措置を実施するための基礎とする名簿として、「避難行動要支援者名簿」を作成することが義務付けられた。区市町村は以下の記載事項を踏まえ、避難行動要支援者名簿を作成する。
 - ア 氏名
 - イ 生年月日
 - ウ 性別
 - エ 住所又は居所
 - オ 電話番号その他の連絡先
 - カ 避難支援等を必要とする事由
 - キ 避難支援等の実施に関し区市町村長が必要と認める事項

- 避難行動要支援者名簿の作成及び活用にあたっては、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）を参考にし、迅速かつ円滑な避難誘導體制の整備を推進する。
- 作成された避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者本人からの同意を得て、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、区市町村地域防災計画の定めるところにより、消防署、警察署、民生委員等の避難支援等関係者に提供し、災害時の避難誘導に活用する。
- 避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、適切な措置を講じる。
- 都は、こうした区市町村の取組を積極的に支援していく。

2 社会福祉施設等の安全対策

- 社会福祉施設等の防災対策として、初期消火、消防機関への早期通報、避難誘導、搬送等が極めて重要であることから、都は、これまで、高齢者や障害者等の要配慮者を対象とする施設等に、スプリンクラーの設置、消防機関と直結する火災通報装置(ホットライン)の設置、避難路となるバルコニー等を含め床の段差・傾斜の解消等に努めてきた。
- 今後も、次のような施策の推進に努めるとともに、自衛消防隊等による防災行動力の向上や地域との連携を図る。
 - (1) 社会福祉施設等と地域の連携
東京消防庁は、事業所、町会、自治会等と社会福祉施設等との間及び社会福祉施設等相互間で災害時応援協定を締結するようその促進を図る。
 - (2) 避難行動の習得
都は、総合防災訓練の実施に際し、社会福祉施設等における訓練項目を設け、地域住民等の協力による避難活動などを実施している。
今後、各施設における自衛消防訓練等の機会をとらえて、施設の使用実態に沿った適切な避難行動を習得できるよう訓練内容の充実に努める。

3 要配慮者の安全対策

- (1) 「要配慮者対策班」等の設置
 - 区市町村は、関係機関、防災市民組織、地域住民等の協力を得て、要配慮者個々人に対応する窓口となる「要配慮者対策班」を組織し、安否確認を含む状況の把握やサービスの提供等に取り組む。
また、区市町村の災害対策本部に要配慮者対策の担当部門を設置し、要配慮者対策班等から情報を一元的に収集するなど、総合調整を図る。
 - 都は、区市町村における要配慮者対策班の活動状況の把握や区市町村への支援を行うため、「要配慮者対策総括部」を都福祉保健局に設置し、区市町村の要配慮者対策担当部門及び近隣縣市等と連絡調整を図る。

(2) 福祉避難所の活用

- 区市町村は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅や避難所での生活が困難である要配慮者等を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

(3) 医療等の体制

- 透析患者や在宅難病等専門医療を必要とする患者への対応として、都は、情報の収集や提供を行い、区市町村、関係機関及び近県等との連携による医療体制の強化に努める。
- 区市町村の編成する保健活動班による避難所・仮設住宅等への巡回健康相談体制の確保や、東京 DPAT によるメンタルヘルスケア体制の確保を図ることに より、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行う。

(第3部第11章第6節「防疫、保健衛生及び動物愛護」参照)

(4) 食料等の確保

- 都は、クラッカー、即席めん、アルファ化米（五目ごはん等）のほか、お粥（アルファ化米）やアレルギー対応食等を確保し、要配慮者等に配慮した食料の供給を図る。
- 被災乳幼児（2歳未満）用として必要な調製粉乳・乳児用液体ミルクについて、災害発生後の最初の3日分は区市町村で対応し、都は広域的見地から区市町村を補完するため、以後の4日分を備蓄する。
- 民間事業者と締結した「災害時における物資の調達支援協力に関する協定」に基づき、災害発生時には、乳児用液体ミルクを緊急に調達し提供する。

(5) 福祉機器等の確保

- 区市町村は、要配慮者が避難所等で生活するうえで、必要な福祉機器の確保に努める。
- 都は、福祉機器の調達先及び輸送体制等について、情報の連絡調整を図る。

(6) 応急仮設住宅等

- 都は、応急仮設住宅等を供給するにあたり、必要に応じ高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。
- 区市町村は、入居者の選定にあたっては、都が策定する選定基準に基づき、要配慮者の優先に努める。

第10章 救助・救急

- 事故災害時に人命を守るため、平常時から態勢を整備し、発災後には迅速な救助・救急を実施する。事故災害規模等により応援が必要な場合には、自衛隊、広域緊急援助隊(警察)、緊急消防援助隊(消防)等に要請する。
- 機関別の活動態勢、活動内容は次のとおりである。

機関名	内 容
警 視 庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救出・救護は他の活動に優先して行う。 ○ 救助した負傷者は、応急措置を施したのち現場救護所や医療機関に引き継ぐ。 ○ 救出救助にあたっては、保有する装備資器材を有効に活用する。 ○ 救出救助にあたっては、都、東京消防庁等の関係機関と積極的に協力し、負傷者の救出救護の万全を期する。 (資料第 44 警備活動用資器材の整備 P330) (資料第 45 ヘリコプターの機種及び性能基準 P331)
東 京 消 防 庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 活動方針 広域災害又は局地的大災害により多数の負傷者が発生した場合は、初動態勢の確立及び関係機関との活動開始後の協力態勢を確保し、迅速な救助・救急活動を行う。 ○ 活動態勢・内容 <ol style="list-style-type: none"> 1 災害に対応した救助・救急資器材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。 2 建設資器材等が必要な場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調整を図り、効果的な活動を行う。 3 活動にあたっては、消防団等との協力により現場救護所を設置し、行政機関、医療機関、東京 DMAT 等と連携し、高度救急資器材を有効に活用して、傷病者の救護にあたる。 4 救急救命士等の実施するトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車及びヘリコプター等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。 5 搬送に際しては、患者等搬送事業者等との連携を図る。 (資料第 48 東京消防庁ヘリコプター性能諸元 P335)
都 産 業 労 働 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 天候の激変その他の原因による操業漁船の遭難事故については、主として海上保安部の巡視船による海難救助活動によるが、都としては島しょ農林水産総合センターの漁業指導船を転用することにより対処する。

機関名	内 容
都 港 湾 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じて用地、保有する資器材等を提供し、被災者の救護・救助に協力する。島しょにおいては、海上保安庁、地元町村役場、警察、消防等の関係機関と連携し、被災者の救護・救助に協力する。 ○ 東京都営空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合、消火救難業務実施要領等に基づき、関係機関とともに迅速かつ的確に救急医療活動を行う。
東京空港事務所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京国際空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合、東京国際空港救急医療計画に基づき、関係機関とともに迅速かつ的確に救急医療活動を行う。
第 三 管 区 海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関との緊密な連携のもと、迅速かつ効率的な救助・救急活動を行う。 ○ 救護を必要とする者については、東京海上保安部と日赤東京都支部との協定により、医師等の派遣を求め、相互に協力するとともに、早急に医療機関に引渡す必要があるものについては、直ちに、その処置を講じるものとする。

- 東京消防庁所管外の市町村消防の救助・救急体制等
稲城市及び島しょの町村は、必要な救助・救急用資器材の整備・充実及び救助救急体制の確立を図り、災害時に迅速・的確な活動を行う。

第 11 章 医療救護対策

- 事故災害時において、事故現場周辺での迅速な医療救護等を実施する。

第 1 節 初動医療体制

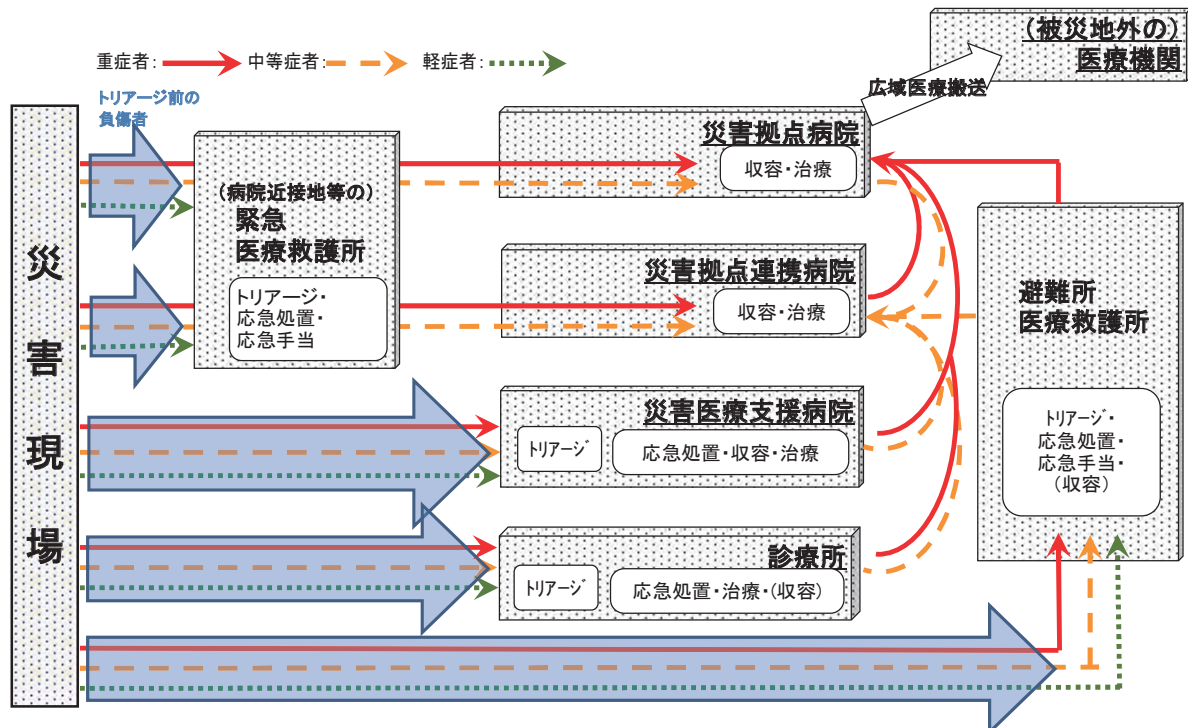
1 初動期の医療救護活動

- 都は、平成 16 年(2004 年)に発足させた災害医療派遣チーム(以下「東京 DMAT」という。)を擁する東京 DMAT 指定病院 25 病院の機能を確保できるように、隊員養成を行う。
- 災害の状況に応じ、災害発生現場等において多数傷病者に対し救命処置を実施するため、東京消防庁と連携し東京 DMAT を派遣する。
- 災害時の精神科医療ニーズに対応するため、区市町村や精神科病院等からの要請を受け、災害派遣精神医療チーム(以下「東京 DPAT」という。)を派遣する。(資料第 49 東京災害派遣精神医療チームの派遣等に関する協定書及び覚書 P336)
- 区市町村から要請があった場合、又は都において医療救護の必要があると認められた場合は、都が編成する都医療救護班等を区市町村の設置する医療救護所、医療機関等に派遣する。

2 東京 DMAT の活動

- 東京 DMAT の出場に当たっては、東京消防庁との連携によることとし、「東京 DMAT 運営要綱」に基づき活動する。
- 都は、東京 DMAT が効果的な活動を行えるよう、東京 DMAT 指定病院と情報の共有等を行うなど連携を密にするとともに、医療従事者等の迅速かつ円滑な派遣に努める。
- 都は、災害現場の東京 DMAT との連絡体制の確立に努めるとともに、必要に応じて東京 DMAT に対し、医療資器材等の支援を行う。

[超急性期に想定される傷病者の流れ]



3 東京 DPAT の活動

- 東京 DPAT は、「東京都災害派遣精神医療チーム運営要領」に基づき活動拠点本部での活動や被災区市町村での精神保健医療活動等を行う。
- 災害発生直後から、被災した精神科病院の患者の搬送の支援や急性増悪患者の対応、災害派遣医療チーム等との連携を行うため、東京 DPAT を派遣する。
- 都は、各被災現場の被害状況、出場可能な登録医療機関及びチーム数等を踏まえ、出場先及び出場順序について、都福祉保健局、都病院経営本部と協議し決定する。決定に際しては、必要に応じて東京都災害医療コーディネーターに助言を求める。
- 他県からの応援 DPAT の受入れに当たっては厚生労働省（DPAT 事務局）と調整するとともに、活動状況等について、派遣した当該他縣市等へ情報提供する。

4 都医療救護班等の編成

- 都は、区市町村から要請があった場合、又は、都において医療救護の必要があると認めた場合に、区市町村が設置する医療救護所などへ都医療救護班等を派遣し、医療活動を実施する。
- 都は、都病院経営本部のほか、都医師会、日赤東京都支部、災害拠点病院に都医療救護班を、都歯科医師会に都歯科医療救護班を、都薬剤師会に都薬剤師班の派遣をそれぞれ要請し、医療救護所等へ派遣する。

第11章 医療救護対策
第1節 初動医療体制

- 都医療救護班（計221班）
 - (1) 都立・公社病院 26班(医師1名、看護師1名、事務その他1名)
 - (2) 都医師会 94班(医師1名、看護師1名、事務その他1名)
 - (3) 日赤東京都支部 32班(医師1名、看護師3名、事務その他2名)
 - (4) 災害拠点病院 69班(医師1名、看護師1名、事務その他1名)
- 都歯科医療救護班
 - 都歯科医師会 110班(歯科医師1名、歯科衛生士又は歯科技工士1名、事務その他1名)
- 都薬剤師班
 - 都薬剤師会 200班(薬剤師3名で1班)
- 医療救護活動協力機関の活動内容
 - 都看護協会は、医療救護所等において、看護業務を行う。
 - 都柔道整復師会は、医療救護所等において医師の指示に基づく応急救護を行う。
- 職種による色の定め
 - 都は、災害現場等における相互認識を高めるため職種による色を定め、災害現場で活動する際には、この色のユニフォームなどを身に付けることとしている。
 - (赤：医師・歯科医師、緑：看護師・歯科衛生士・歯科技工士、青：薬剤師、白：臨床検査技師・放射線技師、紺：柔道整復師、黄：事務)

5 医療救護活動

(1) 機関別活動内容

機関名	内 容
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自らの公的医療機関において医療活動を行うほか、必要に応じて地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会に医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班の派遣を要請する。 ○ 必要に応じて近隣の区市町村に応援を求めるほか、都に対し応援を求め応急措置を実施する。
都 福 祉 保 健 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区市町村から要請があった場合、又は都において医療救護の必要があると認めた場合は、都医療救護班等を派遣 ○ 都病院経営本部のほか、都医師会、日赤東京都支部、災害拠点病院に都医療救護班を、都歯科医師会に都歯科医療救護班を、都薬剤師会に都薬剤師班の派遣をそれぞれ要請し、医療救護所等へ派遣 ○ 医療救護体制が不足する場合には、九都県市相互応援協定等に基づき、応援を要請
日赤東京都支部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都からの要請又は自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動等に協力する。

機関名	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療救護班は、都と締結した「災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約」に基づき、都医療救護班として医療及び助産救護活動等を行う。 ○ 血液救護班は、災害時の救護活動における輸血用血液供給業務を行う。都から「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づく血液製剤等の供給要請があった場合は、献血供給事業団などと協力して行う。 ○ dERU(国内型緊急対応ユニット)とは、緊急仮設診療所設備とそれを輸送する車両(3.5t)及び訓練された要員で、被災地域へ迅速に搬入・開設し、積極的に医療救護活動を行う。
都 医 師 会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都から「災害時の医療救護活動についての協定」に基づく医療救護班の派遣要請があった場合は、都医療救護班を編成・派遣 (資料第 50 都医師会等との協定 P347)
都 歯 科 医 師 会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都から「災害時の歯科医療救護活動についての協定」に基づく歯科医療救護班の派遣要請があった場合は、都歯科医師班を編成・派遣 (資料第 50 都医師会等との協定 P347)
都 薬 剤 師 会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都から「災害時の救護活動に関する協定書」に基づく薬剤師の派遣要請があった場合は、都薬剤師班を編成・派遣する。 (資料第 50 都医師会等との協定 P347)
都 柔 道 整 復 師 会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都から「災害時における応急救護活動についての協定書」に基づく協力要請があった場合は、応急救護の実施及び衛生材料の提供等、医療救護活動等に協力する。 ○ 救護所において行う応急救護は、医師の指示により実施 (資料第 51 災害時における応急救護活動についての協定書 P353)
献血供給事業団	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都外から血液製剤の輸送要請があった場合、東京都赤十字血液センター等と協力して行う。 ○ 都から「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づく血液製剤等の供給要請があった場合は、日赤東京都支部などと協力して行う。

(2) 医療救護班等の活動

- 医療救護班等の活動は、被災直後の超急性期においては、負傷者が多数発生した災害現場等又は負傷者が殺到する病院等の近接地などに設置する緊急医療救護所を中心とし、その後は、避難所等における医療救護所を中心とする。

(3) 他縣市等からの応援医療救護班の受け入れ

第11章 医療救護対策

第1節 初動医療体制

- 都は、相互応援協定等に基づく医療救護班や日本 DMAT 等医療救護チームの要請・受入システムや医療スタッフ等の受入体制を確立し、活動拠点等を確保する。
- (4) 医療救護所の設置等
 - 区市町村は、発災直後からおおむね超急性期まで、災害拠点病院などの近接地等に緊急医療救護所を設置する。
 - おおむね超急性期までは病院がない地域を中心に避難所医療救護所を設置し、また、おおむね急性期から慢性期までは、原則として、500人以上の避難所又は福祉避難所（一般的な避難所での避難生活が困難な要配慮者のために特別な配慮がなされた避難所）などに設置する。
- (5) 東京消防庁との連携
 - 東京消防庁は、都福祉保健局と連携して、可能な範囲で救急隊を派遣する。
- (6) 総合的な指揮命令及び連絡調整
 - 都は、医療救護に関する総合的な指揮命令及び連絡調整を行う。
- (7) 医療救護班の活動場所等
 - 医療救護班の活動場所は、被災直後の初動期においては、負傷者が多数発生し負傷者が殺到する病院などの緊急医療救護所の活動を中心とするが、その後は、避難所等における避難所医療救護所の活動を中心とする。

6 医薬品・医療資器材の確保

- 災害発生時には区市町村が備蓄しているものを優先使用する。
- 区市町村の医薬品・医療資器材が不足する場合に、都は、要請に基づき、都の備蓄品を供給する。
- 都は、都医療救護班や医療救護所に医薬品等を供給できるよう、災害用救急医療資器材・単品補充用医薬品を備蓄する。
- 都は、医薬品等が不足した場合には、東京医薬品卸業協会等の団体の協力を得て、団体加入卸会社の物流センター等を活用し調達する。
- (1) 医薬品・医療資器材の備蓄・供給体制
 - 都は、医薬品・医療資器材を災害現場携行用、軽傷者用、医療救護所用、医療機関支援用等目的別に区分し、医薬品・医療資器材の備蓄・供給体制を整備する。
 - ア 各機関の対応

機関名	内 容
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none">○ 発災後速やかに災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）を設置○ 災害発生時には区市町村が備蓄しているものを使用○ 備蓄している医薬品等に不足が生じた場合は、区市町村において独自に調達し、調達が困難な場合には都に要請

機関名	内 容
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都が編成する医療救護班用に備蓄している医薬品等を使用するとともに、区市町村の医薬品・医療資器材が不足する場合には、要請に基づき、都の備蓄品を供給 ○ 医薬品等が不足した場合には、東京医薬品卸業協会等災害時協力協定締結団体から調達 ○ 災害拠点病院等が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材及び医薬品等の確保に努める。 (資料第 52 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書 P354) (資料第 53 災害時における歯科用医薬品等の調達業務に関する協定書 P355) (資料第 54 災害時における医療機器等の調達業務に関する協定書 P356) (資料第 55 災害時における衛生材料の調達業務に関する協定書 P357) (資料第 56 災害時における医療ガス等の調達業務に関する協定書 P358) (資料第 57 災害時等の航空機による医療搬送等業務の協力に関する協定 P359)
都薬剤師会 地区薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区市町村災害医療コーディネーター、東京都地域災害医療コーディネーター及び東京都災害医療コーディネーターの業務に協力 ○ 被災地内の地区薬剤師会は、区市町村の要請を受け、災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）における医薬品の仕分け・管理、救護所での調剤、地区薬剤師班の調整等を行う。
日赤東京都支部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療救護活動に必要な医療資器材を医療セットとして携行する。 (資料第 58 災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約書 P361)

イ 都における医薬品・医療資器材の備蓄整備状況

(資料第 59 都における医薬品・医療資器材の備蓄状況 P362)

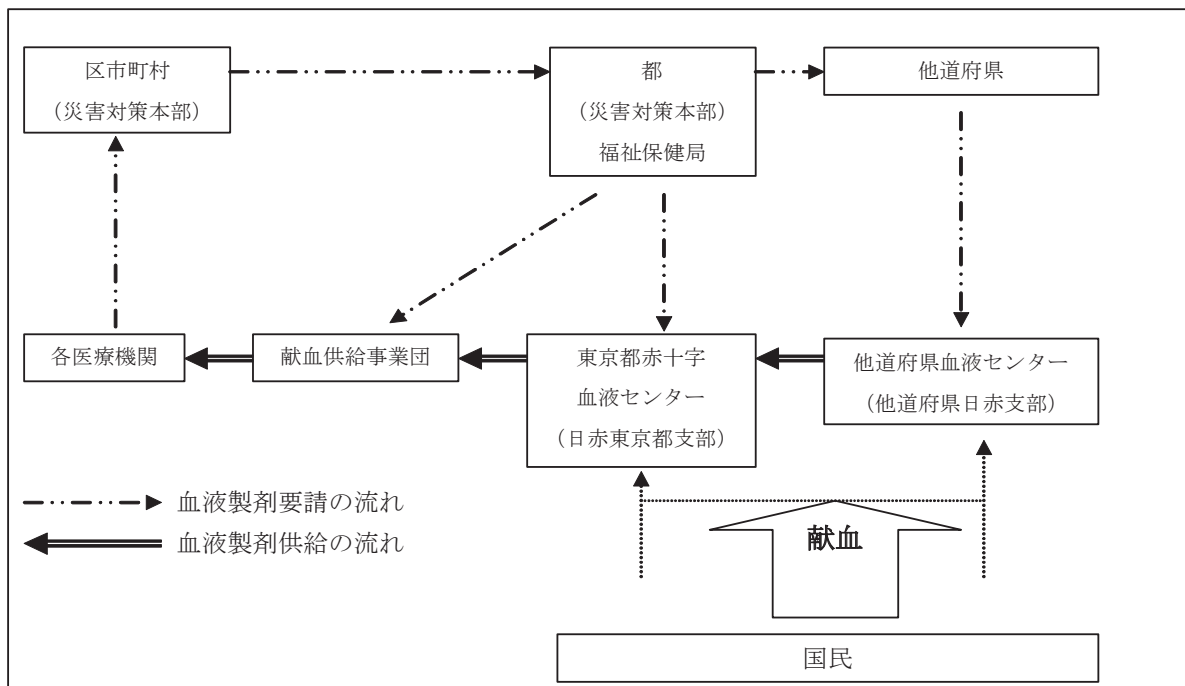
(2) 血液製剤の確保

ア 各機関の対応

機関名	内 容
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区市町村から血液製剤の供給要請があった場合、又は血液製剤の供給について必要と認めた場合は、「災害時における血液

機関名	内 容
	<p>製剤の供給業務に関する協定書」に基づき日赤東京都支部(東京都赤十字血液センター)及び献血供給事業団に供給要請を行う。</p>
日赤東京都支部	<p>○ 災害発生後、速やかに都内各血液センターの被災状況を調査し、被害があった場合は、その機能の復旧を図るとともに、東京都赤十字血液センター(日赤東京都支部)を中心に状況に応じた血液製剤確保体制をとる。</p> <p>1 応急対策</p> <p>ア 都から「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定」に基づく供給要請があった場合、東京都赤十字血液センター(日赤東京都支部)が献血供給事業団と密接な連携のもとに供給を行う。</p> <p>イ 被害の少ない地域に採血班を出動させ、一般都民からの献血を受ける。</p> <p>ウ 不足する場合は、他道府県血液センター(他道府県支部)に応援を依頼し、都外からの血液導入によりその確保を図る。</p> <p>エ 医療施設、機関、救護所等への供給は、東京都赤十字血液センター及び都内各血液センターが都及び献血供給事業団と密接な連携のもとに行う。</p> <p>2 その他</p> <p>血液製剤の都外からの輸送等については日赤が行うほか、状況により都をはじめ各機関に協力を要請する。</p>
献血供給事業団	<p>○ 災害発生後、速やかに本部を中心に状況に応じた血液製剤の供給態勢をとる。</p> <p>1 応急対策</p> <p>都から「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づく供給要請があった場合、本部、都内各支所が東京都赤十字血液センター(日赤東京都支部)と密接な連携のもとに供給を行う。</p> <p>2 その他</p> <p>血液製剤の都外からの輸送等について、都、東京都赤十字血液センター(日赤東京都支部)からの要請があった場合は協力して行う。</p>

イ 血液製剤の供給体制



(資料第 60 災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書 P363)

第2節 医療施設の基盤整備

- 都は、広域的な連携体制の下、迅速かつ的確に医療の提供を行うため、災害拠点病院等、災害時後方医療体制の充実を図る。
- 災害時には、多くの負傷者等に対応するため、災害拠点病院等に対し、空床利用や収容能力の臨時拡大等を図る。
- 災害拠点病院は、重症患者等の収容力の臨時拡大、ライフラインの機能停止時の応急的な診療機能を確保する。
- 災害拠点連携病院は、主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う。
- 災害医療支援病院のうち、周産期医療、小児救急医療、精神医療及び透析医療その他専門医療を行う病院は、原則として診療機能を継続し、それ以外の全ての病院は、慢性疾患への対応や区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行う。
- 災害拠点精神科病院は、被災病院の措置入院患者及び隔離・拘束中の患者を受け入れる。
- 災害拠点精神科連携病院は、被災病院の医療保護入院患者を受け入れる。
- 都は、災害の規模などにより必要と認める場合、自衛隊へ災害派遣を要請し、自衛隊は野外病院の設置による医療処置を行うほか、傷病者搬送を実施する。

(資料第 61 東京都災害拠点病院設置運営要綱 P364)

(資料第 62 東京都災害拠点病院一覧 P367)

(資料第 63 東京都災害拠点病院標準整備品目 P368)

第3節 情報連絡・傷病者の搬送体制

1 情報連絡体制

- 区市町村は、地区医師会等と連携して、人的被害及び医療機関(診療所、歯科診療所及び薬局)の被災状況や医療救護班の活動状況等を把握する。
- 区市町村は、管内の医療機関や医療救護所との連絡体制の確立に努めるとともに、医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況を地域住民に周知する。
- 都は、区市町村、東京消防庁、災害拠点病院等の医療機関、都医師会、都歯科医師会及び都薬剤師会など関係機関と連携し、東京都防災行政無線、広域災害救急医療情報システム等により被害状況及び活動状況等を収集する。
- 東京都災害対策本部が設置された場合には、都福祉保健局は、東京都災害医療コーディネーターの助言を受け、医療救護活動等を統括・調整する。
また、必要に応じて、二次保健医療圏の医療対策拠点を設置し、東京都地域災害医療コーディネーターが圏域内の医療救護活動等を統括・調整する。
- 区市町村は、必要に応じて医療救護活動拠点を設置し、区市町村災害医療コーディネーターの助言を受け、区市町村内の医療救護活動等を統括・調整する。

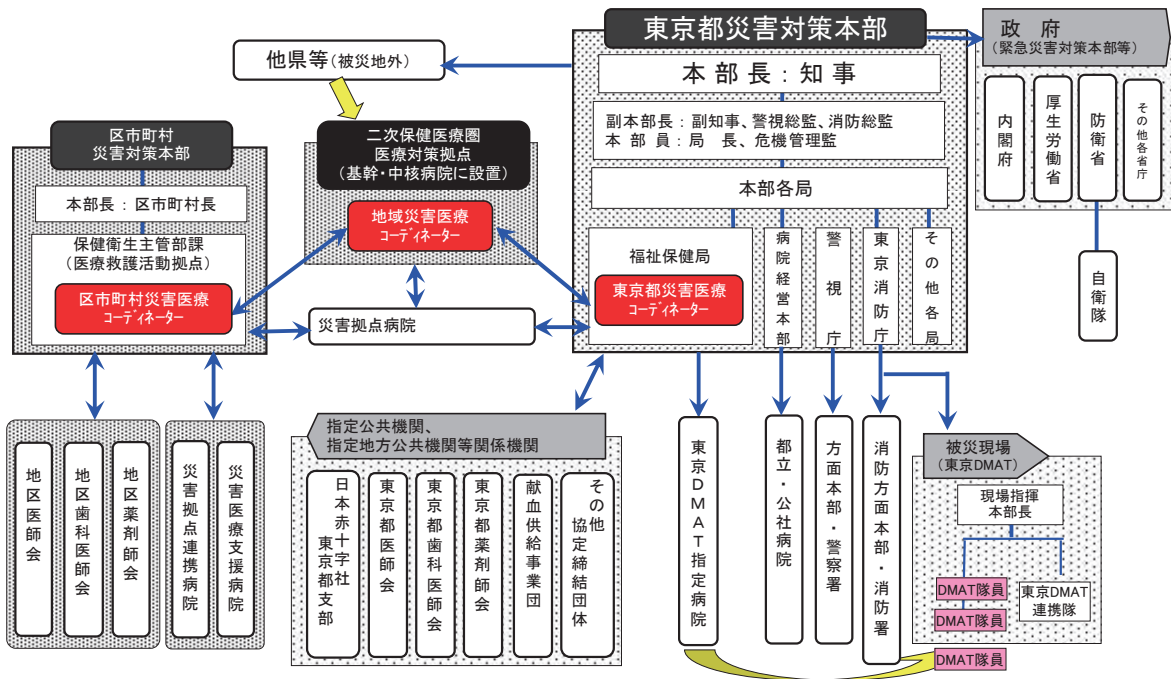
【災害医療コーディネーター】

種 別	役 割
東京都災害医療コーディネーター	○ 都内全域の医療救護活動を統括・調整するため、都に対して医学的な助言を行う都が指定する医師(令和2年4月現在 医師3名を指定)
地域災害医療コーディネーター	○ 各二次保健医療圏域の医療救護活動を統括・調整するため、都が指定する医師(島しょ保健医療圏を除き各1名)
区市町村災害医療コーディネーター	○ 区市町村内の医療救護活動を統括・調整するため、区市町村に対して医学的な助言を行う区市町村が指定する医師

【医療対策拠点等】

種 別	役 割
医療対策拠点	○ 都が、圏域内の区市町村から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所として、地域災害拠点中核病院等に設置する拠点
医療救護活動拠点	○ 区市町村が、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換するために設置する拠点

【発災直後の医療連携体制（イメージ）】

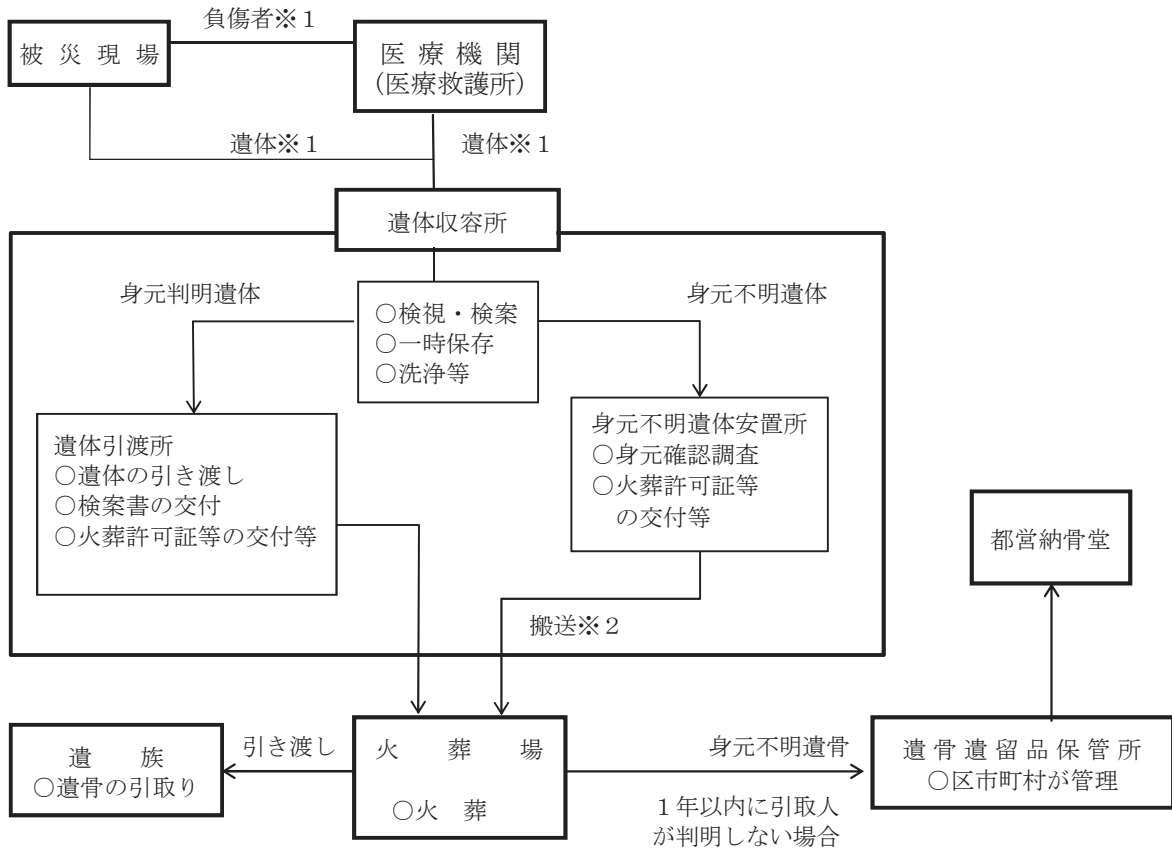


2 負傷者等の搬送

- 搬送は、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従って、搬送先施設等の受入体制を確認し行う。
- 負傷者等の後方医療施設への搬送は、状況に応じて、東京消防庁と都福祉保健局が連携して、医療救護班が使用した自動車・ヘリコプター・船舶等による搬送を行う。
- 搬送路を確保するにあたり、災害対策本部に集まる道路啓開情報を積極的に収集・整理するとともに、警視庁及び東京消防庁のヘリコプターが収集した画像情報を効果的に活用する。

第4節 遺体の捜索・処理等

1 遺体取扱いの流れ



※1 警視庁は、区市町村が実施する遺体の捜索・収容等に協力

自衛隊は、都の要請に基づき、行方不明者の救助・救出、遺体を関係機関に引き継ぐ。

※2 区市町村の要請に基づき、都福祉保健局が関係機関(一般社団法人全国霊柩自動車協会等)に協力を要請

2 捜索・収容等

(1) 遺体の捜索

ア 機関別活動内容

機関名	活 動 内 容
都 総 務 局	○ 関係機関との連絡調整にあたる。
警 視 庁	○ 救助・救出活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う。 ○ 区市町村が実施する遺体の捜索・収容に協力する。 ○ 各警察署において、行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。 ○ 身元不明者については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存して身元確認に努める。
区 市 町 村	○ 関係機関と連携し、遺体の捜索及び発見した遺体の遺体収容所への収容を行う。
第 三 管 区 海上保安本部 (東京海上保安部)	○ 東京港内及びその周辺に遺体が漂流する事態が発生した場合は、所属巡視艇により捜索を実施する。 ○ 必要に応じ、他の海上保安部から巡視船艇又は航空機の応援派遣を求めて捜索にあたる。 ○ 収容した遺体は、検視(見分)後、区市町村に処理を引き継ぐ。

※ 行方不明者には、周囲の事情から既に死亡していると推定される者を含む。

イ 捜索の期間等

区 分	内 容	
捜 索 の 期 間	○ 災害発生の日から10日以内とする。	
期 間 の 延 長 (特 別 基 準)	○ 災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を捜索する必要がある場合は、捜索の期間内(10日以内)に下記の事項を明らかにして、内閣総理大臣(区市町村長の場合は知事)に申請する。 ア 延長の期間 イ 期間の延長を要する地域 ウ 期間の延長を要する理由(具体的に記載すること。) エ その他(延長することによって捜索されるべき遺体数等)	
国庫負担	対象となる経費	○ 船舶その他捜索に必要な機械器具等の借上費又は購入費で、直接捜索の作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費 ○ 捜索のために使用した機械器具の修繕費 ○ 機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び捜索作業を行う場合の照明用の灯油代等
	費用の限度額	○ 金額の多寡にかかわらず「真にやむを得ない費用」の範囲

区分	内容
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 捜索のために要した人件費及び輸送費も国庫負担の対象となる。 ○ いずれも経理上、捜索費から分け、人件費及び輸送費として、各々一括計上する。

(2) 遺体の搬送(遺体収容所まで)

機関名	活動内容
都 総 務 局	○ 区市町村及び関係機関等との連絡調整を行い、状況に応じて、陸上自衛隊第1師団に対して遺体の搬送要請を行う。
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遺族等による搬送が困難な遺体を遺体収容所に搬送する。 ○ 状況に応じて、都及び関係機関への協力依頼を行う。 ○ 遺体発見者・遺体発見日時・発見場所・発見時の状況・遺体の身元認知の有無等について、確認する。

(3) 遺体収容所の設置とその活動

ア 遺体収容所の設置に関する事前準備

機関名	活動内容
都 福 祉 保 健 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遺体収容所の開設状況の情報を収集 ○ 区市町村長の要請に基づき、遺体収容所の開設、運営を支援
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遺体収容所の設置等に関し、次の事項について、あらかじめ、関係機関と協議を行い、条件整備に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ア 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項 イ 遺体の捜索及び遺体収容所までの遺体搬送に関する事項 ウ 検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項 エ 遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項 ○ 遺体収容所は、死者への尊厳や遺族感情、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、下記の条件を満たす施設を、努めて事前に指定・公表する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 屋内施設とする。 イ 区市町村ごとに、1か所から4か所程度に限定する(少ない箇所数が望ましい。) ウ 避難所や医療救護所など、他の用途と競合しない施設とする。 エ 想定される死者発生数に対応できる広さを有する施設とする。 オ 身元不明遺体安置所として使用可能な施設とする。

機関名	活 動 内 容
	カ 水、通信等のライフライン及び交通手段の確保を考慮する。

イ 遺体収容所の設置とその活動についての取組内容

機関名	活 動 内 容
都	○ 区市町村長の要請に基づき、必要な支援措置を講ずる。
区 市 町 村	○ 災害発生後速やかに遺体収容所を開設し、都及び警視庁(各所轄警察署)に報告するとともに、住民等への周知を図る。 ○ 状況に応じて、都及び関係機関に応援を要請する。 ○ 遺体収容所に管理責任者を配置し、連絡調整等にあたらせる。 ○ 都及び警視庁(各所轄警察署)と連携のうえ、遺体収容所における検視・検案業務等を迅速かつ適切に行える体制を整備する。 ○ 遺体の腐敗防止に努める。

ウ 遺体処理の期間等

区 分	内 容
遺 体 処 理 の 期 間	○ 災害発生の日から10日以内とする。
期 間 の 延 長 (特 別 基 準)	○ 災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を処理する必要がある場合は、期間内(10日以内)に厚生労働大臣(区市町村長の場合は知事)に申請する。
国庫負担の対象となる経費及び限度額	○ 遺体の一時保存のための経費 ア 既存建物を利用する場合 借上費は通常の実費 イ 既存建物を利用できない場合 一体あたり5,400円以内 ○ 遺体の洗浄・縫合・消毒の処理等のための費用 遺体一体あたり3,500円以内(令和元年度基準)

3 検視・検案・身元確認等

(資料第64 遺体検視・検案活動等の発令、要請、情報連絡系統図 P369)

- 検視・検案は原則として同一場所で集中的に実施することとし、都、区市町村及び警視庁は、必要な体制を確立する。
- (1) 検案医の養成
 - 都福祉保健局は、東京都医師会や公的医療機関等と連携し、検案医養成のための研修体制を整備する。

(2) 検視・検案に関する機関別活動内容

機関名	活 動 内 容
都 福 祉 保 健 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成させ、遺体収容所等に派遣し、速やかに遺体の検案及びこれに必要な措置を講ずる。 ○ 検案態勢が都の対応能力のみでは十分でないとする場合は、必要に応じて関係機関等に応援を要請するとともに、東京都の委嘱等、これに必要な措置を講ずる。
監 察 医 務 院	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警視庁遺体取扱対策本部長(刑事部長)と調整のうえ、速やかに検案班を編成し、遺体収容所等に派遣する。 ○ 検案班は、警視庁検視班等と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行、その他必要な措置を講ずる。 ○ 日本法医学会等との連絡調整を図る。 ○ 大規模災害時においては、監察医制度の施行区域(区部)にかかわらず、東京都全域において、監察医務院長が統一して検案班の編成・派遣等を行う。
警 視 庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 検視班等を編成し、遺体収容所に派遣する。 ○ 各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整の上、監察医務院長に検案を要請する。 ○ 検視班は、検視規則及び死体取扱規則並びに「大震災発生時における多数死体取扱要綱」等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講じる。
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遺体収容所における検視・検案を含めた運営の準備 ○ 検視・検案は、同一の場所で集中的に実施できるよう、遺体収容所の配置区分、業務の体制整備等を決定

(3) 検視・検案に関する機関別協力内容

- 関係機関が協力する検視・検案活動は、都福祉保健局(監察医務院)の検案責任者の指揮に基づいて行う。

機関名	協 力 内 容
都 医 師 会	○ 都の要請により、遺体の検案に協力する。
都 歯 科 医 師 会	○ 都及び警視庁の要請に基づき、必要に応じて遺体の検視に協力する。
日赤東京都支部	○ 都の要請により、遺体の検案に協力する。
国立病院機構	○ 都の要請により、遺体の検案に協力する。
日本法医学会	○ 都の要請に応じて、検案医の確保・派遣に協力

(4) 検視班等の編成・出動 (資料第65 検視班の編成基準 P370)

- 検視班の指揮者(警察署長等)は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と協議・調整のうえ、検視活動を進める。

- (5) 検案班の編成・出動 (資料第66 検案班処理能力 P370)
- 都福祉保健局(編成責任者は監察医務院長)は、検案要請の状況を勘案し、警視庁と必要人員、派遣地域等を調整のうえ、必要に応じて日本法医学会、都医師会等の応援を得て検案班を編成し、出動を発令する。
 - 検案班の指揮者(監察医務院長が指定した監察医等)は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と調整した後、検案活動を進める。
- (6) 検視・検案・身元確認活動の場所
- 検視・検案は、区市町村が設置する遺体収容所において行う。ただし、遺体の搬送が困難な場所等、遺体収容所以外において検視・検案を行う必要が生じた場合には、医療機関等の死亡確認現場において行う。
- (7) 都民への死亡者に関する情報提供

機関名	活動内容
都 総 務 局	○ 大規模事故発生時における遺体の引渡し等を円滑に実施するため、警視庁、区市町村、関係機関等と連携し、都内の広域的な死亡者に関する情報を、都民に速やかに提供する。
区 市 町 村	○ 大規模事故に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び警視庁(各所轄警察署)と連携を保ち、区市町村庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を実施する。

- (8) 資器材等の備蓄・調達
- 都及び警視庁は、検視・検案に必要な資器材等について、適正な品目及び数量を備蓄するとともに、不足した場合には調達により確保する。
- (9) 遺体の身元確認
- 時間帯によっては外出者等の身元不明遺体が多く発生すると予想されることから、各機関が協力し、効率的に実施する。

機関名	活動内容
警 視 庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「身元確認班」は、DNA採取用器具等を活用し、効率的な証拠採取に努める。 ○ 身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に「遺体引渡班」に引き継ぐ。 ○ おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品と共に遺体を区市町村長に引き継ぐ。
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身元不明者の周知と身元不明遺体の保管について周知する。 ○ 警視庁(身元確認班)により引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間(概ね一週間程度)を経過した身元不明遺体を火葬する。 ○ 引取人のいない焼骨については、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管する。

機関名	活動内容
	○ 身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。
都歯科医師会	○ 警視庁から身元確認作業の協力要請があった場合は、速やかに1班につき歯科医師2名以上で構成する身元確認班(歯科医師班)を編成し、派遣する。 ○ 身元確認班(歯科医師班)は、警視庁の検視責任者の指示に基づき、必要な身元確認作業に従事する。

(10) 遺体の遺族への引き渡し

機関名	活動内容
警視庁	○ 区市町村や関係機関と連携し、遺体の遺族への引き渡しを実施
区市町村	○ 警視庁や関係機関と連携し、警視庁「遺体引渡班」の指示に従って、遺体の遺族への引渡しを実施

(11) 死亡届の受理、火葬許可証等の発行等

機関名	活動内容
都総務局	○ 区市町村に対して、必要な支援措置を講ずる。
区市町村	○ 遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、収容所等において死亡届を受理する。 ○ 死亡届を受理した後、速やかに火葬許可証又は特例許可証を発行する。

第5節 火葬等

遺体の火葬は、必要に応じて、区市町村において、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を発行するほか、都は、計画に基づき、広域火葬体制を速やかに整備する。

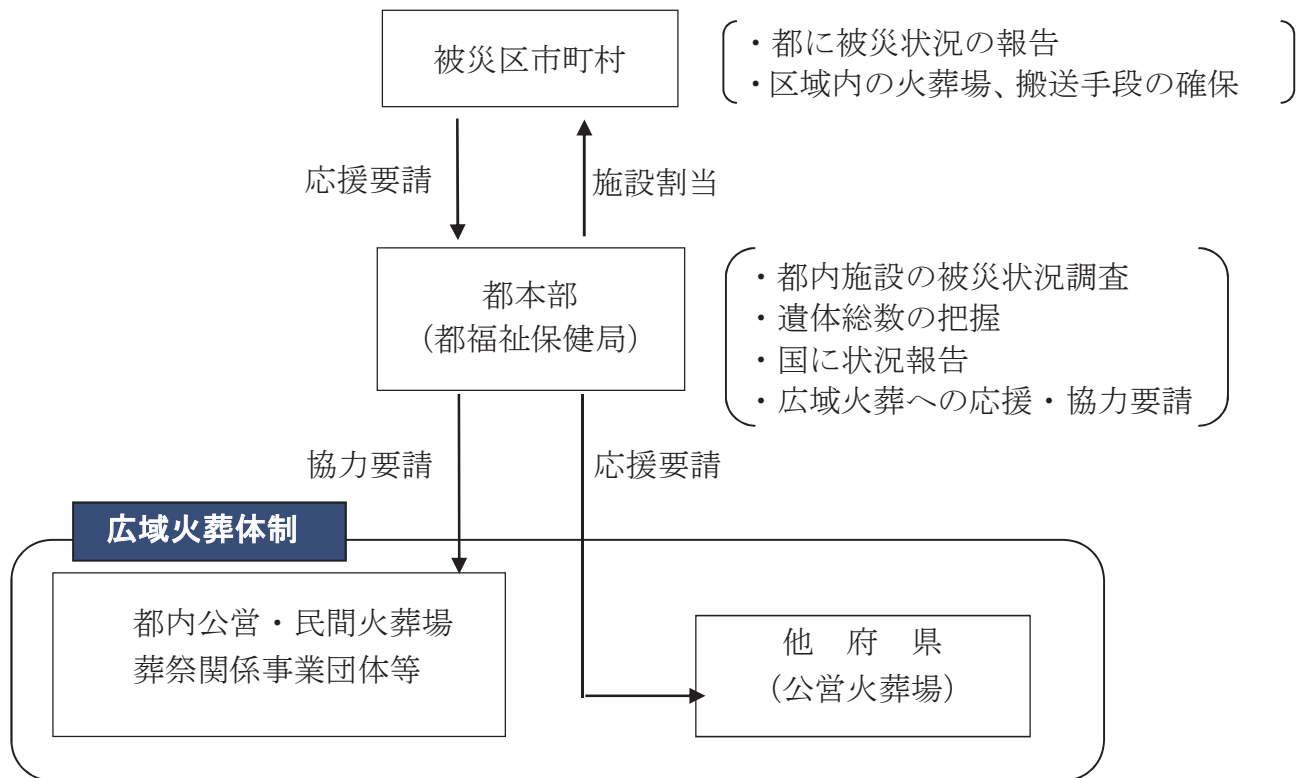
1 火葬特例の適用・許可証発行について

機関名	活動内容
区市町村	○ 通常の手続が困難な場合には、緊急時の対応として、迅速かつ的確な処理を期すため、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行

2 広域火葬の実施

機関名	活 動 内 容
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域火葬が必要と判断した場合には、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都本部に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬体制を整備 ○ 区市町村からの応援・協力要請に基づき、必要性を検証した上で、広域火葬の実施を決定。速やかに区市町村及び関係団体に周知するとともに、近隣県に今後の応援・協力の必要性を含めて通知 ○ 対応可能な都内の火葬場に対し、応援を要請し、広域火葬の受入れについての報告を求める。 また、都内で対応が困難な場合には近隣県に対し、応援・協力を要請 ○ 各火葬場の受入可能数に応じ、各区市町村に割り振るとともに、当該火葬場及び当該県に対し協力を依頼 ○ 火葬場経営者からの応援要請に基づき、他の区市町村及び近隣県等に火葬要員の派遣を要請 ○ 遺体の搬送について区市町村から要請を受けた場合は、輸送車両等の確保について、関係機関等へ協力要請する。
都建設局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管理する火葬場（瑞江葬儀場）や都納骨堂での受入れを実施 ○ 火葬体制の整備に当たり、施設を管理している立場から、関係機関に対して助言
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火葬場の被災状況を把握するとともに、棺や火葬場を確保 ○ 状況に応じて、都に広域火葬の応援・協力を要請 ○ 都内で広域火葬が実施される場合、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施と住民への広域火葬体制の広報に努める。 ○ 都の調整の下、割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項、手順等を確認 ○ 遺体の搬送に必要な車両を確保 ○ 交通規制が行われている場合には、緊急通行車両の標章の交付を受ける。遺体収容所から受入れ火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して、遺体搬送手段の確保を要請

【火葬体制】



- 区市町村は、遺体の火葬場への搬送に向けて、都内の公営・民間の火葬場や葬祭関係事業団体等と連携して棺や火葬場を確保し、通行可能な道路にて速やかに搬送する。
- 都は、都内の火葬場等の被災状況や区市町村の状況を踏まえ、広域火葬を含めた迅速な火葬体制を整備する。その際、都内公営火葬場は先導的な役割を担う。

第6節 防疫、保健衛生及び動物愛護

1 防疫体制の確立

- 被災地や避難所における防疫対策を迅速かつ的確に行うことにより、感染症の発生及びまん延を防止する。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	活動内容
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区市町村の防疫活動を支援・指導 ○ 都医師会、都薬剤師会等に区市町村の防疫活動に対する協力を要請 ○ 他縣市を含め被災地以外の自治体に対して防疫活動への応援要請と連絡調整を実施 ○ 被災地や避難所における感染症発生状況の把握及び情報提供 ○ 感染症の流行状況等を踏まえて区市町村が実施する予防接種に関する指導・調整 ○ 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保について保健所と調整 ○ 区市町村が実施する初期防疫活動において防疫用資器材が不足したときは、都福祉保健局において調達 ○ 区市町村の衛生管理対策を支援・指導 ○ 「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保 ○ 「食品衛生指導班」による食品の安全確保 ○ 区市町村における保健活動班の活動を支援
都保健所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村の防疫活動を支援・指導 ○ 被災地や避難所における感染症発生状況の把握及び情報提供 ○ 感染症の流行状況等を踏まえて市町村が実施する予防接種に関する指導・調整 ○ 避難所等における感染症集団発生時の疫学調査及び感染拡大防止対策の実施 ○ 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保 ○ 市町村の衛生管理対策を支援・指導 ○ 「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保 ○ 「食品衛生指導班」による食品の安全確保
区市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒や避難所及び患者発生等の消毒、ねずみ族、昆虫等（※）の駆除等を行う。

第11章 医療救護対策

第6節 防疫、保健衛生及び動物愛護

機関名	活動内容
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「防疫班」、「消毒班」、「食品衛生指導班」及び「環境衛生指導班」（食品衛生指導班及び環境衛生指導班は特別区及び保健所設置市のみ）を編成し、防疫活動を実施 ○ 被災戸数及び防疫活動の実施について、都福祉保健局に対し、迅速に連絡 ○ 防疫活動の実施に当たって、対応能力が十分でないとする場合は、都福祉保健局又は地区医師会、地区薬剤師会等に協力を要請 ○ 都が活動支援や指導、区市町村調整を行う場合、協力する。 ○ 被災地や避難所における感染症発生状況の把握 ○ 感染症の流行状況等を踏まえた予防接種の実施 ○ 避難所等における感染症の集団発生時の疫学調査及びまん延防止対策の実施（特別区及び保健所設置市のみ） ○ 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保（特別区及び保健所設置市のみ）
都 医 師 会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都福祉保健局長（都及び区市が設置する保健所）からの要請に応じて防疫活動に協力 ○ 都福祉保健局（都保健所を含む）又は区市町村と協議の上、防疫活動を実施

※ ねずみ族、昆虫等：感染症を媒介する、ねずみ、蚊、ハエ、ゴキブリ等のこと。

(2) 各班の役割

班名	機関名	役割
防 疫 班	区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康調査及び健康相談 ・ 避難所等の防疫指導、感染症発生状況の把握 ・ 感染症予防のため広報及び健康指導 ・ 避難所におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理
消 毒 班	区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 患者発生時の消毒(指導) ・ 避難所の消毒の実施及び指導
保 健 活 動 班	区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康調査及び健康相談の実施 ・ 広報及び健康指導
食品衛生指導班	保 健 所 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保 ・ 食品集積所の衛生確保 ・ 避難所の食品衛生指導 ・ その他食品に起因する危害発生の防止 ・ 食中毒発生時の対応

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所における食品取扱管理者の設置促進等食品衛生管理体制の確立 ・ 食品の衛生確保、日付管理等の徹底 ・ 手洗いの励行 ・ 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底 ・ 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底 ・ 情報提供 ・ 殺菌、消毒剤の調整
環境衛生指導班	保健所等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲料水の塩素による消毒の確認 ・ 都民への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布 ・ 都民への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導 ・ 避難所の過密状況や衛生状態を調査・確認 ・ 避難所における室内環境の保持や寝具類の衛生確保のための助言・指導 ・ 避難所におけるハエや蚊の防除方法についての助言・指導

- 防疫班は、医療救護班・保健活動班等と緊密に連携をとりながら、被災住民の健康調査を行い、感染症患者の早期発見に努め、被災地や避難所の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて感染症予防のための対策を行う。
 - 消毒班は、防疫班と緊密に連携をとりながら、患者発生時の消毒(指導)・避難所の消毒の実施及び指導を行う。
 - 保健活動班は、健康調査及び健康相談の実施と並行して、保健所の食品衛生指導班及び環境衛生指導班等の協力を得て、広報及び健康指導を行う。
 - 食品衛生指導班は、保健所長の指揮の下に、食品の安全を確保するとともに、区市町村と連携して避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。
 - ・ 都食品衛生指導班(計41班 食品衛生監視員2名/班で編成)
 - 本庁(都福祉保健局健康安全部) : 4班
 - 都保健所 : 12班
 - 健康安全研究センター : 15班
 - 市場衛生検査所 : 5班
 - 食肉衛生検査所 : 5班
 - ・ 区市食品衛生指導班(区市の食品衛生監視員で編成)
 - 都及び区、保健所設置市が編成した環境衛生指導班は、飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか、確認を行う。それ以後は、住民が自主的に消毒を行えるように環境衛生指導班が住民に消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。
- (3) 感染症対策
- 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症が発生した場合や勧告入院中

第11章 医療救護対策

第6節 防疫、保健衛生及び動物愛護

の患者に転院の必要が生じた場合などには、都福祉保健局と都保健所、特別区保健所及び政令市保健所（以下「都区市保健所」という。）が連携して、受入先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保を行う。

- 都福祉保健局及び都区市保健所は、被災地や避難所における感染症の発生状況を把握し、評価・分析した情報を提供するとともに、必要に応じて感染拡大防止に向けた注意喚起を実施する。
- 区市町村は、インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、予防接種を実施する。
- 都福祉保健局は、インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、区市町村に対して（保健所設置市を除く市町村は都保健所を通じて）、予防接種の実施に関する指導・調整を行う。
- 都区市保健所は、避難所等において感染症の集団発生が確認された際には、防疫班と連携して疫学調査及び感染拡大防止対策を迅速かつ的確に実施する。

2 防疫用資器材の備蓄・調達

- 区市町村は、防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定しておく。
- 区市町村が実施する初期防疫活動において防疫用資器材が不足したときは、都福祉保健局において調達する。
- 都福祉保健局は、施設倒壊などにより薬品等が不足した場合に備え、民間薬品会社からの受入・調達計画及び他縣市等からの受入・調達計画を策定する。

3 保健活動

(1) 保健活動班の編成

- 区市町村は、巡回健康相談等を行うため、保健師・栄養士、歯科衛生士その他必要な職種からなる保健活動班を編成して避難所等に派遣する。

(2) 保健活動班の活動内容

- 保健活動班は、環境衛生指導班や食品監視班、防疫班と連携し、避難住民等の健康管理に関する活動を行う。
- 保健活動班は、避難所における健康相談、地域における巡回健康相談、その他必要な保健活動を行う。

(3) 他縣市等からの応援職員の受け入れ

- 都は、区市町村との協議のうえ、必要に応じて応援協定に基づき、関係縣市等に保健活動班の派遣を要請する。
- 都及び区市町村は、派遣職員の受け入れ及び搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保を図る。

(4) 都の役割

- 都は、保健活動班に関する総合的な指揮命令及び連絡調整を行う。
- 都は、区市町村における保健活動班の活動が円滑に行われるよう支援する。

4 地域精神保健活動

- 都は、都全体の精神保健に関する情報を収集し、迅速に区市町村へ提供する。
- 都は、被災状況に応じて、東京 DPAT 登録医療機関へ派遣要請を行うとともに、厚生労働省（DPAT 事務局）を通して、他県 DPAT へも派遣要請をし、受入れの調整を行う。
- 都は、被災区市町村の要請に基づき、東京 DPAT 及び他県 DPAT を派遣する。
- 避難所等での精神疾患の急性増悪者等への対応等を行うため、東京 DPAT 及び他県 DPAT を派遣し、災害派遣医療チーム・保健師チーム等との連携により支援を行う。
- 東京 DPAT 及び他県 DPAT は、被災区市町村の災害医療コーディネーターの助言の下、避難所での保健師チーム等との連携により、精神保健相談、精神保健に関する普及啓発等の活動を実施する。
- 東京 DPAT 及び他県 DPAT は、被災区市町村で活動する支援者に対して、支援者の心身の健康を維持できるよう助言等を行う。
- 都は、東京都全域及び区市町村間の精神保健医療に関する連絡調整を行う。
- 都立の3つの精神保健センターにおいて、精神保健福祉相談を実施する。

5 精神医療体制の確保

- 都及び区市町村は、必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。
 - 都及び区市町村は、被災住民の心的外傷後ストレス障害（PTSD）をも視野に据えてのメンタルヘルスケア体制整備を図り、被災の状況に即して活動する。
- (1) 入院患者対策
- 被災した精神科病院の入院患者については、災害拠点精神科病院及び災害拠点精神科連携病院への受け入れを円滑に行う。
また、東京精神科病院協会と連携し、被災を免れた地域の精神科病院への転院を図る。
 - 転院については、東京 DPAT 及び他県 DPAT を派遣し、日本 DMAT 等との連携により行う。
 - 東京 DPAT 及び他県 DPAT は、派遣された区市町村内の精神科医療機関の機能補完を行う。
 - 精神科災害医療体制の状況を把握し、必要に応じて厚生労働省（DPAT 事務局）及び他県の精神科病院に転院先の要請を行う。
- (2) 措置患者対策
- 措置診察体制のため指定医の確保等を行う。
 - 措置患者の緊急受け入れについては、一時的に都立病院で行い、その後、都の精神科災害医療体制の中で空床状況を確認し患者を転送する。
- (3) 通院患者対策
- 都及び区市町村は、精神科病院・診療所の外来実施状況について、状況の把握・提供ができるよう努める。

6 透析患者等への対応

(1) 透析患者への対応

- 都は、東京都透析医会等の協力を受け、日本透析医会ネットワークホームページやメーリングリスト等により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集し、透析医療機関等の受入調整の状況を確認する。各ネットワーク及び都に集約された災害時の透析医療情報は、「東京都災害医療コーディネーター」（災害時における医療救護活動の助言等を行う）と共有し、区市町村、医師会等に対し、情報を提供する。
- 都は、都内での透析医療確保が困難であると判断した場合、厚生労働省に報告するとともに、他の地方自治体に患者受け入れを要請する。
また、東京都透析医会と区市町村と相互に連絡を取り合って情報を共有し、患者搬送について関係機関と調整する。

(2) 在宅難病患者への対応

- 保健所及び区市町村は、在宅難病患者の状況把握に努める。
- 都は、区市町村からの要請に応じ、医療機関及び他道府県市等と連携し、在宅難病患者の搬送及び救護体制の支援に努める。

7 食品衛生監視

- 都福祉保健局長は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、食品衛生監視班を編成し、食品の安全確保を図る。

8 動物愛護

- 都は、危害防止及び動物愛護の観点から、負傷又は放し飼い状態の動物の保護や適正な飼養に関し、区市町村等関係機関や都獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。

(資料第67 災害時における動物保護体制(48時間から72時間後までの応急体制) P370)

(1) 被災地域における動物の保護

- 都や都獣医師会等関係団体が協働して設置する「動物救援本部」が中心となり、被災動物の保護等を行う。
- 都は、「動物保護班」及び「動物医療班」を編成し、被災住民等への動物救護に関する情報の提供、被災動物の保護、搬送及び応援要請に基づく避難所での獣医療に携わる。
- 都は、「動物救援本部」が実施する動物救護活動の一時的な拠点として、動物愛護相談センター等の動物保護施設を提供する。

(2) 「動物保護班」「動物医療班」の編成

- 発災直後には、動物愛護相談センターに「動物保護班」及び「動物医療班」それぞれ2班を配置し、発災後72時間を目途に班の充実を図る。

- 「動物保護班」は、区市町村、都獣医師会、動物愛護ボランティア等の協力の下、飼い主不明の被災動物を保護し、動物保護施設に搬送する。
 - 「動物医療班」は、「動物救援本部」からの応援要請があった場合に、動物保護施設内での動物医療に携わるとともに、区市町村等からの要請に応じて避難所等における獣医療提供等の支援を行う。
- (3) 避難所における動物の適正な飼養
- 区市町村と協力して、飼い主とともに同行避難した動物について、以下の取組を行い、適正飼養を指導する。
 - ア 各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等
 - イ 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整
 - ウ 他縣市への連絡調整及び要請

第12章 緊急輸送対策

第1節 輸送車両等の確保

○ 本節では、負傷者・救出者を早期搬送することを主眼とした車両・船舶等の確保について記載する。

1 車両の確保

(1) 調達

機関名	実施内容
都 財 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都各局は、原則として保有する車両を第一次的に使用し、不足が生じる場合は都財務局が集中的に調達する。 <ul style="list-style-type: none"> 1 乗用車 都各局の不足分は、都財務局所管車両を使用する。 2 貨物自動車 都トラック協会、都庁輸送組合、日本通運から調達する。 3 乗合自動車 東京バス協会から調達する。 4 四輪駆動車 レンタカー会社から調達する。 ○ 他府県及び関係防災機関から車両の供与があったときは、集中受入を行う。 ○ さらに、車両調達数に不足を生ずる場合は、関東運輸局のあっせんにより、所要数を調達するよう努力し、必要に応じ関東運輸局長と協議のうえ、従事命令又は輸送命令を発し、緊急輸送に必要な車両を確保する。
都 水 道 局 都 下 水 道 局 都 交 通 局 警 視 庁 東 京 消 防 庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 独自に調達計画を立てる。都財務局は、調達計画を総合調整するとともに、調達が円滑に行われるよう協力する。
関 東 運 輸 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都財務局の要請に基づき、車両の調達あっせんを行う。
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調達先及び調達予定数を区市町村地域防災計画において明確にしておくなどにより、調達体制を整える。

(2) 配分

機関名	実施内容
都 財 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 用途別必要量に応じて、都各局に対して適宜配分する。 ○ 他府県及び関係防災機関からの供与車両についても、適宜、配分する。 ○ 災害復旧計画に必要な車両は、都財務局において緊急計画をたて、災害応急用車両を転用し、輸送力を確保する。 ○ 配分手続 <ol style="list-style-type: none"> 1 都各局において、車両を必要とするときは、車種、乗車人員数又は積載トン数、台数、引渡場所、日時を明示のうえ、都財務局に請求する。 2 都財務局は所要車両を調達し、請求局に引き渡す。

2 船舶の確保

(1) 調達

機関名	実施内容
都	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都各局は、物資の輸送及び人員の搬送等のため、保有の船舶を使用するほか、船舶の必要が生じる場合には、都本部に対し、必要船舶を請求する。 ○ 都建設局は、使用可能な都建設局所有の水上バスを都本部へ報告する。 ○ 都港湾局は、東海汽船や協定締結団体から使用可能な船舶を把握し、都本部へ報告する。 (資料第 68 東海汽船所有船舶一覧 P371) ○ 都本部は、他府県及び関係防災機関から船舶の供与があったときは、船舶の把握を行う。 また、都各局は、他から船舶の供与があった場合は、都本部へ報告する。 ○ 都港湾局は、これらの船舶を把握し、いつでも調達できるよう確保する。 ○ 不足が生ずる場合は、関東運輸局のあっせんにより、所要数を調達するよう努力し、必要に応じ関東運輸局長と協議のうえ、従事命令又は輸送命令を発し、緊急輸送に必要な船舶を確保する。
関 東 運 輸 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都本部の指示に基づいた都港湾局の要請により、船舶の調達あっせんを行う。 (資料第 69 調達あっせん対象船舶一覧表 P372)

(2) 配分

機関名	実施内容
都	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都本部は、調達した船舶数及び各局の用途別配分船舶数を都港湾局に通知するとともに、各局への配分を指示する。 ○ 他府県及び関係防災機関から都に供与された船舶についても、都本部が都港湾局へ指示し、配分させる。 ○ 配分手続 <ul style="list-style-type: none"> 1 都各局が船舶を必要とするときは、船の用途、総トン数、隻数、船舶使用責任者の氏名、使用開始希望場所、日時等を明示のうえ、都本部へ要請する。 2 都本部は都各局の要請に基づく船舶必要数を調整したうえで、都港湾局に対し、調達した船舶名、運行事業者、使用開始場所等を要請局に回答させる。

3 ヘリコプター等の確保

(1) 調達

機関名	実施内容
都港湾局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都福祉保健局以外の都各局が必要とするヘリコプター等について、都本部の指令を受け、調布空港協議会及び東京ヘリポート協議会との協定に基づき、調達する。
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 傷病者、医療従事者、医薬品、医療資器材、食料品、飲料水等の搬送、その他人員物資等の搬送業務に必要なヘリコプター等は、日本救急医療財団との協定に基づき、同財団が別途協定を締結した航空会社から調達する。

(2) 配分

機関名	実施内容
都	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都港湾局は、都福祉保健局分以外の調達したヘリコプター数を都本部に報告する。 ○ 都本部は、都福祉保健局分以外の各局の用途別必要数を都港湾局に通知するとともに、都各局への配分を指示する。 ○ 都港湾局は、都本部の指示に基づき、都各局に対して適宜、配分する。 <p>(資料第70 ヘリコプター等による緊急輸送業務実施の流れ P373)</p>

第2節 輸送拠点

1 広域輸送基地

- 他府県等からの緊急物資等の受け入れ、一時保管、地域内輸送拠点等への積替・配分等の拠点として、広域輸送基地を定める。

2 地域内輸送拠点

- 区市町村の地域における緊急物資等の受け入れ、配分、被災地への輸送等の拠点として、地域内輸送拠点を定める。

3 代替地の選定

- 災害の状況により、事前に予定した輸送拠点が確保できない場合は、速やかに代替地を確保する。

第13章 応急生活対策

第1節 被災者の生活確保

1 災害時の罹災証明書交付に向けた実施体制整備

(1) 対策内容と役割分担

都は、区市町村が実施する罹災証明交付手続のシステム化や、迅速な生活復旧体制の確保を図る。

機関名	内 容
都 総 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」の実効性の向上及び継続的な見直し ○ 共同利用版のシステム利用に関する区市町村間の調整 ○ 区市町村に対する研修や訓練の実施 ○ 区市町村の応援要員の確保の検討
都 主 税 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 固定資産関連情報等に関し、区と調整
東 京 消 防 庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災による被害状況調査体制の充実 ○ 区市町村との協定締結や事前協議による火災の罹災証明書交付に係る連携体制の確立
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> ○ ガイドラインに基づき、住家被害認定調査や、罹災証明書の交付体制等を構築 ○ 住家被害認定調査や罹災証明書の交付事務手続等に関する職員研修や訓練を実施 ○ 東京消防庁との協定締結や事前協議による罹災証明書交付に係る連携体制の確立

(2) 詳細な取組内容

ア 都総務局

- 区市町村と都が協働で設立した「東京都被災者生活再建支援システム利用協議会」において、災害に係る住家被害認定調査、罹災証明書交付、被災者台帳の作成まで、一貫した実施体制の構築に取り組む。さらに、被災者台帳については、被災者生活再建支援システムを発展させ広域的な情報共有に向けて検討する。
- 平成29年5月に策定した「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」の実効性の向上及び継続的な見直しを行う。

- 全区市町村が、被災者生活再建支援システムを導入しやすい環境整備として構築した共同利用型システムの利用に関する調整及び合意形成を図る。
- 区市町村に対し、罹災証明の発行根拠となる住家被害認定調査や罹災証明書の発行体制等に関する研修及び訓練を実施する。
また、受講者をリスト化することで、応援体制の強化を図る。
さらに、都外自治体等へも上記研修への参加の働きかけ等を行い、受援応援がしやすいように被災者生活再建支援システムやガイドラインに基づく業務フローの全国的な標準化に向け検討する。
- イ 都主税局
 - 区部は、罹災証明書の交付に必要な固定資産関連情報について都主税局と連携を図る。
- ウ 東京消防庁並びに区市町村
 - 区市町村は、ガイドラインに基づき、住家被害認定調査や、罹災証明書発行体制等の庁内体制を整備するとともに、業務のマネジメントや実務を担う人材の育成に向けて研修や訓練を実施する。
 - 東京消防庁と区市町村は協定締結や事前協議等を行い、火災の罹災証明書交付に係る連携体制を確立する。
 - 区市町村は、応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違いなどについて周知するものとする。
 - 区市町村は住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

2 罹災証明書の交付準備

(1) 対策内容と役割分担

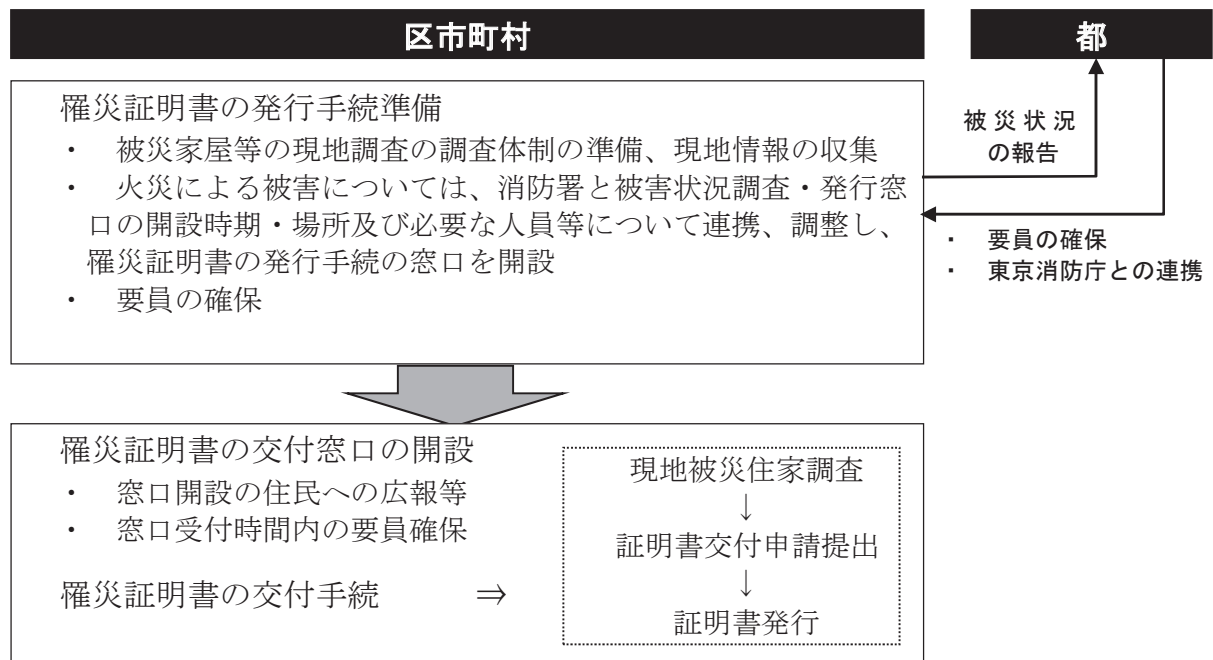
「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、住家被害認定調査及び罹災証明書交付のための準備を進める。

機関名	内 容
都 総 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区市町村の要請に応じて、関係機関や他の地方公共団体に対して、住家被害認定調査等の要員確保に関する協力を要請 ○ 職員を被災区市町村へ派遣 ○ 共同利用版の被災者生活再建支援システムの利用に関する区市町村間の調整を実施 ○ 住家被害認定調査の実施に向けて区市町村間の調整を実施

第13章 応急生活対策
第1節 被災者の生活確保

機関名	内 容
東京消防庁	○ 火災による被害状況調査の実施に向けて、区市町村と調整
区市町村	○ 住家被害認定調査及び罹災証明書交付の実施体制を構築 ○ システム稼働に向けた準備や資機材を確保 ○ 住家被害認定調査実施に向けた計画等を策定

(2) 業務手順



(3) 詳細な取組内容

ア 都総務局

- 区市町村が実施する住家被害認定調査のほか、罹災証明書の交付手続事務に関する応援要請に対して、関係機関や他の地方公共団体等人員調整を広域的に実施する。
- 共同利用版のシステム利用自治体間における、調査表読込端末の配置や住基情報のインポートなど必要な事項の調整を行う。
- 住家被害認定調査における調査対象や被害区分（全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊・床上浸水・床下浸水）等について区市町村間の調整を行う。

イ 東京消防庁

- 火災による被害状況調査の実施に向けて、区市町村と連携を図る。

ウ 区市町村

- 住家被害認定調査の実施や罹災証明書の交付に向けて、庁内連携及び応援職員の確保も含めて体制を構築する。
- 被災者生活再建支援システムに最新の住民情報や家屋情報を登録するなど、システム稼働に向けた準備や資機材の確保を行う。

- 住家被害認定調査の調査方針、調査体制、業務日程などを含む調査計画を策定し、調査員及び庁内外の関係部署と共有したうえで、被害認定調査を実施する。
- 火災による被害状況調査の実施に向けて、東京消防庁と連携を図る。

3 罹災証明書の交付

(1) 対策内容と役割分担

- 「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、住家被害認定調査を実施し、罹災証明書を交付するとともに、被災者台帳を作成する。

機関名	内容
都 総 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 罹災証明書交付窓口の開設時期等について区市町村間の調整を実施 ○ 住家被害状況や被災者に対する支援状況の全体像の把握
東 京 消 防 庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防署と区市町村が連携し、発行時期や発行場所等について調整を図り、火災の罹災証明書の発行手続の支援を実施
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住家被害認定調査の結果に基づき、罹災証明書の交付手続を実施 ○ 必要に応じて住家被害の再調査（第2次調査）を実施 ○ 被災者台帳を作成し、被災者生活再建支援の進捗状況を管理

(2) 詳細な取組内容

ア 都総務局

- 罹災証明書発行窓口の開設時期等に関する区市町村間の調整を行う。
また、住家被害認定調査や罹災証明書の交付が進捗する中で課題が発生した場合についても調整を行う。
- 都は、住家被害状況の全体像を区市町村から把握する。
また、被災者に対する支援状況についても全体把握し、都における支援策の検討に活用する。

イ 東京消防庁

- 火災による被害状況調査及び罹災証明書の発行について、区市町村と連携を図る。

ウ 区市町村

- 住家被害認定調査を実施するとともに調査結果をデータ化し、罹災証明書の交付に備える。
- 住家被害認定調査の進捗状況や仮設住宅入居などの日程を確認しながら、交付日程について庁内調整するとともに、交付場所や資機材を確保する。
また、都や区市町村と交付日程の足並みを揃えるなど調整をしたのち、

交付日程等について被災者に広報する。

- 住家被害認定調査の結果を被災者に説明しながら罹災証明書を交付し、被災者から同意が得られない場合には再調査（第2次調査）を実施する。
- 罹災証明書交付時に確定した情報等を基に被災者台帳を作成し、被災者の生活再建支援の進捗状況を管理する。
- 火災による被害状況調査及び罹災証明書の発行について、東京消防庁と連携を図る。

4 生活相談

機関名	内 容
都	○ 区市町村が被災者台帳の作成のため、都が保有する被災者に関する情報を必要とし、その情報の提供の求めがあったときは、被災者に関する情報の提供を実施
都生活文化局	○ 常設の都民相談窓口、又は災害の規模に応じて臨時相談窓口を開設し、被災者の生活に関する相談、要望等に対応する。
警 視 庁	○ 警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を設置して、警察関係の相談にあたる。
東 京 消 防 庁	○ 災害の規模に応じて、本部庁舎、消防署、消防出張所等に消防相談所を設置し、消防相談にあたる。
区 市 町 村	○ 被災者のための相談所を設け、要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請する。

5 災害弔慰金等の支給

- 都福祉保健局・区市町村は、自然災害により死亡した都民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、自然災害により精神的又は身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。
- 日赤東京都支部では、災害救援品の支給基準に基づき、日赤各地区からの申請により、被災した者に対して、災害救援物資の配分を行う。

(資料第71 災害弔慰金等の支給 P374)

(資料第72 災害救援物資等の支給 P374)

6 災害援護資金等の貸付

- 都福祉保健局・区市町村は、災害救助法が適用となる自然災害により家財等に被害を受けた世帯の世帯主に対して、生活の立て直し資金として、災害援護資金を貸し付ける。
- 都福祉保健局・東京都社会福祉協議会は、被災した低所得世帯を対象に、生活の立て直しのための生活福祉資金や、緊急かつ一時的に生活費が必要な場合の緊急小口資金を貸し付ける（生活福祉資金については、災害援護資金の貸付対象となる場合は原則として対象外）。

(資料第73 災害援護資金・生活福祉資金の貸付 P375)

7 職業のあっせん

機関名	内 容
区 市 町 村	○ 被災者の職業のあっせんについて、都に対する要請措置等の必要な計画を策定する。
東 京 労 働 局	○ 災害による離職者の把握に努めるとともにその就職については、区市町村の被災状況等を勘案の上、都内各公共職業安定所(17か所)と緊密な連絡をとり、公共職業安定所を通じ速やかに、そのあっせんを図る。 ○ 他府県への就職希望者については、ハローワークシステムの活用等により、他府県と連絡調整を行い雇用の安定を図る。 ○ 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所の長を通じ、次の措置を講ずる。 1 被災者のための臨時職業相談窓口の設置 2 公共職業安定所に出向いて行くことの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

8 租税の徴収猶予及び減免等

機関名	内 容
都 主 税 局	○ 被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法又は東京都都税条例により、都税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して、適時、適切な措置を講ずる。
区 市 町 村	○ 区市町村は、被災者に対する区市町村税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を策定する。
東 京 労 働 局	○ 災害により、労働保険適用事業主が納期限内に労働保険料を納付することが困難となった場合、被災した労働保険適用事業主に対し、その申請に基づき1年以内の期間に限り、労働保険料の納入期限の延長措置を講ずる。

9 その他の生活確保

機関名	内 容
都 港 湾 局	○ 東京都営空港に係る航空機事故被害者生活再建支援に関する制度 東京都の区域内において発生した、都営空港を離着陸する航空機による事故の被害者に対し、東京都営空港条例に基づき、住宅の建替え及び修繕などの生活再建を支援するための資金を支給する。

第13章 応急生活対策
第1節 被災者の生活確保

機関名	内 容
東京労働局	<p>1 雇用保険の失業給付に関する特別措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害により、失業の認定日に出向いて行くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。 <p>2 労働保険料等の徴収の猶予</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災した労働保険適用事業主に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納入期限の延長等の措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> ア 納期限の延長 <p>災害により、労働保険適用事業主が納期限内に労働保険料を納付することが困難となった場合、その申請に基づき1年以内の期間に限り、納期限を延長する。</p> イ 制度の周知徹底 <p>区市町村及び労働保険事務組合等の関係団体に対して、該当適用事業主に対する制度の周知を要請する。</p>
関東森林管理局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 知事等から被災地等における木材の需給安定等について要請があった場合、その必要があると認めるときは、国有林材の供給の促進、輸送販売の実施、木材関係団体等への要請等に努める。
日本郵便	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。 <ol style="list-style-type: none"> 1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除 3 被災地あて救助用郵便物の料金免除
日本放送協会	<ul style="list-style-type: none"> ○ NHK 厚生文化事業団との協力により、被災者の各種相談等の実施、また、医療団、防災班の派遣等の奉仕を図る。 ○ 被災者の受信料免除 ○ 状況により避難所へ受信機を貸与する。
NTT 東日本 NTT コミュニケーションズ NTT ドコモ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免することがある。 ○ 料金等の減免を行ったときは、関係の電話サービス取扱所、各社ホームページ、テレビ、ラジオ及び新聞の掲示等の方法により、その旨を周知する。

第2節 中小企業への融資

- 災害により、被害を受けた中小企業及びその組合に対し、都及び政府系金融機関は、事業の復旧に必要な資金の融資を行い、事業の安定を図る。

第3節 農林漁業関係者への融資

1 日本政策金融公庫による融資

- 農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、日本政策金融公庫から貸付を行わせるものとし、必要枠の確保、早期貸付等につき適切な措置を講じ、又は指導を行う。

2 経営資金等の融通

- 都は、農林水産物の被害が一定規模以上である場合においては、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用を受けて、被害農林漁業者等に対する経営資金等の融通等の措置を講ずる。

3 農林漁業団体に対する指導

- 都は、災害時において、被災農林漁業者等が緊急に必要とする資金の融通等に関し、農林中央金庫、関係金融機関等に対し、つなぎ資金の融通の依頼その他被害の実情に即し適切な指導を行う。

第4節 義援金等の取扱い

1 義援金募集の検討

- 都、区市町村、日本赤十字社各機関は、被害の状況等を把握し、義援金の募集を行うか否かを検討し決定する。

2 東京都義援金配分委員会の設置

- 義援金を、適切に募集・配分するため、都本部に東京都義援金配分委員会(以下、本節において「都委員会」という。)を設置する。
- 都委員会は、次の事項について審議し、決定する。
 - (1) 被災区市町村への義援金配分計画の策定
 - (2) 義援金の受付・配分に係る広報活動
 - (3) その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項

- 都委員会は、都、区市町村、日本赤十字社東京都支部、その他関係機関等の代表者により構成する。

3 義援金の募集・受付

機関名	内 容
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 義援金の募集が決定した場合は、募集口座を開設するとともに、ホームページに掲載する等により、広く周知を図る。 ○ 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記の口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。 ○ 都福祉保健局は、義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、預り金として都委員会が指定する方法で管理する。 ○ 区市町村等の義援金の募集・受付状況等を把握する。 ○ 義援金の募集・受付に関して、区市町村、日本赤十字社、関係機関等と情報を共有する。
区 市 町 村	<p><区市町村独自の義援金></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 義援金の募集を行う場合は事前に定めた内容により、適切に取り扱う。 ○ 義援金の募集・受付に関して、都、日本赤十字社、関係機関等と情報を共有する。 <p><都の義援金募集への協力></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都の義援金募集に協力して受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。 ○ 都の義援金募集に協力して受け付けた義援金については、都委員会に報告するものとし、都委員会の指定する口座に送金する。 なお、送金するまでの間は、「預り金」として銀行口座で一時保管する。
日赤東京都支部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日赤東京都支部事務局(振興部振興課)及び都内日赤施設並びに各地区において受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、郵便局・銀行に災害名を冠した義援金受付専用口座を開設し、受付期間を定めて振込による義援金を受け付ける。 ○ 災害の状況により、都内他の場所又は都外においても、日赤本社、全国の日赤支部・日赤各施設及び地区に設置した受付窓口等で受け付ける。

機関名	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記の口座振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。 ○ 受領した義援金は、都委員会に送金するまでの間、支部長名義の口座を開設し、預り金として、一時保管する。 <p>(注) 義援物資は、原則として受け付けない。</p>
都 総 務 局 関 係 機 関 等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国又は地方公共団体からの知事あての見舞金は、都本部（都総務局）にて受け付ける。 ○ 都各局・関係団体等は義援金の募集に協力する。 ○ 金融機関は、都及び区市町村の義援金口座の開設に協力する。 ○ 報道機関及び関係団体等は、義援金募集の広報に協力する。

4 義援金の配分

機関名	内 容
都 福 祉 保 健 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都委員会の開催 義援金の募集開始後、都委員会を開催する。 ○ 義援金の送金 都委員会で決定した配分計画に基づき、義援金を区市町村に送金する。 ○ 義援金の募集方法、寄せられた義援金額や配分状況について、ホームページに掲載する等により、広く周知を図る。
区 市 町 村	<p><都委員会からの受入れ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都委員会から配分される義援金を受け入れるため、銀行等に普通預金口座を開設し、都に報告する。 <p><義援金の支給></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災区市町村は、都委員会から送金された義援金を、配分計画に基づき、速やかに被災者に支給する。 ○ 被災区市町村は、被災者への義援金の支給状況について、都委員会に報告する。
日 赤 東 京 都 支 部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受領した義援金は、委員会に送金するまでの間、支部長名義の口座を開設し、「預かり金」として、一時保管する。 ○ 義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、都委員会に送金する。

5 義援物資の取扱い

- 平成24年7月31日に発表された、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」とされている。
- 都福祉保健局・区市町村は、義援物資の取扱いについて、上記の報告内容や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報するなど迅速に対応していく。

第14章 公共施設等の応急・復旧対策

- 上下水道、電気、ガス、通信などのライフライン関係機関における活動態勢を確立し、各機関が相互に連携を保ちながら応急対策、危険防止のための諸活動を迅速に実施する。
- 特に、大規模停電時など、公共施設等の活動に必要な不可欠な電力の供給が停止した場合、都は各施設の非常用発動発電機を継続的に稼働させるため、石油供給団体との協定に基づき、燃料の補給ができるよう調整を行う。
(資料第74 大規模災害時における石油燃料の安定供給に関する協定 P377)
(資料第75 大規模災害時における石油燃料の安定供給等に関する協定 P378)

第1節 電気施設

1 活動態勢

(1) 非常災害対策本(支)部の設置

- 災害が発生したとき、東京電力グループは非常災害対策本(支)部を設置する。
- 本部は、本社、総支社、電力所、原子力発電所及び建設所に設置する。
また、支部は、支社、その他店所が指定した第一線機関等に設置する。
- 夜間休日等の緊急呼集及び交通機関、通信の途絶に対応できるよう、要員の選抜、呼集方法、出勤方法等につき検討し、適切な活動組織を編成する。

(2) 要員の確保

- 災害が発生したとき、非常災害対策本(支)部長は、情勢に応じた非常態勢を発令する。
- 非常災害対策本(支)部長は、当該本(支)部編成のため必要とする要員について、その出勤を指示する。
- その他の社員は、非常災害に対する安全対策を実施し、可能な限り通常の業務に従事する。
- 非常態勢が発令された場合、非常災害対策本(支)部は協力会社に対し、その旨を連絡し、必要があればただちに応援を求める。

(3) 情報連絡活動

- 本社本部は、定期的に諸情報を被害店所本部から収集する。
- 被害店所本部は、現地の実態を速やかに把握するため、第一線機関の動員などにより、確実な被害状況の収集に努める。

2 応急対策

(1) 資材の調達・輸送

ア 資材の調達

- 第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により速やかに確保する。
 - (ア) 第一線機関等相互の流用
 - (イ) 本社本部に対する応急資材の請求
- イ 資機材の輸送
 - 非常災害対策用資機材の輸送は、あらかじめ調達契約をしている輸送会社の車両、船艇等により行う。
 - 輸送力が不足する場合には、他の輸送会社から車両、船艇等の調達を対策本部において適宜行い、輸送力の確保を図る。
- (2) 災害時における危険予防措置
 - 水害及び火災の拡大等に伴い円滑な防災活動のため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。
- (3) 災害時における応援の組織・運営
 - 本社本部及び店所本部は、被害が多大な被災地の店所本部及び第一線機関支部のみの災害活動では早期復旧が困難であると判断した場合には、他店所本部、支部及び協力会社に、被害、復旧状況を勘案したうえ、必要な応援要員を要請する。
- (4) 応急工事
 - 応急工事の実施にあたっては、原則的に人命にかかわる箇所、復旧対策の中核となる官公庁(署)、民心の安定に寄与する報道機関、避難所等を優先するなど災害状況、各施設の被害復旧の難易度等を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものから行う。
- (5) 災害時における電力の融通
 - 各電力会社と締結した「全国融通契約」及び電力広域的運営推進機関の指示に基づき、緊急災害時においてもこれに準じて実施する。
- (6) その他
 - 災害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合、又は工事力を動員してもなお応援隊を必要と判断される場合には、本社対策本部は自衛隊の派遣を要請する。
なお、この場合の要請は都本部を経由して行う。

3 復旧対策

- 本復旧を原則とするが、災害の規模、設備の重要度、被害の状況等によりやむを得ないものについては、仮復旧工事を施す。各設備の復旧は、災害状況、被害状況、被害復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、あらかじめ定めた復旧順位により実施する。

第2節 ガス施設

- 地域住民、各防災機関の協力のもとに、被害状況を迅速・的確に収集し、災害復旧計画を策定する。
- ガス施設の復旧は、付近住民の安全を第一に考えたうえで、可及的速やかに行う。

1 活動態勢

- 東京ガスは本社に非常事態対策本部を設置するとともに、各事業所に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。
- 東京ガス以外の各社も、各社の規定に基づき態勢をとる。

2 応急対策

(1) 災害時の初動措置

- ア 官公庁、報道機関及び社内事業所等からの被害情報収集
- イ 事業所設備等の点検
- ウ 製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止
- エ ガス導管網の地域ブロック化及び被害地区における供給操作
- オ その他、状況に応じた措置

(2) 応急措置

- 非常事態対策本部の指示に基づき、各事業所は有機的な連携を保ちつつ施設の応急措置にあたる。
- 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。
- 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切り替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。
- その他現場の状況により適切な措置を行う。

(3) 資機材等の調達

- 復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により確保する。
 - ア 取引先やメーカー等からの調達
 - イ 各支部間の流用
 - ウ 他ガス事業者からの融通

(4) 車両の確保

- 本社地区に、緊急車及び工作車を配備しており、常時稼動可能な態勢にある。

3 復旧対策

- ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。

第3節 水道施設

1 浄水施設

- 復旧にあたっては、他施設からのバックアップや配水調整等により、断水区域を最小限にとどめ、速やかに被害施設の復旧に努める。

2 配水施設

- 復旧にあたっては、随時、配水系統などの変更を行いながら、あらかじめ定めた順位をもとに、被害の程度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。

第4節 下水道施設

- 大規模事故により局施設に被害が生じた場合は、汚水、雨水の流下及び処理に支障のないように応急措置を講じる。

1 災害時の活動態勢

- 被害の状況に応じ、職員の配置を行い、下水道施設の被害に対し、迅速に応急・復旧活動を行う。
- 被害が大規模で、復旧に緊急を要する場合に協力を得ることができるよう、都下水道局では民間団体と応急復旧業務に関する協定及び細目協定を締結している。

2 応急復旧対策

(1) 災害復旧用資器材の整備

- 迅速に応急措置活動を実施するため、災害復旧用資器材を水再生センター及びポンプ所に備蓄する。

また、災害時の応急復旧に関する協定を締結している民間団体に対し、資器材の備蓄について協力を求める。

(2) 管きょ

- 管きょの被害に対しては、汚水・雨水の流下及び処理に支障のないよう、迅速に応急措置を講ずる。
- 工事中の箇所においては、請負者に被害を最小限に止めるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資器材の補給を行わせる。

(3) 水再生センター・ポンプ所

- 停電が発生した場合、ディーゼル発電機やガスタービン発電機などの非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、揚水機能を確保す

る。

- 非常用発電機と電力貯蔵型電池を組み合わせることなどにより、電源の信頼性向上を図る。

3 下水道施設の復旧計画

- 被害が発生したときは主要施設から速やかに復旧を図る。
- 復旧順序については、まず水再生センター、ポンプ所、幹線管きょ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きょ、枺・取付管の復旧を行う。

4 市町村との役割分担

- 単独公共下水道や流域関連公共下水道の復旧活動等については、その市町村の定める地域防災計画による。都下水道局は、必要に応じて市町村への技術支援を実施する。

第5節 通信施設

1 活動態勢

- 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、各社の規定に基づき災害対策本部を設置する。
- 各社の災害対策本部は、被害状況、通信施設の疎通状況等の情報収集を行い、重要通信を確保し応急復旧対策、広報活動その他の業務を行う。
また、都本部並びに国等の関係防災機関との連絡・調整を行う。

2 応急対策

- 災害対策本部の指示のもと災害対策用機材、車両等を確保し、各社の規定に基づき対策組織を編成し、通信回線の確保や通信の途絶防止などの応急対策を行う。

3 復旧対策

- 被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行うなど、早期復旧に努める。
- 応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、この結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。

第6節 道路交通施設

- トンネル内の車両火災等の大規模事故が発生した場合、各道路管理者等は被害状況の調査を行ったうえ、関係機関と協力し、焼失車両の除去及び道路施設の復旧対策を実施して、交通の回復を図る。

機関名	内 容
都 建 設 局	<p>○ 都建設局が所管する道路において、大規模な事故が発生した場合、被害を最小限にし、できるだけ速やかに交通確保を図るため、次の措置を講ずる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 関係機関への連絡、調整 2 応急措置の実施 3 被災した施設の安全点検及び応急復旧の実施
都 港 湾 局	<p>○ 被害を受けた道路を速やかに復旧し、交通の確保に努める。</p> <p>○ 応急復旧作業は、主として協力団体に委託して行い、当初は緊急道路障害物除去路線を最優先に行う。その後、逐次所管道路の障害物除去及び復旧作業を行う。</p>
関東地方整備局	<p>○ パトロールによる巡視結果等をもとに被害を受けた道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行い、緊急輸送路としての機能確保に努める。</p>
東日本高速道路 中日本高速道路	<p>○ 速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を行う。</p> <p>○ 通行止めを実施しているときは、少なくとも、上下車線が分離されている道路にあっては上下線各1車線又は片側2車線を、分離されていない道路にあっては1車線を、走行可能な状態に速やかに復旧させる。</p>
首都高速道路	<p>○ 災害が発生したときは、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧に努める。 2 工事の箇所については、その被災の状況に応じて必要な措置を講ずる。

第7節 空港施設

- 東京都営空港内において航空機の事故が発生した場合、各空港管理事務所は滑走路、誘導路、エプロン、その他施設を点検し、被害状況を把握するとともに、速やかに復旧作業を行い、関係機関と調整のうえ空港機能の早期回復を図る。

- 東京国際空港内において航空機の事故が発生した場合、東京空港事務所は滑走路、誘導路、エプロン、その他施設を点検し、被害状況を把握するとともに速やかに復旧作業を行い、関係機関と協力のうえ空港機能の早期回復を図る。

第8節 鉄道施設

- 衝突、脱線、列車火災等の大規模事故が発生した場合、迅速な復旧対策を実施し、輸送力の早期回復を図る。
- 関係機関が実施する復旧対策は、次のとおりである。

機関名	復旧対策
都 交 通 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 動員体制 別に定める緊急時の動員体制により、事故の規模に応じた職員を動員し、場合によっては協力会社の応援を得て、緊密な連絡の下に復旧体制を整える。 ○ 被害状況の調査 被害状況の調査は、それぞれ所管範囲について必要事項を調査し、資料を収集するなどして、事実を明確に把握しておく。 ○ 復旧体制 復旧は、障害物の除去及び施設の損壊等からの二次災害の防止を最優先とし、部分的に運転可能な区間の確保等を図り、早急に全線の復旧に努める。
鉄 道 事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運行基準 各鉄道事業者の運行基準に従い、速度規制又は運転中止を行う。 ○ 災害時の応急措置 各鉄道事業者は、災害対策本部を設置し、旅客の安全及び運輸の確保に努める。 ○ 事故発生時の救護活動 各鉄道事業者は、負傷者の救護を優先的に行い、必要に応じ、警察及び消防署に出動要請する。 ○ 復旧対策 各鉄道事業者は、被害状況を調査し、必要に応じ、迅速かつ適切に復旧作業を行う。

第9節 社会公共施設等

1 都立病院

(1) 停電時の措置

- 自家発電装置に切り替え、手術等緊急に必要な電源を確保する。
- (2) 給水不能時の措置
 - 緊急時、受水槽の水を給水するが、なお不足するときは、都災害対策本部が設置された場合には都本部を通じて、都水道局に応急給水(給水車等)を要請する。
- (3) 一般回線不通時の措置
 - 衛星通信機器等を活用し、病院経営本部及び各都立病院間で音声通信、データ通信等による情報収集を行う。
- (4) 患者の避難措置
 - 常時、担架送者と独歩可能者を把握し、災害時において必要がある場合、担架送者を優先的に避難させるとともに、独歩可能者を安全な場所に誘導する。
 - 避難場所はあらかじめ選定しておく。
- (5) 職員参集上の措置
 - 病院経営本部緊急時安否確認システムにより、職員の安否確認及び参集確認を行い、参集体制の構築を図る。
- (6) 重要器材等の保管措置
 - 手術用器材その他緊急必要器材については、常時、安全保管及び緊急持ち出しの体制を確保する。
 - 放射性同位元素(RI)使用施設については、災害の状況に応じて立入禁止等危険防止の措置を講ずる。

2 各医療機関

- 施設長は、あらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。
- 通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとるなど万全を期する。

3 社会福祉施設等

- 社会福祉施設等の責任者は、被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認する。必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。
- 利用者の状況、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。
- 施設独自での復旧が困難である場合は、区市町村が組織した「要配慮者対策班」等関係機関に連絡し援助を要請する。
- 被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。